



神奈川県

環境農政局環境保全部資源循環課

KANAGAWA

神奈川県循環型社会づくり計画



平成24年3月

(神奈川県廃棄物処理計画 改定)

表紙の写真は、ごみ散乱防止、再利用・資源化や環境美化をテーマに、県内の小・中・高校生を対象として毎年度実施しております「かながわゴミゼロクリーンポスターコンクール」の平成23年度最優秀作品です。

ごあいさつ



私たちが享受してきた生活の豊かさを、確実に将来の世代へ引き継いでいくためには、天然資源の消費や廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷をできるだけ少なくする、持続可能な社会をつくっていかねばなりません。

特に本県は、狭い県土に約 905 万人の方々が生活し、事業活動も活発に行われていることから、平成 21 年度には 2,029 万トンもの廃棄物が排出されています。持続可能な社会の実現には、廃棄物の発生抑制とともに、適正処理を前提とした循環的利用の促進が重要な課題となっています。

そのため、県は、平成 13 年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という、いわゆる 3R（スリーアール）の推進や不法投棄防止対策などに取り組んできました。しかし、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移するとともに、広域的な災害廃棄物処理体制の構築など東日本大震災を教訓とした新たな課題も明らかになってきています。また、計画策定から 10 年が経過し、この間の実績をもとに計画目標等を見直す必要も生じています。

そこで、このたび、「神奈川県廃棄物処理計画」を全面的に改定し、本計画の目的をわかりやすく示すため、計画の名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」と改めるとともに、基本理念（県の目指すべき姿）に「廃棄物ゼロ社会」を掲げました。これは、個々の県民、事業者にとって「不要なもの」であっても、社会全体としては有用な「資源」として循環させ、将来、廃棄物と呼ばれるものが「ゼロ」になる地域社会を目指すという考え方を明確に打ち出したものです。

この「廃棄物ゼロ社会」を実現するためには、県民・事業者等がそれぞれライフスタイル、ビジネススタイルを意識的、主体的に転換する必要があります。一朝一夕に実現するものではありませんが、神奈川がその先頭に立ち、一步一步着実に取組みを進め、目指す姿を明確に示すことによって、本県に住み続けたい、何度も訪れてみたいと思う人々が増えていくものと考えます。

県が掲げる「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、こうした環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築にほかなりません。県としては、県民、団体、企業、市町村の皆様と共に、その実現に全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の改定に当たりましては、多くの県民の皆様や、市町村から貴重なご意見を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

神奈川県知事 馬場祐治

神奈川県循環型社会づくり計画 目次

I	はじめに	
1	改定の趣旨	1
2	循環型計画の性格	1
3	循環型計画の期間	2
4	循環型計画と他の県計画との関係	2
5	循環型計画と市町村計画との関係	2
II	計画改定の前提	
1	計画改定（平成20年3月）以降の状況の変化	4
2	廃棄物の現状と課題	
	（1）一般廃棄物の現状と課題	8
	（2）産業廃棄物の現状と課題	13
	（3）不法投棄、散乱ごみの現状と課題	19
3	平成21年度目標に対する達成状況と評価	21
4	廃棄物の将来推計	
	（1）一般廃棄物	23
	（2）産業廃棄物	24
III	基本理念（本県の目指す姿）	25
IV	計画目標	
1	計画目標	26
2	廃棄物の将来推計（計画実施後）	29
V	施策事業体系	
1	施策の基本的な方向	31
2	施策事業の柱	31
	大柱（Ⅰ）資源循環の推進	32
	中柱 1 生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進	32
	中柱 2 事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進	35
	中柱 3 発生抑制等の基盤整備	39
	中柱 4 低炭素社会に向けた発生抑制等の推進	41
	大柱（Ⅱ）適正処理の推進	42
	中柱 1 廃棄物の適正処理の推進	42
	中柱 2 不法投棄の未然防止対策の推進	46
	大柱（Ⅲ）大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築	48
VI	計画の推進	
1	県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働	49
2	計画の進行管理	49
VII	物質フロー（参考：ものの流れ）	
1	物質フロー（ものの流れ）の現状	50
2	平成16年度と平成11年度及び全国値との比較	50
	<参考資料>	52

I はじめに

1 改定の趣旨

本県では、循環型社会★「用語の解説」参照（以下同じ）の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくために、平成 14 年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、平成 17 年 3 月及び平成 20 年 3 月に改定を行うなど、計画に位置付けられた施策事業を見直しながら推進してきました。

しかし、廃棄物の発生抑制★や適正処理等、廃棄物を取り巻く諸課題は依然として残されているだけでなく、前回の改定後には、東日本大震災の発生等、新たな状況も生まれ、従来の取組を再検討する必要も生じています。

さらに、中・長期的には、資源の制約、地球温暖化★等の課題に対応し、持続可能な社会を今後の世代に引き継ぐために、資源循環を進め、社会の中から廃棄物となるものを最終的になくしていくことが必要です。

そこで、今回は、主に次のような改定を行います。

（改定のポイント）

① 計画名称・基本理念

循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため、計画の名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）に改めるとともに、新たな基本理念として「廃棄物ゼロ社会」（25 ページに記載）を掲げます。さらに「物質フロー★」（50 ページに記載）を作成し、社会全体における「もの」の流れや資源化★の状況を把握します。

② 計画目標、計画期間

更なる 3R★（発生抑制、再使用★、再生利用★）の促進には、県民や事業者一人ひとりの取組強化が不可欠なことから、県民や事業者の取組を促す身近でわかりやすい目標として、新たな計画目標（生活系ごみ★県民一人一日あたりの排出量等）を設定します。

また、廃棄物処理計画策定から 10 年経過し、計画目標の基礎となる、廃棄物の排出量等の将来推計値の中には、既に達成したものや、その後の状況の変化から実態と乖離したものがあることから、改めて推計し直します。

さらに、今回、抜本的な改定を行うことから、計画期間を延長して再設定（平成 24 年度～33 年度の 10 年間）します。

③ 施策事業

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、本県において大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の円滑かつ適正な処理方策を見直す等、前回、平成 20 年 3 月の改定以降の社会状況の変化等を踏まえて、施策事業を見直します。

2 循環型計画の性格

この計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法★」という。）に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。64～73 ページに記載）に即した一般廃棄物★・産業廃棄物★の減量その他その適正な処理に関する法定計画であると同時に、併せて、循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、そして、相互に連携して取組を進めるための計画です。

3 循環型計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間として、今回の改定では、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の事業計画を定めます。

なお、この計画を実効性のあるものとするため、事業計画期間内に社会経済環境等が変化した場合、必要に応じて見直します。

4 循環型計画と他の県計画との関係

(1) かながわランドデザイン（県の総合計画）★

循環型計画は、県の総合計画である「かながわランドデザイン」を支える主な個別計画として位置付けられるものです。

(2) 環境基本計画

環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。循環型計画は、この中の廃棄物分野に関して、廃棄物処理法に基づく法定計画として、また、「循環型社会」の実現に向けた計画として定めるものです。

(3) 廃棄物に関し県が策定する法定計画との関係

① 分別収集★促進計画

「分別収集促進計画」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法★」という。）第 9 条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画における分別収集のうち、容器包装★廃棄物の分別収集を具体的に進めるための計画です。

② ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 特別措置法」という。）第 7 条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画における PCB 廃棄物★の処理を確実にかつ適正に進めるための計画です。

③ 海岸漂着物対策地域計画

「海岸漂着物対策地域計画」は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法★」という。）第 14 条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画における海岸ごみの適正処理を推進するための計画です。

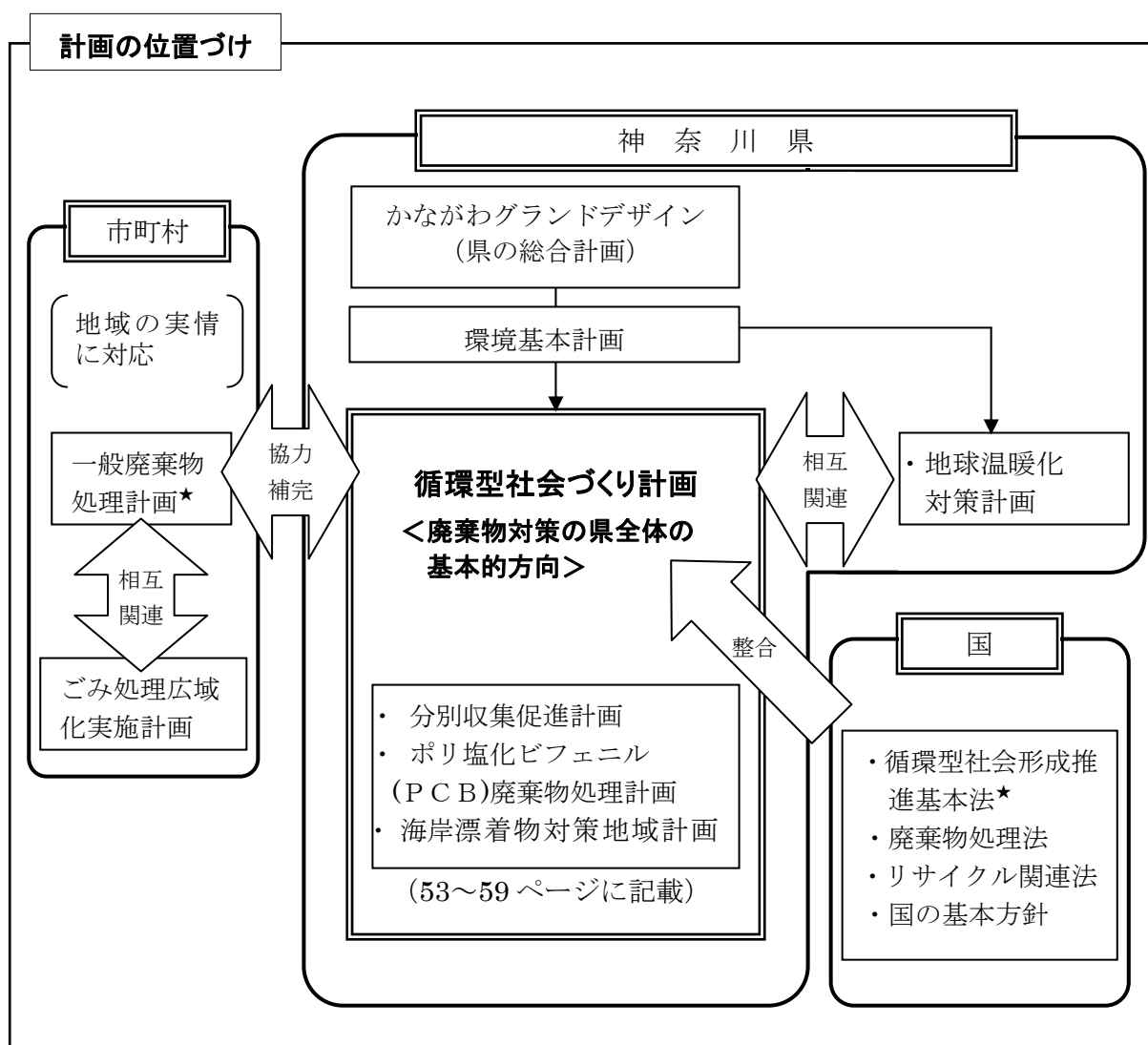
5 循環型計画と市町村計画との関係

市町村は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画や容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画等を策定しています。

循環型計画は、こうした市町村の取組をより効果的に進めていくため、県全体としての廃

棄物対策の基本的方向を示すとともに、市町村計画を推進するための条件整備を図ることを目的として策定するものです。従って、各市町村計画とは、循環型社会の形成に向けて相互に協力し、また、補完し合う関係にあります。

また、市町村は、これまで、県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画（平成 10 年 3 月策定）」の方向に沿って、循環型社会の構築、ごみの適正処理による環境負荷★の低減及びごみ処理事業の効率化を進めるため、広域ブロックごとに「ごみ処理広域化実施計画」の策定に取り組んできました。県は、循環型計画を推進する中で、今後、「ごみ処理広域化実施計画」に基づく市町村の一般廃棄物処理施設の整備を支援していきます。

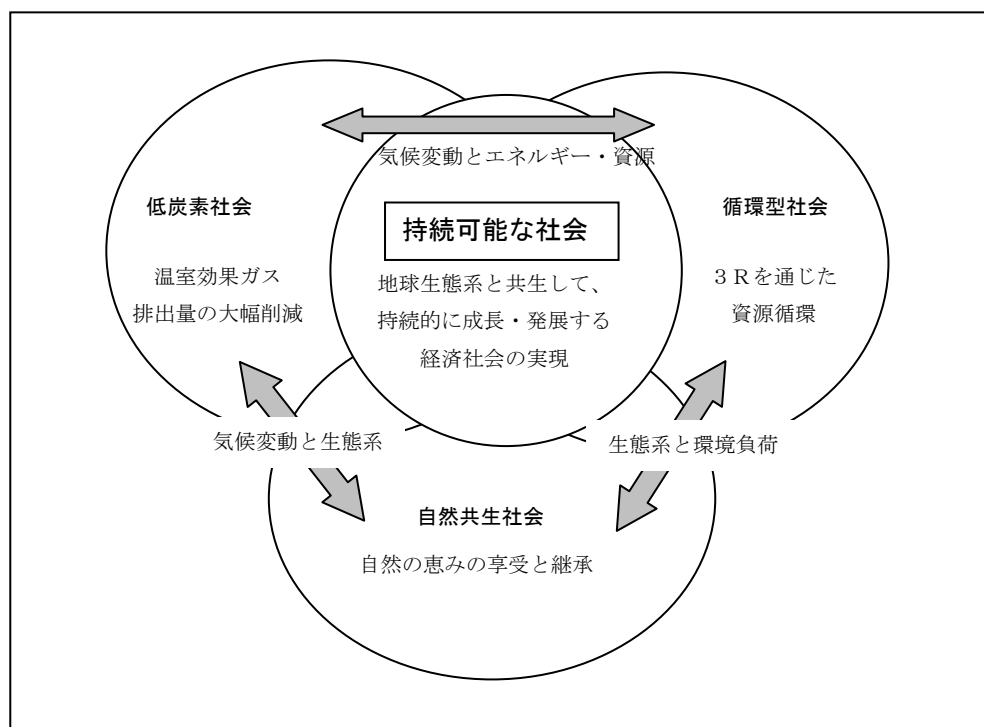


Ⅱ 計画改定の前提

1 計画改定（平成20年3月）以降の状況の変化

(1) 国の動向

平成20年3月に策定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」（62ページに記載）においては、循環型社会と低炭素社会[★]・自然共生社会[★]の構築に向けた取組を統合して進め、持続可能な社会を実現していくことを示しています。



出典：21世紀環境立国戦略（環境省、2007年6月）より作成

また、平成20年12月に「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法[★]」という。）施行令が改正され、冷蔵庫等4品目に特定家庭用機器（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）が追加されるとともに、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫のリサイクル率が引き上げられました。

さらに、平成22年5月には、排出事業者等による適正処理確保のための対策の強化や廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等のため廃棄物処理法が改正され、平成23年4月から施行されました。

国の動向の概要一覧

平成20年12月	「使用済小型家電からのレアメタル★の回収及び適正処理に関する研究会」の検討・設置（平成20年12月～平成23年3月）
	家電リサイクル法施行令の一部改正（施行は平成21年4月） ①特定家庭用機器の追加（液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機） ②電気洗濯機からの特定物質の回収・破砕等義務の追加 ③再商品化等基準の見直し エアコン70%（旧60%）、洗濯機65%（旧50%）、冷蔵庫・冷凍庫60%（旧50%）、ブラウン管テレビ55%（据え置き）、液晶式・プラズマ式テレビ50%（新規）、衣類乾燥機65%（新規）
平成21年7月	海岸漂着物処理推進法の施行
平成22年5月	廃棄物処理法の改正（施行は平成23年4月） ①建設系廃棄物の処理責任の明確化（元請業者に一元化） ②不法投棄★等への罰則強化（法人の罰金を1億円以下から3億円以下に引き上げ等） ③廃棄物処理施設の定期検査義務の創設 ④処理業許可の更新期間の特例を創設 ⑤多量排出事業者★処理計画を作成・提出しない者に対する担保措置の創設 等
平成22年12月	「国の基本方針」の改正
平成23年3月～	「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」の設置
平成23年8月	「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の公布（全面施行は平成24年1月）

平成22年12月に改正された廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」においては、廃棄物排出量の高止まり等の問題が未解決であるとともに、世界的な資源制約の顕在化、地球環境問題への対応が急務となっており、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換をさらに進めていくこととし、排出量等の目標が次のとおり定められました。

国の基本方針の目標値 (目標年次：平成27年度)

	排出量	再生利用率	最終処分量
一般廃棄物	平成19年度比 5%削減	25%	平成19年度比 22%削減
産業廃棄物	平成19年度比 1%増加に抑制	53%	平成19年度比 12%削減

また、環境省と経済産業省は共同で平成20年12月に「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置、平成23年3月に環境省は、中央環境審

議会廃棄物・リサイクル部会に「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」を設置し、小型家電製品のリサイクルについて検討を行っています。

さらに、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とした「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行され、廃棄物処理法上、対象外となっていた廃棄物も適用対象となりました。

(2) 市町村の動向

県内市町村では、各ブロックごとに、ごみ処理広域化実施計画を推進するとともに、容器包装廃棄物の分別収集品目の拡大や分別収集量の増加、具体的な数値目標を掲げた一般廃棄物の発生抑制、資源化の取組が進展しています。

また、一部の市町村では、一般廃棄物の発生抑制を推進するため、「ごみ処理の有料化」や職員が事業者を個別に訪問するなどの取組により、効果を上げています。

排出量及び再生利用量の推移 (万トン)

	平成15年度		平成18年度		平成21年度	
		指数		指数		指数
排出量	386	100	342	89	313	81
再生利用率	16%	100	24%	150	25%	156

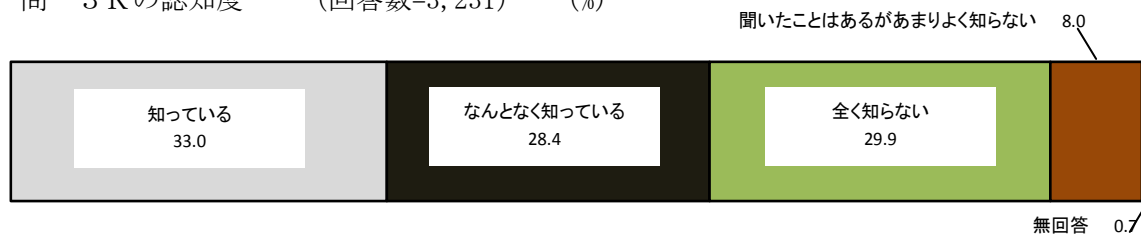
(3) 県民、事業者の動向

県民の環境問題に関する意識の高まりに伴って、マイバッグの持参によるレジ袋の削減などに取り組んでいますが、平成 23 年 1 月実施した県民の意識調査では、約 6 割の県民が 3 R を「知っている」「なんとなく知っている」と回答しているものの、実際の行動をみると、買い物の際に商品の包装を断る方は約 3 割にとどまっており、ライフスタイルとしての定着は今後の課題となっております。

また、事業者においても、廃棄物の発生抑制や資源化に向けた自主的な取組を促進する廃棄物自主管理事業に参加する事業者は増加傾向にありますが、排出量の多い事業者が中心となっております。

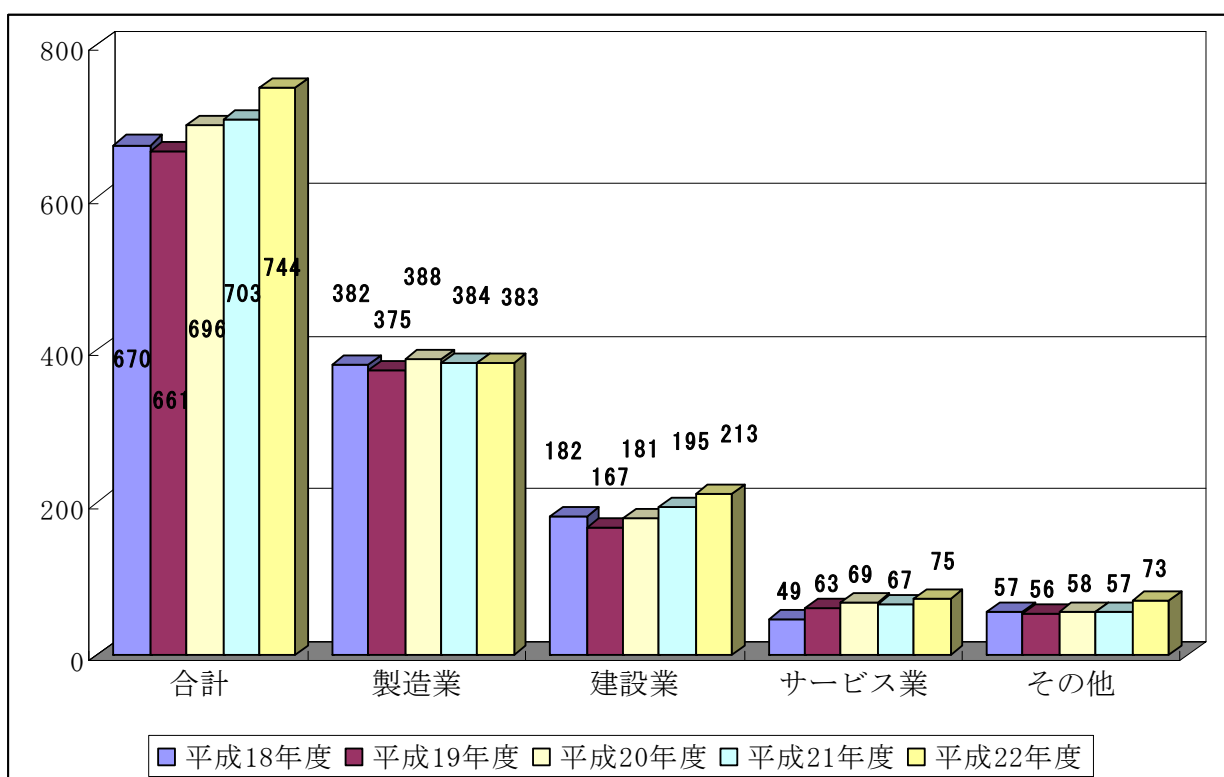
県民意識調査（平成 23 年 1 月実施）

問 3 R の認知度 （回答数=3, 231） （%）



（資源循環課調べ）

廃棄物自主管理事業参加事業者数の推移（業種別：平成 18 年度～平成 22 年度）



出典：廃棄物自主管理の手引き（平成 23 年 3 月）

（４）東日本大震災の影響

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災によって、被災 3 県（岩手・宮城・福島）において約 2, 253 万トンもの大量な災害廃棄物（倒壊家屋等のがれき量。平成 24 年 1 月 31 日現在で、被災 3 県の約 11 年分の一般廃棄物に相当）が発生しましたが、この大震災を教訓に、本県としても震災等の広範囲で大規模災害に備えた対策の再構築が急務となっています。

2 廃棄物の現状と課題

(1) 一般廃棄物の現状と課題

① 一般廃棄物(ごみ)の排出量等の推移とその状況

- 排出量は、平成5年度の353万トンから平成12年度の393万トンへと増加したものの、その後は3R意識の普及やごみの分別による資源化の取組が進んだことなどから減少を続け、平成21年度は313万トンとなっています。
- 再生利用率は平成5年度の9%から平成21年度の25%へと上昇しています。
- 最終処分*量は、再生利用率の上昇等により、平成5年度の73万トンから平成21年度の29万トンへと半分以下に減少しています。

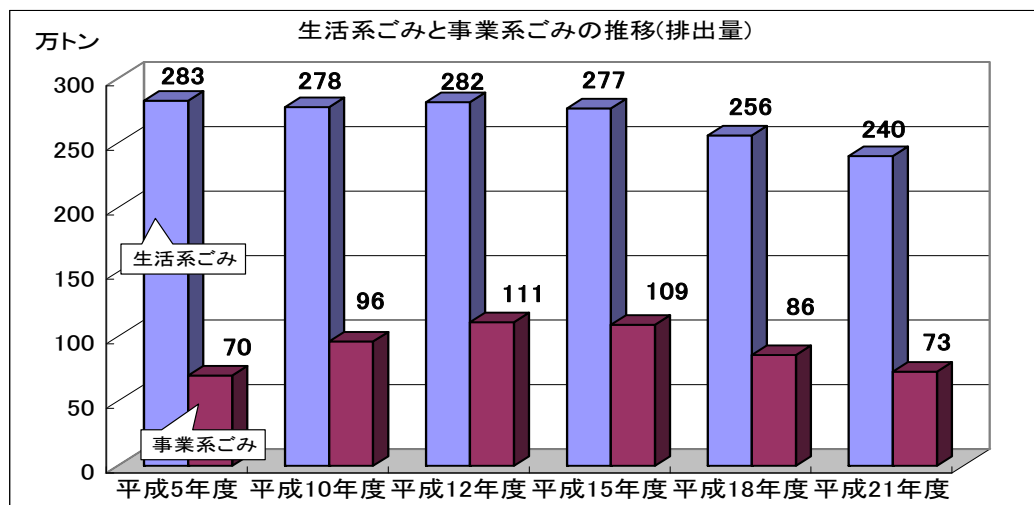
(万トン)

	平成5年度			平成10年度			平成12年度			平成15年度			平成18年度			平成21年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	353	100%	100	374	100%	106	393	100%	111	386	100%	109	342	100%	97	313	100%	89
再生利用量	31	9%	100	47	13%	152	56	14%	181	63	16%	203	83	24%	268	76	25%	245
減量化量	249	70%	100	266	71%	107	277	71%	111	271	71%	109	225	66%	90	207	66%	83
最終処分量	73	21%	100	61	16%	84	60	15%	82	52	13%	71	34	10%	47	29	9%	40
人口(万人)	819		100	839		102	849		104	869		106	884		108	901		110
世帯(万世帯)	303		100	325		107	334		110	354		117	365		120	383		126

(注)万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

② ごみの排出量の現状と課題

- 家庭から排出される生活系ごみ(=生活系一般廃棄物)の排出量は、県人口が増加したものの、大都市部を中心に発生抑制の取組が本格化したことから減少傾向にあります。また、事業活動から排出される事業系一般廃棄物*についても、減少傾向で推移しています。



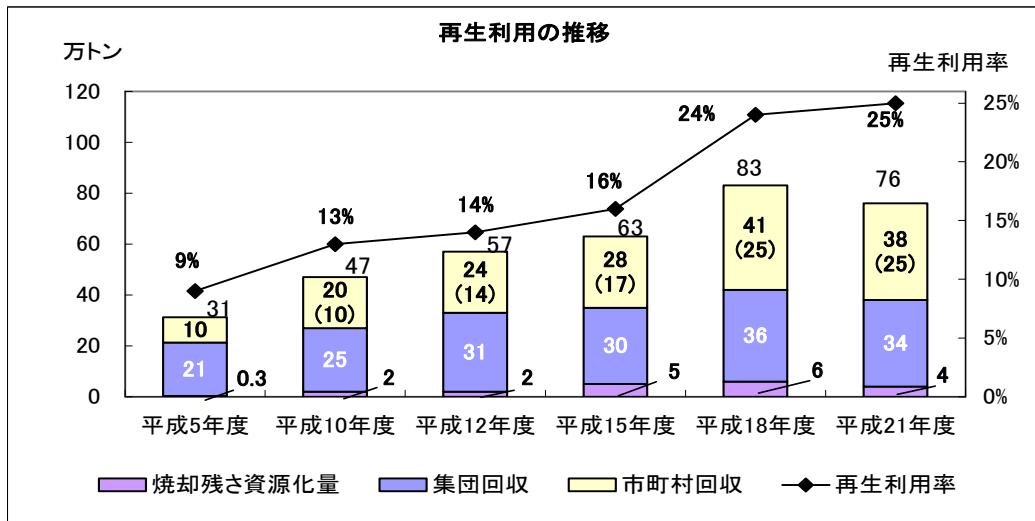
出典：資源循環課調べ

〈課題〉

- ・ 更なる発生抑制のため、生産者や事業者に働きかけを行うなど、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の一層の普及促進の必要があります。

③ ごみの再生利用（リサイクル）の現状と課題

- 平成 21 年度の再生利用量は 76 万トンであり、容器包装リサイクル法による市町村の回収量の増加等により、平成 5 年度の約 2.5 倍となっています。



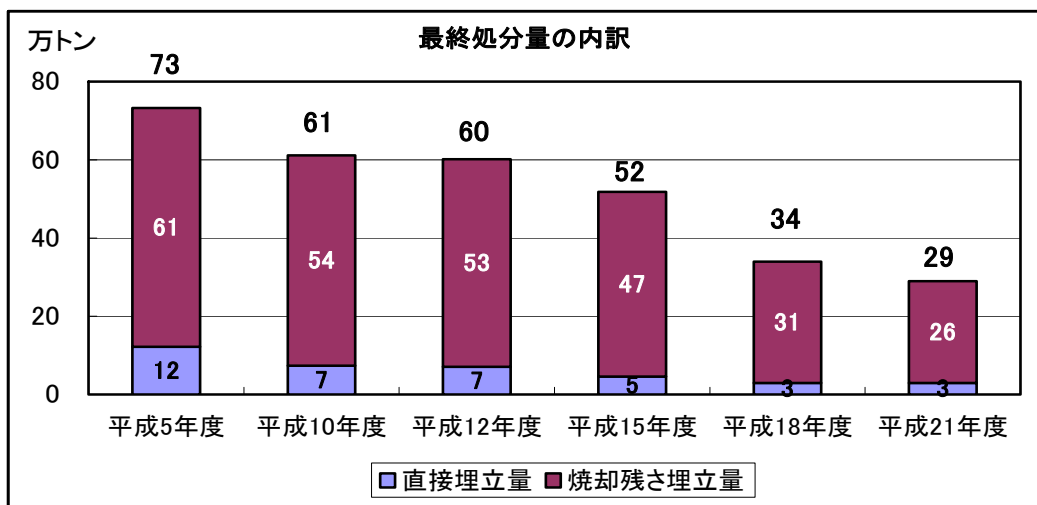
出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

〈課題〉

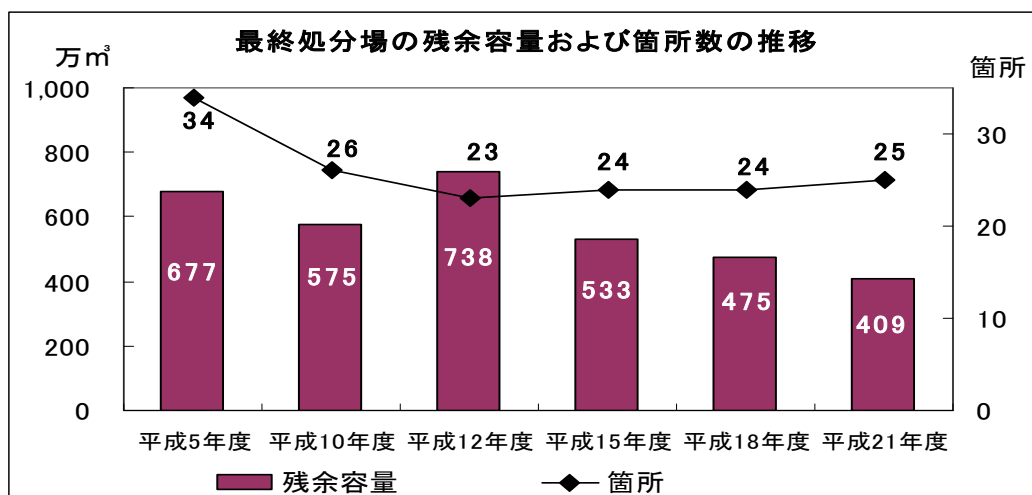
- ・ 更なる再生利用（リサイクル）の上昇のため、更なる分別の収集や焼却残さ*の資源化の推進等に取り組む必要があります。

④ ごみの最終処分場の現状と課題

- 最終処分量は、平成 5 年度以降、大幅に減少しています。市町村等の最終処分場の平成 21 年度末の残余容量*は全体で 409 万 m³ですが、区域内に処分場を持たない市町村等や残余容量がひっ迫している市町村等もあります。



出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要



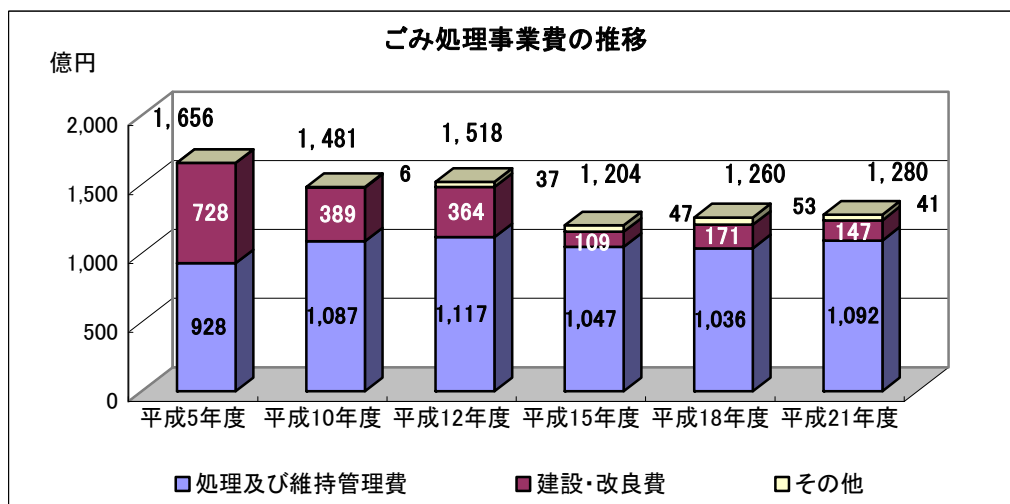
出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

〈課題〉

- ・ 残余容量がひっ迫している状況を踏まえ、発生抑制と資源化による最終処分量の削減に取り組むとともに、最終処分場の計画的な確保と適切な維持管理を行う必要があります。

⑤ ごみ処理事業費の現状と課題

- 市町村等のごみ処理事業費のうち、処理及び維持管理費は近年横ばいで推移しています。



出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

〈課題〉

- ・ ごみ処理事業費の軽減のため、発生抑制の推進に取り組むとともに、ごみ処理の広域化による効率的なごみ処理事業の運営を行う必要があります。

⑥ ごみ処理広域化の現状と課題

- 市町村では、排出から最終処分までの各段階においてより一層の減量化★・資源化を推進するため、ごみ処理広域化実施計画に基づいた具体的な施設整備を行っています。また、ごみ処理広域化実施計画の策定が行われていないブロックがあり、県は策定に向けた支援を行っています。

〈課題〉

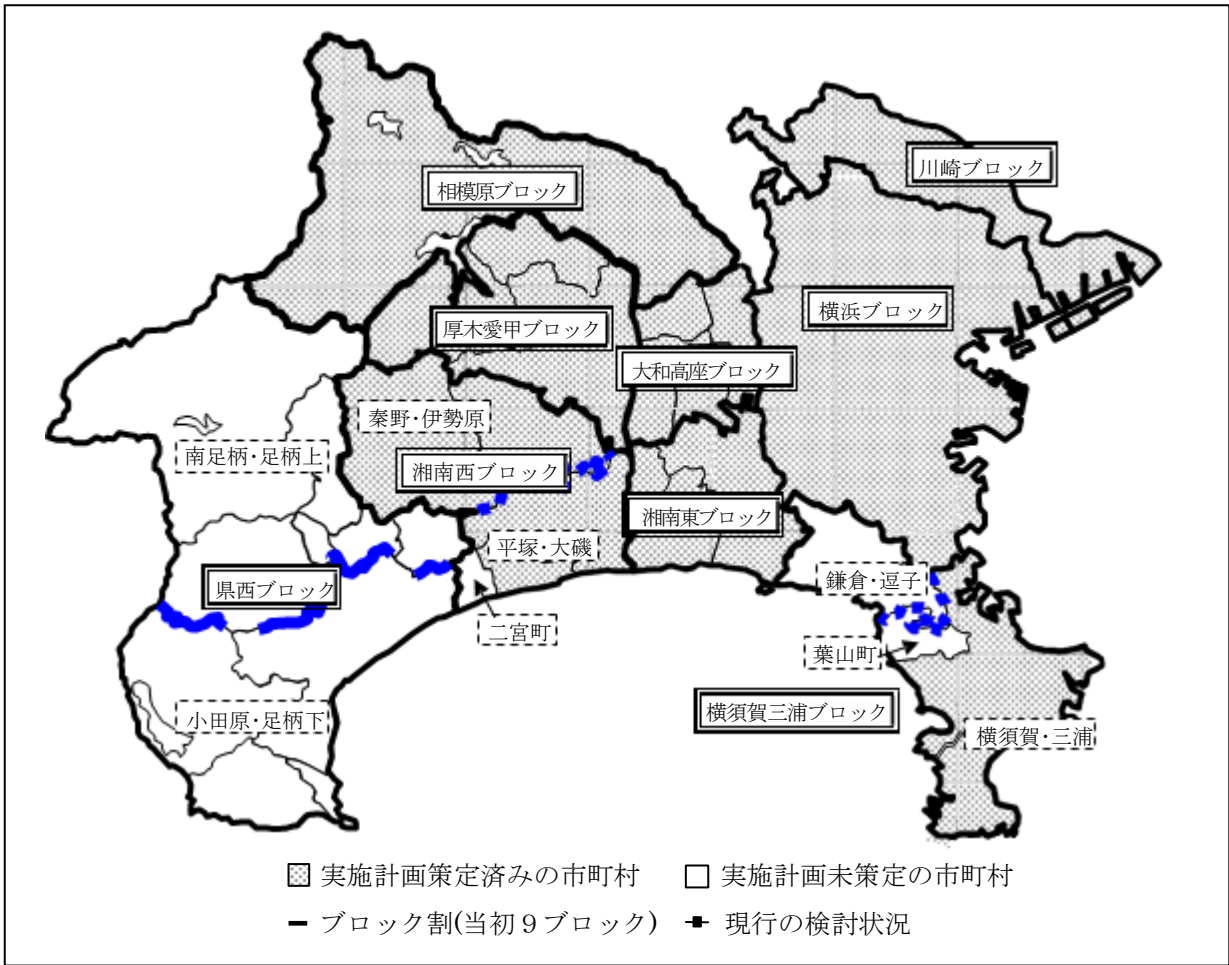
- ・ ごみ処理広域化実施計画を策定したブロックでは計画の推進、未策定ブロックでは引き続き検討を行い計画づくりに取り組む必要があります。

各ブロックの取組状況

—○は協議中—

ブロック名		構成市町村	ごみ処理広域化実施計画の策定状況（策定年月）
横須賀 三浦※	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市	◎横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画（H21.5）
	鎌倉・逗子	鎌倉市、逗子市	○鎌倉市、逗子市で協議中
湘南東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	◎湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（H20.3）
湘南西	平塚・大磯 ・二宮	平塚市、大磯町、 二宮町	◎平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（H24.3）
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市	◎秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画（H19.3）
大和高座		大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市	◎大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画（H20.3）
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村	◎厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画（H20.3）
県西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、	○南足柄市、足柄上地域（中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町） で協議中
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、 真鶴町、湯河原町	○小田原市、足柄下地域（箱根町、 真鶴町、湯河原町）で協議中
横浜		横浜市	◎単独市で構成されるブロックのため、廃棄物処理法の規定による一般廃棄物処理計画をもって、ブロックの広域化実施計画とする。
川崎		川崎市	
相模原		相模原市	

※ 当該ブロック内にある葉山町は平成20年5月にごみ処理広域化の枠組から離脱している。



⑦ 一般廃棄物(し尿)の現状と課題

- し尿及び浄化槽汚泥★の収集量は平成5年度から減少傾向にあります。平成21年度における、し尿の収集量は約6万キロリットル、浄化槽★汚泥の収集量は約33万キロリットルです。し尿と浄化槽汚泥を合計した約39万キロリットルが市町村等によって収集・処理されています。

〈し尿および浄化槽汚泥収集量〉

(万キロリットル)

収集量	平成5年度		平成10年度		平成12年度		平成15年度		平成18年度		平成21年度	
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	
し尿	28	100	15	54	12	43	10	36	8	29	6	21
浄化槽汚泥	78	100	58	74	50	64	41	53	36	46	33	42
合計	106	100	73	69	62	58	51	48	44	42	39	37

〈課題〉

- ・ 引き続き、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に取り組む必要があります。

(2) 産業廃棄物の現状と課題

① 産業廃棄物の排出量等の推移とその状況

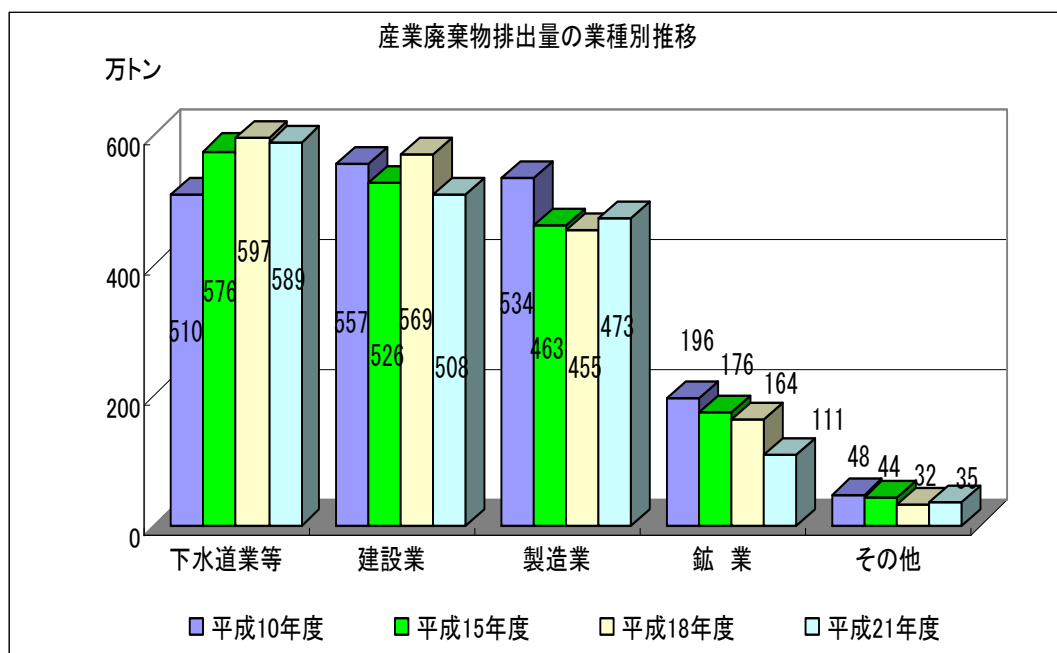
- 排出量は、平成5年度の2,040万トンから事業者による発生抑制の取組が進んだことなどにより減少しています。これは、廃棄物を多く排出する第二次産業の県内総生産[★]に対する構成比の低下に見られるように、長期的には本県の産業構造が変化したことも関係していると考えられます。近年は、横ばい傾向にあります。
- 再生利用率は、事業者による再生利用の取組が進んだことなどにより、平成5年度の35%から平成21年度の41%へと向上しています。
- 最終処分量は、排出量の減少や再生利用率の増加により、平成5年度の247万トンから平成21年度の114万トンへと減少しています。

(万トン)

	平成5年度		平成10年度		平成15年度		平成18年度		平成21年度						
	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数	構成比	指数					
排出量	2,040	100%	100	1,845	100%	90	1,785	100%	88	1,817	100%	89	1,716	100%	84
再生利用量	707	35%	100	670	36%	95	650	36%	92	682	38%	96	711	41%	101
減量化量	1,086	53%	100	958	52%	88	979	55%	90	989	54%	91	891	52%	82
最終処分量	247	12%	100	217	12%	88	156	9%	63	146	8%	59	114	7%	46

② 産業廃棄物の排出量の現状と課題

- 平成21年度の排出量1,716万トンを業種別にみると、電気・ガス・水道業、建設業、製造業の3業種で1,570万トン(約91%)であり、種類別では、有機性汚泥[★]、無機性汚泥[★]、がれき類の3種類で1,412万トン(約82%)となっています。
- 排出量の推移を業種別にみると、下水道業等は増加していますが、建設業、鉱業は減少しています。



出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書

〈課 題〉

- ・ 排出量の多い汚泥★等の更なる発生抑制に取り組む必要があります。

産業廃棄物業種別・種類別の排出量(平成21年度)

(万トン)

業 種 種 類	電気・ガス 水道業等	建設 業	製造 業	鉱業	農林 漁業	卸・ 小売業	医療、 福祉業	サービ ス業	運輸業	情報 通信業	合計
有機性汚泥	513	1	82			0	0	0	0		595 (34.7%)
無機性汚泥	51	87	200	111	0	0	0	1	0		450 (26.2%)
がれき類	0	360	6			0	0	0	0		367 (21.4%)
ばいじん	21		23				0	0			44 (2.6%)
ガラス陶磁器くず	1	19	20		0	0	0	0	0		40 (2.3%)
金属くず	0	5	27	0	0	1	0	1	0		34 (2.0%)
木くず	0	24	6			0	0	0	0		31 (1.8%)
廃プラスチック類	0	9	16		0	3	1	1	1	0	29 (1.7%)
廃油	0	2	17	0	0	1	0	0	0		20 (1.2%)
廃酸	0	0	20			0	0	0		0	20 (1.2%)
動物のふん尿					20						20 (1.2%)
鉱さい	0	0	17					0			17 (1.0%)
紙くず		1	14							0	16 (0.9%)
廃アルカリ	0	0	14				0	0	0	0	14 (0.8%)
動植物性残さ			10								10 (0.6%)
燃え殻	3	0	0		0			0	0		3 (0.2%)
その他の産業廃棄物	0	1	2	0	1	1	3	1	0		7 (0.4%)
合計	589 34.3%	508 29.6%	473 27.6%	111 6.5%	21 1.2%	6 0.3%	4 0.2%	3 0.2%	2 0.1%	0 0.0%	1,716 (100.0%) 100.0%

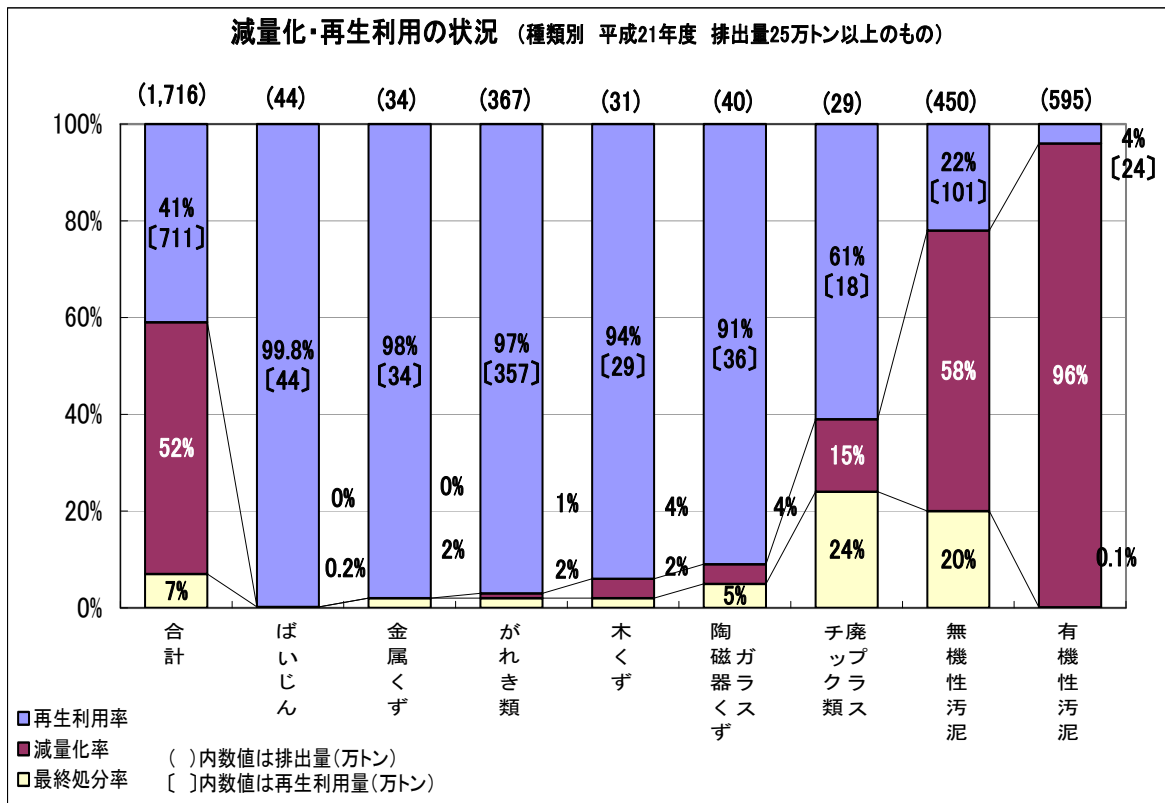
(注1)表中「0」は、1t以上、5,000t未満で、「空欄」は1t未満。

(注2)万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書

③ 産業廃棄物の再生利用（リサイクル）の現状と課題

- 平成21年度の再生利用率は全体では41%ですが、種類によって再生利用率の高いものと低いものとに分かれています。
- 再生利用率の高いものは、がれき類、ばいじん★、金属くずでほぼ100%、次いで木くずやガラス・陶磁器も9割以上が再生利用されています。
- 一方、汚泥は、下水道業、食料品製造業などから排出される有機性汚泥で4%、鉱業、建設業、窯業土石製造業など排出される無機性汚泥でも22%と低くなっています。有機性汚泥は脱水★・減量化後の残さはほとんど再生利用されていますが、無機性汚泥については、建設材料等への再生利用の余地はあるものの、排出量の20%が最終処分（主に海洋投入）されています。
- 廃プラスチックの排出量は30万トン程度ですが、再生利用率は61%に止まっており、性状が異なるものが混入するとリサイクルが困難となることから、排出時における分別が必要です。また、24%が最終処分（埋立処分）されています。



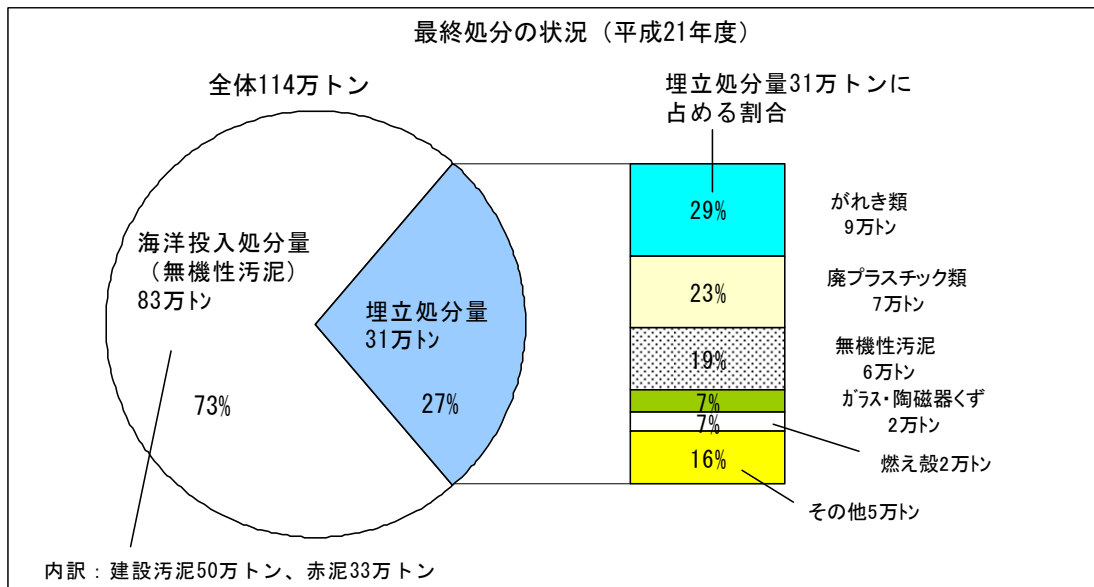
出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書

〈課題〉

- 再生利用率が低く最終処分率の高い無機性汚泥や、排出量は少ないものの再生利用率の低い廃プラスチックの再生利用率向上に取り組む必要があります。

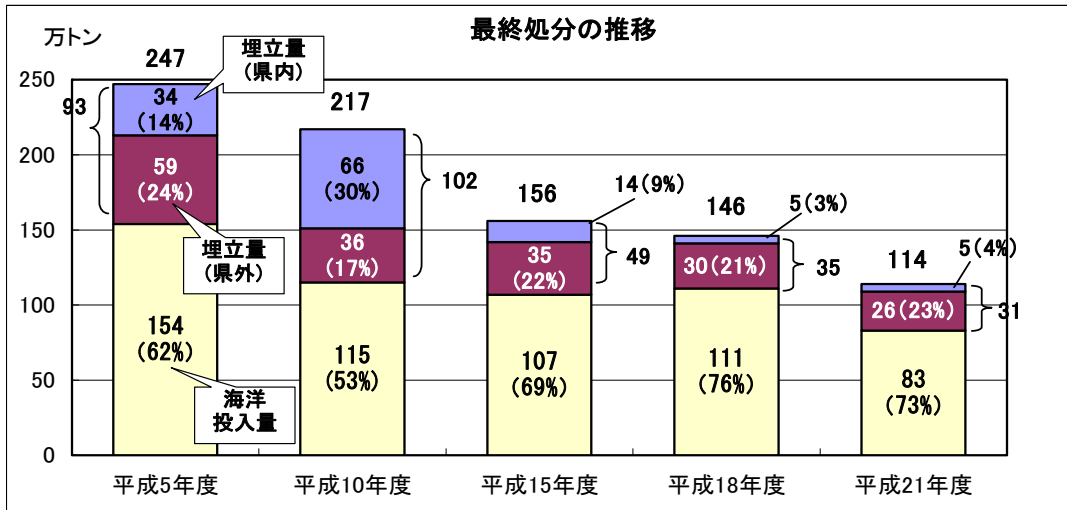
④ 産業廃棄物の最終処分の現状と課題

- 平成21年度の最終処分量は114万トンであり、最終処分場で31万トン、海洋投入で83万トンが処分されました。
- 埋立量は、平成10年度の102万トンから平成21年度の31万トンへと減少しています。県外埋立量も、平成10年度の36万トンから平成21年度の26万トンへと減少しています。



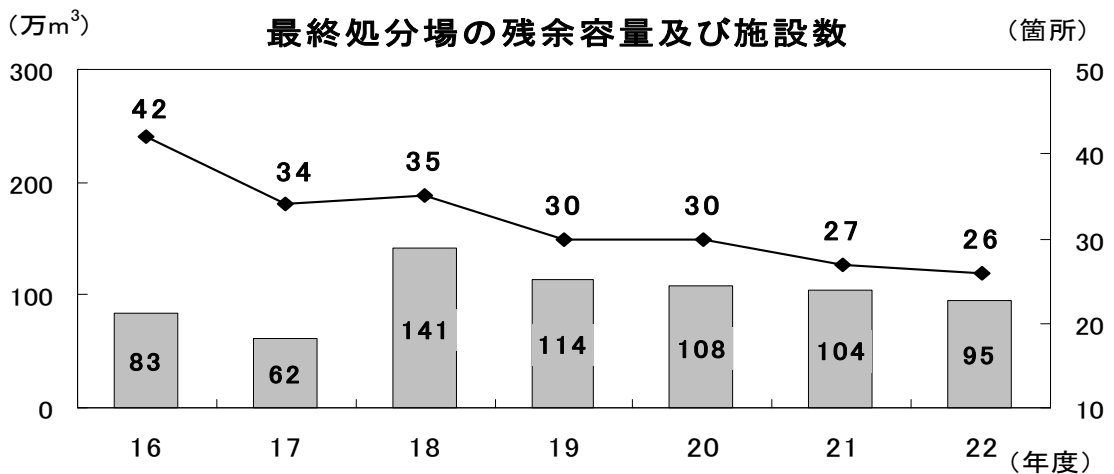
(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書



出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告

- 県内における産業廃棄物最終処分場の残余容量及び箇所数は、平成 22 年度末で約 95 万 m^3 、26 施設となっています。なお、このうち稼働しているのは 4 施設で、処分業として許可を受けている民間の産業廃棄物処分業者が運営する処分場が 2 施設、公営の処分場が 2 施設あります。



出典：神奈川県産業廃棄物関係資料集

〈課題〉

- ・ 最終処分量の多くを占める海洋投入処分の抑制や、埋立処分量の削減のために排出抑制★、資源化に一層取り組む必要があります。

産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の概要

かながわ環境整備センターは、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するため、県立県営の産業廃棄物最終処分場として設置されたものであり、安全性のモデルとして、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図っています。

【施設の概要】

開設年月	平成 18 年 6 月	
所在地	横須賀市芦名 3 丁目 1990 番ほか	
施設の形式	管理型最終処分場（地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場）	
規模	施設面積 約 15ha（埋立地面積約 5 ha）	
	廃棄物埋立容量約 54 万 m ³	覆土容量 約 21 万 m ³
対象廃棄物	燃え殻★、汚泥、鉍さい、ばいじん・燃え殻・汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類、石綿★含有産業廃棄物、廃石膏ボード ※県内事業所から排出された産業廃棄物のうち、焼却・破砕等の中間処理★されたもの	
埋立期間	平成 18 年度から 27 年度の 10 年間	
跡地利用	都市計画道路（市道坂本芦名線）の建設、緑化復元等	

【搬入量】（平成 23 年 9 月現在）

単位：トン

年度	燃え殻	ばいじん	汚泥	鉍さい	がれき類 (石綿含有)	ガラス陶磁器くず		がれき類 (その他)*4	合計	
						石綿含有	その他			
18年度	4,874	4,309	233		865	0.07	219	3	10,503	
19年度	7,799	7,080	795	276	4,333	67	8,881	336	29,568	
20年度	5,806	4,927	1,017	58	5,880	73	3,102	269	21,132	
年度	燃え殻	ばいじん	汚泥	鉍さい	政令13号 廃棄物*1	石綿含有産 業廃棄物*2	ガラス陶磁器くず*3 廃石膏 ボード	その他	がれき類 (その他)*4	合計
21年度	677	2,534	686	3,574	50	5,198	1,419	192	1,592	15,922
22年度	1,295	837	770	2,619	0	7,217	604	550	1,296	15,190
23年度 4月～9月	353	143	306	747	0	4,744	1,550	328	624	8,796
合計										101,111

◆条例改正に伴い、平成21年度分から表の区分に変更しています。

*1 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（燃え殻、ばいじん、汚泥を処分するために処理したもの）です。

*2 平成20年度までそれぞれ区分していた「がれき類（石綿含有）」と「ガラス陶磁器くず（石綿含有）」を併せ、それにPタイル（プラスチック製床タイル）を加え、「石綿含有産業廃棄物」として区分を一つにまとめています。

*3 平成20年度まで「ガラス陶磁器くず（その他）」としていたものを、「廃石膏ボード」、「その他」の二つに分けています。

*4 「がれき類（その他）」には、建設混合廃棄物を含みます。

【埋立量】（平成 22 年度末現在）

136,243m³（全埋立容量の 18%）

⑤ 産業廃棄物処理業の許可の現状と課題

- 平成 22 年度末の県内の産業廃棄物処理業の許可件数は 23,280 件であり、そのうち収集運搬業のみの許可件数は 22,879 件（98%）となっています。
- 平成 23 年 4 月の廃棄物処理法の改正により、収集運搬業の許可が合理化されるとともに、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者★を都道府県及び廃棄物処理法の政令市が審査して認定する、優良産業廃棄物処理業者認定制度が創設されました。

〈課 題〉

- ・ 廃棄物の適正処理のため、引き続き、廃棄物処理法の的確な運用と優良な処理業者の育成に取り組む必要があります。

産業廃棄物処理業の許可状況（県内全域）

（各年度末現在）

年度	営業の種類	処 理 業者数	比率 (%)	収集運搬	中 間 処 理	最 終 処 分	収集運搬		中間処理		収集運搬		
							と 中間処理	と 最終処分	と 最終処分	と 最終処分	海洋 投入	海洋 投入	
18		20,853	-	20,488	55	2	1	306	-	-	-	2	1
19		21,770	-	21,385	65	2	1	316	-	-	-	2	1
20		22,392	-	22,019	73	2	1	297	-	-	-	1	1
21		22,956	-	22,583	63	2	1	304	-	-	1	1	1
22		23,280		22,879	77	4	1	317	-	-	1	1	1
	神奈川県	6,343	100.0%	6,218	21	-	-	105	-	-	-	-	-
	横須賀三浦	895	14.1%	893	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	県 央	3,167	49.9%	3,108	9	-	-	50	-	-	-	-	-
	湘 南	1,696	26.7%	1,655	7	-	-	34	-	-	-	-	-
	足柄上	207	3.3%	195	2	-	-	10	-	-	-	-	-
	西 湘	378	6.0%	366	2	-	-	10	-	-	-	-	-
	横浜市	6,272	-	6,148	14	2	1	107	-	-	-	-	-
	川崎市	5,138	-	5,068	14	-	-	54	-	-	-	1	1
	横須賀市	2,270	-	2,227	24	2	-	16	-	-	1	-	-
	相模原市	3,257	-	3,218	4	-	-	35	-	-	-	-	-

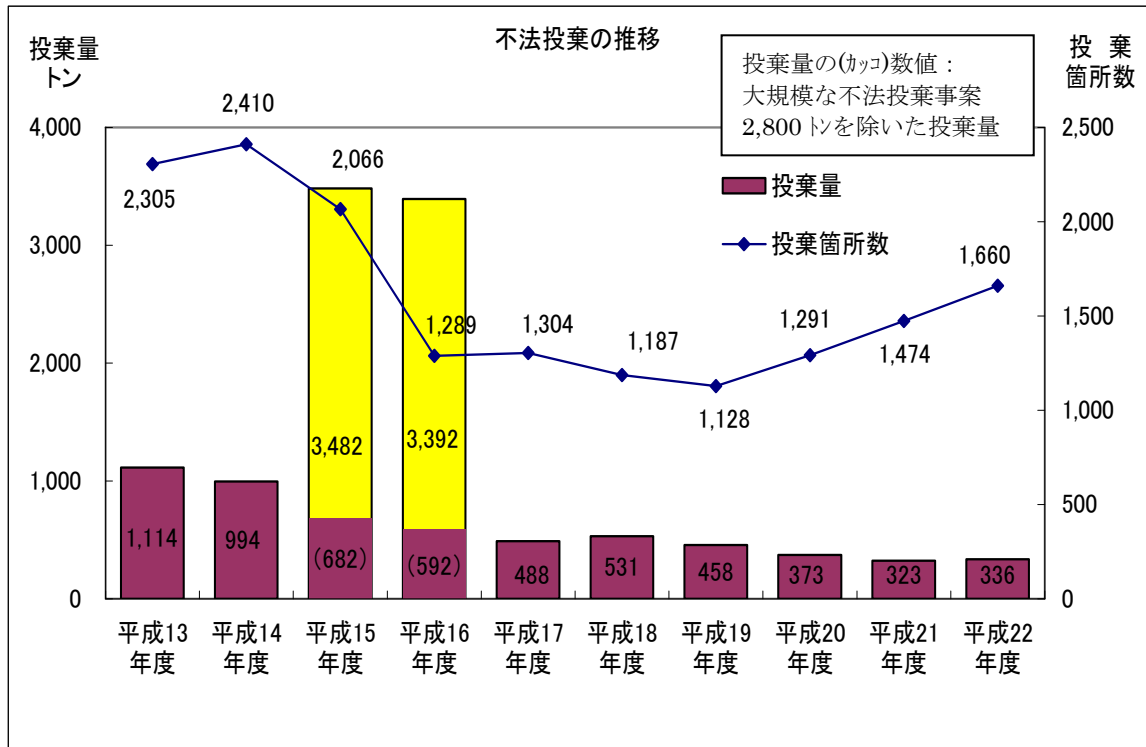
(注) 海洋投入は、最終処分業の内数

出典：神奈川県産業廃棄物関係資料集

(3) 不法投棄、散乱ごみ*等の現状と課題

① 不法投棄、散乱ごみの現状と課題

- 不法投棄量は平成15年度に2,800トンの大規模な不法投棄事案が発生したことから急増しましたが、行政代執行により不法投棄物の撤去を実施し、平成22年度は336トンとなっています。
- 不法投棄箇所は、平成19年度までは減少傾向にありましたが、平成20年度からはテレビの地上放送デジタル化に伴うブラウン管式テレビの不法投棄増加の影響もあり、平成22年度は1,660箇所となっています。



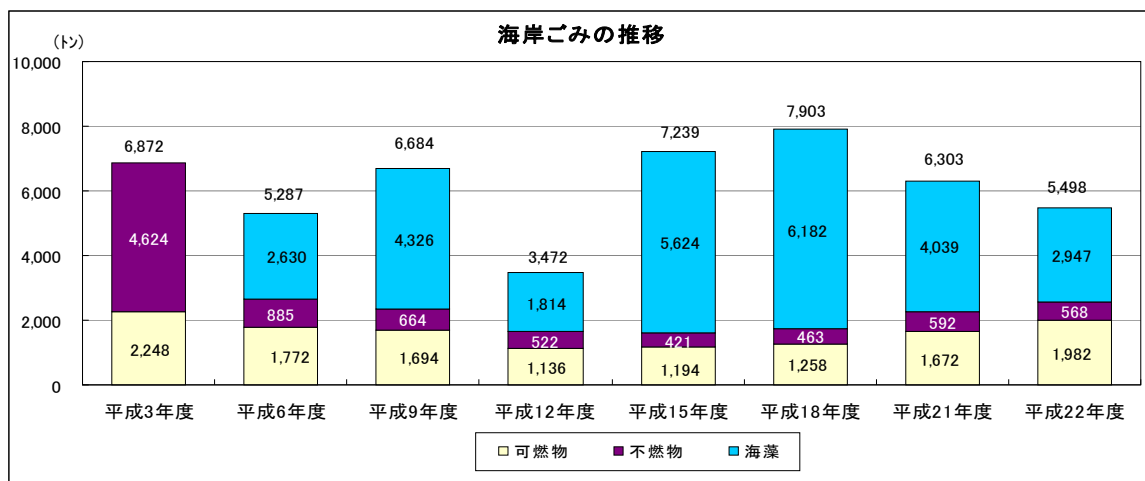
出典：廃棄物指導課調べ(毎年度末の市町村との合同パトロールなどで確認した不法投棄の量・箇所数より作成)

〈課題〉

- ・ 不法投棄の未然防止対策について、より一層市町村、NPO*と連携を図るとともに、不法投棄物の早期撤去に取り組む必要があります。

② 海岸漂着物の現状と課題

- 河川等から流出し漂着したごみや海岸に散乱するごみ等が年間数千トン、海藻を除いた流木や人工ごみ等は2,000トン前後で推移しています。
- 本県では平成3年度から海岸の美化清掃を行うための財団法人を県と相模湾沿岸の13市町の合意のもとに設立し、相模湾等約150kmの自然海岸を一体的かつ計画的に清掃する体制を維持してきましたが、平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されたことに伴い、従来行ってきた清掃体制を基本とする海岸漂着物対策地域計画を平成23年3月に策定し、効率的な海岸美化と発生抑制の取組を行っています。



注) トン未満を四捨五入したため、合計が一致しないものがある。

出典：(公財) かながわ海岸美化財団「平成 22 年度事業報告書」

〈課 題〉

- 流木や人工ごみなどの海岸漂着ごみが過去、概ね同量で推移していることから、海岸漂着ごみの適切な処理だけでなく、発生抑制に向けた取組を海岸漂着物対策地域計画に基づき行っていく必要があります。



なぎさのごみ フォーラム 共同宣言

(公財) かながわ海岸美化財団の設立 20 周年にあたる平成 23 年度において、神奈川県と相模湾沿岸 13 市町、(公財) かながわ海岸美化財団などは実行委員会を組織し、なぎさのごみフォーラムを開催しました。このフォーラムにおいて神奈川県と相模湾沿岸 13 市町は、次の目標を掲げ、美しいなぎさを未来の世代へ遺産として引き継いでいくことを宣言しました。

＜目 標＞

- かながわ海岸美化財団を拠点として、海岸美化の取組を今後も継続、発展させるとともに、広域性を持つ海岸ごみ対策への国の財政措置等施策の充実を求めています。
- 海岸ごとの魅力とごみ量や清掃の実態などを、わかりやすい形で情報提供し、多くの市民や団体、企業等が清掃活動や資金協力などに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 海岸ごみの多くが、山から川そして海へと繋がる水の流れを通じて海岸にもたらされるものであることから、
 - ・河川上中流域の自治体や美化団体との交流促進や連携した環境美化の取組を進めます。
 - ・学校とも連携して、次代を担う子ども達への環境教育を進めるなど、海岸ごみを減らすために、発生抑制の取組を一層幅広く展開します。
- 海岸ごみの発生源などの調査を進め、効果的なごみの散乱防止を図るとともに、海藻や木くず等のごみの有効活用についても広く知見を求め、環境負荷の軽減に努めます。

平成 23 年 10 月 29 日

3 平成21年度目標に対する達成状況と評価

(1) 一般廃棄物

① 排出量<目標値を達成>

平成21年度の排出量は313万トンで、前回の目標設定年度である平成18年度と比較すると29万トン減少しており、目標値を5万トン下回っています。

これは、生活系、事業系ともに3R推進キャンペーン等の実施による3R意識の浸透、処理施設での搬入物検査・指導による分別の徹底への誘導やごみ処理有料化のほか、直近では消費低迷等の影響もあったものと考えられます。

② 再生利用率<目標値は未達成>

平成21年度の再生利用率は25%で、平成18年度から1ポイント上昇しており、目標値を7ポイント下回っています。

これは、分別基準の細分化、容器包装の分別回収が進んだものの、焼却残さの資源化などが進まなかったことなどの影響と考えられます。

なお、熱回収*による発電など、エネルギー利用が行われています。

③ 最終処分量<目標値は未達成>

平成21年度の最終処分量は29万トンで、平成18年度から5万トン減少しましたが、再生利用が伸びなかったことなどにより、目標値を10万トン超えています。

■ 一般廃棄物（ごみ）の状況

(万トン)

	平成18年度実績		平成21年度目標		平成21年度実績			
		構成比		構成比	構成比	対平成18年度 実績増減	対平成21年度 目標増減	
排出量	342	100%	318	100%	313	100%	▲ 29	▲ 5
再生利用量	83	24%	101	32%	76	25%	▲ 7	▲ 25
減量化量	225	66%	198	62%	207	66%	▲ 18	9
最終処分量	34	10%	19	6%	29	9%	▲ 5	10

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

(2) 産業廃棄物

① 排出量<目標値を達成>

平成21年度の排出量は1,716万トンで、平成18年度に対して101万トン減少しており、目標値を188万トン下回っています。

これは、各事業者が廃棄物の自主管理に取り組み、不要物の有償化（資源利用）、発生量を抑制する技術の向上を図ってきたほか、平成20年後半からの景気後退の影響もあったものと考えられます。

② 再生利用率<目標値は未達成>

平成21年度の再生利用率は41%で、平成18年度から3ポイント上昇しましたが、目標値を4ポイント下回っています。

これは、汚泥の再生利用が進まなかったことによるもので、汚泥以外の廃棄物をみると、建設業でほぼ100%、製造業で約7割が再生利用されています。なお、汚泥は水分が多く、減量化後の再生利用率は約90%になります。

③ 最終処分量<目標値は未達成>

平成21年度の最終処分量は114万トンで、平成18年度から32万トン減少しましたが、目標値を40万トン上回っています。

これは、最終処分量の7割を占める無機性汚泥について、我が国が平成11年に、廃棄物の海洋投入を原則禁止とする「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止

に関する条約（ロンドン条約）」を締結し、海洋投入の抑制に努めていくことを国際公約として表明したことから、将来、海洋投入処分が大幅に規制され、再生利用に移行していくことを想定していました。しかし実際は、その後も引き続き国が一定量の許可を行い、海洋投入処分が可能な状況が続く中で、無機性汚泥の発生に比べて再生利用品の需要が限られていることなどから、再生利用化が進まなかったものです。

■ 産業廃棄物の状況

(万トン)

	平成18年度実績		平成21年度目標		平成21年度実績			
		構成比		構成比	構成比	対平成18年度 実績増減	対平成21年度 目標増減	
排出量	1,817	100%	1,904	100%	1,716	100%	▲ 101	▲ 188
再生利用量	682	38%	863	45%	711	41%	29	▲ 152
減量化量	989	54%	967	51%	891	52%	▲ 98	▲ 76
最終処分量	146	8%	74	4%	114	7%	▲ 32	40

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

(3) 評価

一般廃棄物の排出量は3R意識の広がり等によって目標を達成しましたが、排出量313万トンは全国3位と多くなっており、生活系ごみの一人一日当たりの排出量は、全国平均709gに対して、本県は730g、全国33位に止まっています。

また、再生利用率は目標に及びませんでした。また、全国水準を上回って再生利用は進んでいます。(平成21年度本県25%、全国20%)。

こうしたことから、本県においては、再生利用を促進する前に、まず、発生の抑制が重要と考えられます。

また、産業廃棄物の排出量は目標を達成しましたが、産業活動の盛んな本県では、排出量が全国の約4%を占め、なお高い水準となっています(平成21年度本県1,716万トン、全国38,975万トン)。

また、減少理由として、事業者の取組等だけではなく、最近の景気後退の影響も想定されるため、景気変動の影響がなくても、確実に発生抑制が進むようにする必要があります。

出典：「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成21年度）について」（環境省）

「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成21年度実績）について」（環境省）

4 廃棄物の将来推計

将来推計は、市町村の一般廃棄物処理計画の将来推計値を参考にするとともに、現在の産業活動などの動向が将来も続くものと仮定し、直近の平成21年度の廃棄物の排出量等のデータを使用したものです。

(1) 一般廃棄物

① ごみ

排出量は、市町村の一般廃棄物処理計画における排出量の将来推計値を参考に本県全体をほぼ横ばいと推計しました。また、再生利用量は、直近3カ年の再生利用率が25%台で頭打ちになっていること、減量化量についても特段の技術革新が考えられないことから、いずれも現在と同程度と仮定して推計しました。なお、最終処分量は、排出量等が現在と同程度とあることから、最終処分量も現在と同程度と推計しました。(詳細については90ページ参照)

(万トン)

	基 準			将 来 推 計					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	313	100%	100	314	100%	100	313	100%	100
再生利用量	76	25%	100	77	25%	101	77	25%	101
減量化量	207	66%	100	208	66%	100	207	66%	100
最終処分量	29	9%	100	29	9%	100	29	9%	100

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

② し尿

し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量については、神奈川県生活排水処理施設整備構想等をもとに、し尿(くみ取り)、浄化槽(みなし浄化槽を含む)の割合等を算出し、推計を行いました。

(万キリットル)

収集量	基 準		将 来 推 計			
	平成21年度		平成28年度		平成33年度	
		指数		指数		指数
し尿	7	100	3	43	2	29
浄化槽汚泥	33	100	23	70	16	48

(2) 産業廃棄物

業種別に、現在の産業活動や単位あたりの廃棄物量の変化が将来も続くことを基本に推計を行いました。(詳細については 94 ページ参照)

(万トン)

	基準			将来推計					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	1,716	100%	100	1,721	100%	100	1,769	100%	103
再生利用量	711	41%	100	710	41%	100	729	41%	103
減量化量	891	52%	100	927	54%	104	949	54%	107
最終処分量	114	7%	100	84	5%	74	90	5%	79

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

このように、一般廃棄物の排出量は、本県の人口増加に伴い増加の可能性もありますが、県民の3Rの取組などもあり、増加することなく横ばいに推移するものと見込まれます。

また、産業廃棄物の排出量については、製造業等の事業者が、環境への配慮やコスト削減を目指す中で、引き続き発生抑制に取り組むことも考えられますが、いわゆるバブル経済期の建物の更新のほか、平成20年度の景気後退で落ち込んだ生産活動や建設活動が平成22年度以降回復することもあり、現在の経済規模や景気動向を一定とみなすと、建設廃棄物等の排出が高水準で続くほか、本県の人口増加に伴って下水道業から排出される汚泥の増加も想定されることから、今後は徐々に増加するものと見込まれます。

Ⅲ 基本理念（本県の目指す姿）

廃棄物ゼロ社会

- 私たちは、限りある資源や一度損なわれると回復困難な地球環境のもとに暮らしています。私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐには、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作っていく必要があります。
- そのためには、県民及び事業者や行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者の責任だけでなく、製品の製造者等も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任★」の考え方も取り入れた循環型社会を実現する必要があります。
- 循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すこととなります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。
- 廃棄物ゼロの実現には3R（スリーアール）に取り組む必要があります。最初に取り組む「R」は、廃棄物の発生そのものをできる限り減らすこと（発生抑制：リデュース（Reduce）、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うこと（再使用：リユース（Reuse）、最後に、繰り返し使えないものは、資源としての活用（再生利用：リサイクル（Recycle））を進めます。
- さらに、地球温暖化対策に寄与するため、低炭素社会を目指し、廃棄物を資源として熱利用するなど、廃棄物をエネルギー資源としても利用していきます。そして、エネルギーの地産地消を進め、安全安心を前提に、廃棄物の適正利用を進めます。
- 資源の循環に当たっては、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の輪を広げます。また、廃棄物を処分する場合は、できるだけ自らの地域で適正に行います。

IV 計画目標

1 計画目標

将来に向け「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、県民、事業者、市町村等と県とがともに取り組む具体的な指標として、計画目標を設定しました。

設定にあたっては、排出抑制によって、再生、焼却等に伴う環境負荷が低減され、最終処分量が減少することから、排出量に着目しました。

また、県民、事業者それぞれにとっての目標となるように、「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動から排出される事業系ごみ*（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）」としました。

さらに、景気動向等の外部要因に左右されず、県民や事業者の努力が直接反映された指標となるよう、排出量そのものではなく、原単位を用いて目標管理をしていきます。

(1) 生活系ごみ一人一日あたりの排出量

- 県民一人ひとりの行動目標となるように、家庭から排出される生活系ごみ一人一日あたりの排出量を数値目標として設定します。
- この目標値の元となる生活系ごみの排出量は、各市町村の一般廃棄物処理計画に掲げられた削減量を基礎に、本県が今後新たに取り組む、リサイクル製品普及促進などの施策展開や3R普及啓発施策等の充実強化によって得られる排出抑制効果を加味して設定したものです。

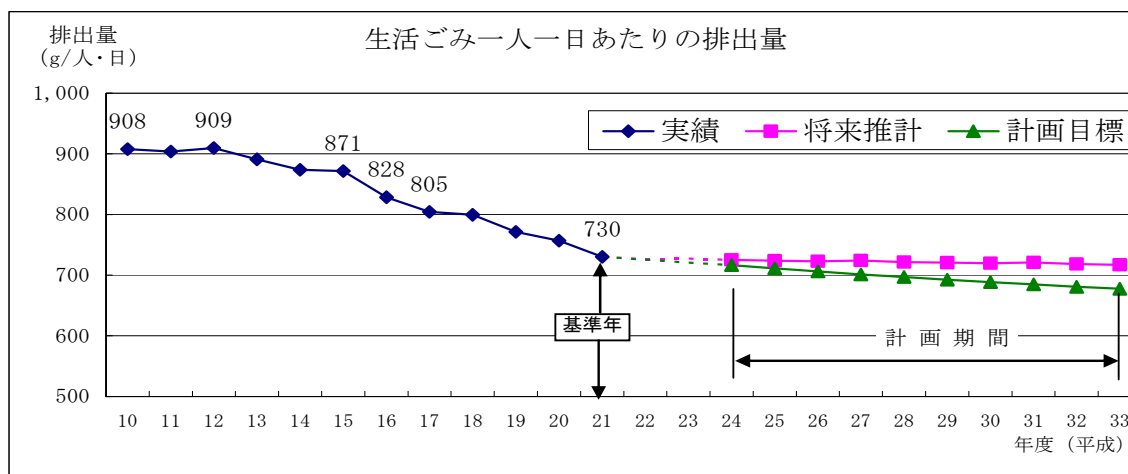
<目標値> 平成33年度に平成21年度比50グラム削減

	平成21年度(基準年度)	平成33年度(目標年度)
目標値	730グラム/日人	680グラム/日人
排出量	240万トン	227万トン
人口(推計)	9,005,176人	9,157,684人

計算式：目標値＝排出量(グラム)÷365日÷人口（1グラム単位切り上げ）

（人口推計は政策局データを基に算出）

- この一人一日あたりの排出量730gは、将来推計において今後の排出量が横ばいとなる一方、人口増加が想定されるため、現在の動向が続けば、717g程度まで低下するものと考えられますが、更に目標値の680gまで引き下げるには、各市町村の施策や削減目標を徹底する必要があります。
- 今後、県は、計画期間内に新規施策を着実に実行し、既存施策の充実強化を図るとともに、市町村のリサイクル施設*の整備を支援するなど、市町村の目標達成を後押しすることで、この目標を達成していきます。



【将来推計】現在の産業活動等の状況が将来も続くものとして推計

【計画目標】新たに取り組む施策や充実強化の取組によって得られる効果を加味して推計

(2) 事業活動による廃棄物の県内GDP（県内総生産）あたりの排出量

- 景気動向や物価変動に左右されない事業活動目標となるように、県内GDP（実質県内総生産）1億円あたりの「事業活動から排出されるごみの量」（事業系ごみ（産業廃棄物排出量＋事業系一般廃棄物排出量）／県内総生産）を数値目標として設定します。
- 目標値の元となる産業廃棄物の排出量は、多量排出事業者の将来見通しや県内市町村の目標値などから得られた削減量を、事業系一般廃棄物の排出量は、一般廃棄物処理計画の目標値をそれぞれ基礎としたもので、これに自主管理事業の参加拡大などの新たな施策展開などによって得られる排出抑制効果を加味して設定したものです。

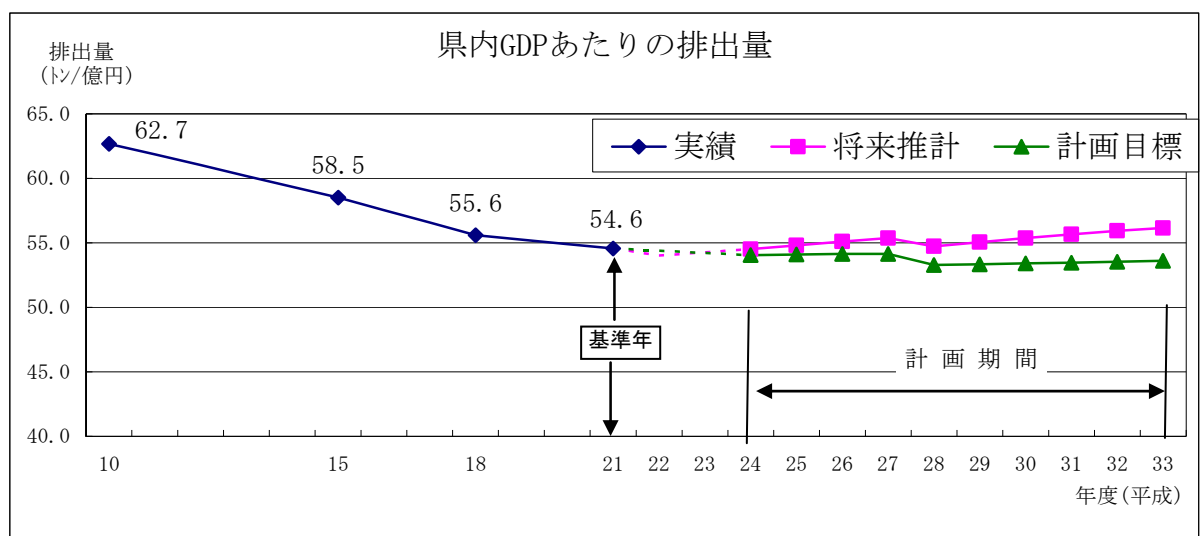
<目標値> 平成33年度に平成21年度比1トン削減

	平成21年度(基準年度)	平成33年度(目標年度)
目標値	54.6 トン/億円	53.6 トン/億円
排出量	1,789 万トン	1,758 万トン
県内GDP	32兆7,849 億円	32兆7,849 億円

計算式：目標値＝排出量／県内GDP

出典：平成21(2009)年度神奈川県県民経済計算

- 産業廃棄物の排出量については、計画最終年度の排出量(将来推計値)が平成21年度比2%増と増加基調にある中で、電気・ガス・水道業は人口増から排出量の削減は困難と見込まれるため、排出量で約6割にあたる建設業、製造業において、排出抑制を徹底する必要があります。また、事業系一般廃棄物については、市町村が事業所への普及啓発を充実強化することによって、今後更に抑制が図られるものと考えられます。
- 今後、県は、計画期間内に新規施策を着実に実行し、既存施策の充実強化を図ることによって、主として建設業や製造業事業者に対し、更に発生抑制や再生利用促進に努めるよう働きかけるとともに、建物の長寿命化を促すことなどにより、この目標を達成していきます。



【将来推計】現在の産業活動等の状況が将来も続くものとして推計

【計画目標】新たに取り組む施策や充実強化の取組によって得られる効果を加味して推計

個別課題への取組

本県において廃棄物処理計画の策定時から課題となってきた次の三点についても、引き続き次のとおり取り組むこととします。

① 海洋投入処分原則ゼロの実現（産業廃棄物）

我が国は環境立国としての立場から、海洋投入処分の原則禁止を掲げたロンドン条約が例外的に許容する無機性汚泥についても、投入処分の抑制に努めていくこととしてきました。実際には、その後も引き続き一定量の許可がなされていますが、県としては、廃棄物自主管理事業の自己評価項目による建設汚泥★の発生抑制、再生利用等の事業者自らによる取組の促進や、法制度の創設などを国に提案するなどにより、汚泥の再生利用の促進等を図ることで将来的に海洋投入ゼロを目指します。

② 未処理埋立処分原則ゼロの実現（産業廃棄物）

未処理埋立処分(産業廃棄物)は、平成 10 年度に 26 万トンありましたが、平成 21 年度には 9 万トンまで削減されています。これらは、処理が技術的に困難な建設混合廃棄物★、汚泥、鉍さいなどですが、更なる埋立処分量の削減のため、廃棄物自主管理事業による発生抑制等に努めていきます。

③ PCB 廃棄物の 100%処理

PCB 廃棄物は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき県でも処理計画を策定して平成 28 年度までに全量の処理を終了することとしています。平成 18 年に処理工場において PCB の流出事故があったことなどから、処理が遅れています。計画どおり 100%の処理を行うように、国や関係機関に働きかけます。

2 廃棄物の将来推計（計画実施後）

本計画に記載した施策・事業をすべて実施し、想定した効果をあげ、前項の計画目標を達成した場合、廃棄物の排出量等は次のとおりになるものと推計します。

（１） 一般廃棄物（ごみ）

- 排出量については、計画期間中に人口増加はあるものの、各市町村の3R普及啓発や本県のリサイクル製品普及促進などの施策展開によって、計画最終年度には、292万トン、平成21年度比6%程度削減できるものと見込んでいます。

(万トン)

	基準			将来推計（計画実施後）					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	313	100%	100	301	100%	96	292	100%	94
（生活系）	240	77%	100	233	77%	97	227	78%	95
（事業系）	73	23%	100	68	23%	93	65	22%	90
再生利用量	76	25%	100	85	28%	112	91	31%	119
減量化量	207	66%	100	190	63%	91	176	61%	85
最終処分量	29	9%	100	26	9%	91	25	8%	84

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

- また、「Ⅱ 計画改定的前提」「4 廃棄物の将来推計」における将来推計との年度別の比較では、次のとおりと見込んでいます。

(万トン)

	平成28年度						平成33年度					
	将来推計			将来推計（計画実施後）			将来推計			将来推計（計画実施後）		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	314	100%	100	301	100%	96	313	100%	100	292	100%	93
（生活系）	241	77%	100	233	77%	97	240	77%	100	227	78%	95
（事業系）	73	23%	100	68	23%	93	73	23%	100	65	22%	89
再生利用量	77	25%	100	85	28%	110	77	25%	100	91	31%	118
減量化量	208	66%	100	190	63%	91	207	66%	100	176	61%	85
最終処分量	29	9%	100	26	9%	90	29	9%	100	25	8%	86

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

(2) 産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出量は、下水道汚泥等が徐々に増加しますが、建物の長寿命化によるがれき類の発生抑制、製造業において中小規模事業者の取組水準の向上による廃棄物全般の削減などにより、平成 21 年度を 1 % 下回る水準に抑制できるものと見込んでいます。

(万トン)

	基準			将来推計 (計画実施後)					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	1,716	100%	100	1,679	100%	98	1,692	100%	99
再生利用量	711	41%	100	698	42%	98	712	42%	100
減量化量	891	52%	100	906	54%	102	908	54%	102
最終処分量	114	7%	100	75	4%	66	72	4%	63

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

- また、「Ⅱ 計画改定の前提」「4 廃棄物の将来推計」の将来推計では、平成 21 年度を基準として平成 33 年度に向けて排出量が 53 万トン増加する見込ですが、将来推計 (計画実施後) では、下表のように 77 万トン削減し、将来推計と比較すると、4 %削減できるものと見込んでいます。

(万トン)

	平成28年度						平成33年度					
	将来推計			将来推計 (計画実施後)			将来推計			将来推計 (計画実施後)		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	1,721	100%	100	1,679	100%	98	1,769	100%	100	1,692	100%	96
再生利用量	710	41%	100	698	42%	98	729	41%	100	712	42%	98
減量化量	927	54%	100	906	54%	98	949	54%	100	908	54%	96
最終処分量	84	5%	100	75	4%	89	90	5%	100	72	4%	80

(注) 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が一致しないものがある。

V 施策事業体系

1 施策の基本的な方向

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、日々の生活や産業活動の中で不要となるものをできるだけ少なくするというだけでなく、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていく地域社会になるよう、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環に取り組んでいきます。

なお、施策体系については対象者別に、家庭から排出される生活系ごみと、事業活動から排出される事業系ごみに再構成するとともに、地球温暖化対策を明確に位置づけるための新たな柱立てや、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を追加するなど、再構築を行っています。

2 施策事業の柱

大柱(I) 資源循環の推進

- 中柱 1 生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進 (P 3 2)
 - (1) 生活系ごみの発生抑制等の推進
 - (2) ごみ処理広域化の推進
 - (3) 環境教育の推進
- 中柱 2 事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進 (P 3 5)
 - (1) 事業系ごみの発生抑制等の推進
 - (2) 循環型社会ビジネスの振興
 - (3) 建設廃棄物の循環的利用の推進
 - (4) 上下水道汚泥等の循環的利用の推進
- 中柱 3 発生抑制等の基盤整備 (P 3 9)
 - (1) 各種リサイクル法の円滑な施行
 - (2) 都道府県域を越えた広域的な取組の推進
 - (3) 環境関連技術の研究、開発の推進
- 中柱 4 低炭素社会に向けた発生抑制等の推進 (P 4 1)
 - ○ 地球温暖化防止に向けた取組の推進

大柱(II) 適正処理の推進

- 中柱 1 廃棄物の適正処理の推進 (P 4 2)
 - (1) 一般廃棄物の適正処理の推進
 - (2) 産業廃棄物の適正処理の推進
 - (3) 産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営
 - (4) 産業廃棄物最終処分場の維持運営と確保
 - (5) 負の遺産の計画的な処理
- 中柱 2 不法投棄の未然防止対策の推進 (P 4 6)
 - (1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
 - (2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
 - (3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

大柱(III) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 (P 4 8)

- ○ 災害時に発生する廃棄物への対応

I 資源循環の推進

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する 3Rの一層の推進に取り組みます。

1 生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用*の推進

(1) 生活系ごみの発生抑制等の推進

県民、事業者一人ひとりが「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。

【施策事業】

① 県民への普及啓発の推進

ア 県民、NPO等への情報提供の推進

廃棄物の排出量、処理経費、最終処分場の状況など本県の廃棄物の現状や取組事例等について、広く県民に情報提供します。

また、県民、事業者、NPO等の取組を促進するため、県のリサイクル関連情報の総合サイトである「かながわりサイクル情報」や各種広報媒体等を活用し、全国及び海外の廃棄物・リサイクルに関する情報を積極的に提供します。

(ア) 本県の廃棄物の現状に関する情報提供（平成 24～28 年度）

(イ) 「かながわりサイクル情報」等を活用したリサイクル情報等の情報提供（平成 24～28 年度）

(ウ) かながわ環境白書による環境の現状と保全のための施策に関する情報提供（平成 24～28 年度）

(エ) 循環型社会に向けたリーフレットの作成・配布（平成 24～28 年度）

(オ) 市町村が行う取組の普及啓発（平成 24～28 年度）

イ 容器包装の排出の抑制

大規模小売店、商店街連合会、事業者の業界団体と連携・協力して、マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）の実施、簡易包装の推進など容器包装の排出の抑制に向けた取組を、市町村とともに県民、事業者に呼びかけます。

(ア) マイバッグキャンペーン等の実施（平成 24～28 年度）

(イ) 簡易包装の取組の優良事例の紹介（平成 24～28 年度）

ウ 3R推進活動の実施

3R推進組織を実施主体として、県民や事業者の3Rに関する意識向上を図るための実践的な普及啓発事業（3R推進キャンペーンや各種広報媒体での啓発活動）を全県的に展開します。

(ア) 3R推進キャンペーンの実施（平成 24～28 年度）

(イ) 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施（平成 24～28 年度）

② レジ袋の削減に向けた取組の推進

廃棄物の発生抑制に向けた取組として、「神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組の実践に関する宣言★」に賛同した事業者、消費者団体等各種団体、市町村、県の4者による協働と参画のもと、レジ袋の使用削減に積極的に取り組むとともに、マイバッグキャンペーン等を実施し、レジ袋の削減について県民等への普及を図ります。なお、身近な生活において廃棄物の発生抑制につながる新たな取組の検討を行います。

(ア) 神奈川県内の小売店等でのレジ袋の削減等の検討及び実施
(平成 24～28 年度)

(イ) 宣言賛同者との協働によるレジ袋削減の推進 (平成 24～28 年度)

(ウ) マイバッグキャンペーン等の実施 (平成 24～28 年度) (再掲)

③ 3R推進事業者への支援

廃棄物を原材料としたリサイクル製品を県で認定するかながわりサイクル認定製品★の販路拡大に向けた展示会等の実施や、健全で優良な取引を行っているリユースショップの認証制度を創設します。

(ア) リサイクル製品の認定、販路拡大の取組 (平成 24～28 年度)

(イ) リユースショップ認証制度の創設 (平成 24 年度)、認証 (平成 25～28 年度)

(ウ) 3R推進表彰の実施 (平成 24～28 年度)

④ レアメタル回収システムの構築

国の法制度の検討状況を考慮しながら、小型家電製品に含まれるレアメタル回収システムを検討します。

○ レアメタル回収システムの検討(平成 24 年度)、システムの運用(平成 25～28 年度)

⑤ 市町村への情報提供・技術的支援

市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組、発生抑制等の推進のための経済的手法★の活用に係る情報などを収集し、市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報を提供するとともに、施策の実施に向けた技術的な支援を行います。

(ア) 一般廃棄物処理状況等の把握、情報提供 (平成 24～28 年度)

(イ) 施策の実施に向けた技術的な支援 (平成 24～28 年度)

(ウ) 経済的手法に係る情報提供 (平成 24～28 年度)

⑥ 生産段階、流通段階への働きかけ

国の施策事業との連携を図りながら、生産者に対し、設計段階から耐久性があり、リユース、リサイクルしやすい製品づくりを働きかけるとともに、販売事業者等へ簡易包装の推進に向けた協力を呼びかけます。併せて、製品の修理の機会を確保するよう働きかけます。

(ア) 廃棄物の自主管理事業を通じた生産者への働きかけ (平成 24～28 年度)

(イ) 販売事業者等への働きかけ (平成 24～28 年度)

(ウ) 国に対し、拡大生産者責任の充実の働きかけ (平成 24～28 年度)

⑦ 新アジェンダ 21 かながわ★の取組の推進

県民、事業者、NPO、市町村とともに「持続可能な社会かながわ」づくりに向けた行動計画である「新アジェンダ 21 かながわ」の取組の推進を図り、廃棄物の発生抑制、循環的利用の実践行動を進めます。

○ 関係団体やNPOと協働した「新アジェンダ 21 かながわ」の普及啓発
(平成 24～28 年度)

(2) ごみ処理広域化の推進

市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、3Rの推進による循環型社会づくり及びごみの適正処理による環境負荷の低減に向けた取組を進めます。

【施策事業】

① ごみ処理広域化実施計画の推進等

新たなごみ処理技術や、民間の事業動向、全国の先進的な取組等のソフト施策の動向や国のガイドラインなどを踏まえた、助言・情報提供を行い、各ブロックにおける広域化実施計画の円滑な推進と、未策定ブロックにおける計画づくりを支援します。

また、施設整備にあたっては、民間活力の活用などの新たな整備・運営手法の検討、ごみ発電等の熱回収の促進、生ごみ、剪定枝★、廃食用油などの新たな分野の資源化等に対する技術的な支援を行います。

さらに、ごみ処理広域化の取組の効果の評価検討も行います。

(ア) 広域ブロック調整会議等での助言、情報提供（平成 24～28 年度）

(イ) 施設整備等における技術的支援（平成 24～28 年度）

(ウ) 広域化の取組の効果の評価検討（平成 24～28 年度）

② 広域ブロックを越えた課題の支援

焼却残さのセメント原料化等による資源化の推進など、ブロックの区域を越えた、より広域的な課題について、県と全ブロックまたは複数ブロックで課題解決に向けた検討の場を設置し、共同して研究、検討を行うとともに、実施に向けた調整を行います。

(ア) 市町村ブロックとの共同研究の実施等（平成 24～28 年度）

(イ) 焼却残さの資源化の推進（平成 24～28 年度）

(3) 環境教育の推進

持続可能な社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・環境活動を支援するための情報提供・相談体制の強化や、しくみづくりなどを進めます。

【施策事業】

① 学校における環境教育の推進

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各段階で、環境教育への取組を一層充実させ、幼児・児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組を促進します。また、作品の制作等を通じて地球環境保全、環境美化等に対する意識の高揚を図るため、かながわ環境ポスター・標語コンクールを実施します。（ゴミゼロクリーンポスター、ゴミゼロクリーン標語等）

(ア) 研究委託校における研究等、幼稚園、小・中学校における環境教育の推進（平成 24～28 年度）

(イ) 環境教育推進校の指定等、高等学校における環境教育の推進（平成 24～28 年度）

(ウ) かながわ環境ポスター、標語コンクールの実施（平成 24～28 年度）

(エ) 海岸美化教育の推進（平成 24～28 年度）

② 地域における環境教育の推進

NPOや企業と連携し、環境に対する意識を高めるため、学校への講師派遣や環境インターンシップの実施など、環境教育を推進します。

(ア) NPOや企業と連携した環境教育の実施 (平成 24～28 年度)

(イ) こどもエコクラブ★活動の支援 (平成 24～28 年度)

(ウ) 環境インターンシップ★の実施 (平成 24～28 年度)

③ 環境教育を支援する仕組みづくり

環境教育・環境活動のための情報提供・相談や、環境実践者の育成支援と活用システムの整備を図ります。

(ア) 環境に関する情報提供・相談 (平成 24～28 年度)

(イ) 環境実践者の育成支援と活用システムの整備 (平成 24～28 年度)

④ 関係団体やNPO等と連携した 3R 出前教室の実施

関係団体やNPO等と連携して、廃棄物の現状や課題、3Rの推進の必要性などについて講義する 3R 出前教室を実施します。

○ 関係団体やNPO等と連携した 3R 出前講座の実施 (平成 24～28 年度)

2 事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進

(1) 事業系ごみの発生抑制等の推進

事業系ごみについて、市町村と連携しながら発生抑制、循環的利用を進めるとともに、事業者の生産工程や流通過程での自主的な「ものを大切に作る」取組を推進します。

【施策事業】

① 市町村と連携した取組

市町村と連携して、市町村が実施する多量排出事業者への廃棄物の発生抑制等の指導を促進します。

○ 多量排出事業者への発生抑制等の指導の促進 (平成 24～28 年度)

② 事業者の取組の支援

ア 事業者の取組の支援

事業者の自主的な資源化の取組を支援するため、県のリサイクル関連情報の総合サイトである「かながわりサイクル情報」や各種広報媒体等を活用し、全国及び海外の廃棄物・リサイクルに関する情報を積極的に提供します。また、事業協同組合等が行うリサイクル施設設置に対する支援を行います。さらに、中小企業事業者に対して発生抑制に関するアドバイスを行う取組を検討します。

(ア) 「かながわりサイクル情報」等を活用したリサイクル情報等の情報提供
(I 1 (1)①の再掲)

(イ) 事業協同組合等が行うリサイクル施設設置の支援 (平成 24～28 年度)

イ 3R 推進事業者への支援 (I 1 (1)③の再掲)

- ③ 流木等流芥ごみのリサイクルの推進
ダム湖に流入する流木等のチップ化等により、流芥ごみのリサイクルを進めます。
○ 流木等のチップ化*によるリサイクルの実施（平成 24～28 年度）
- ④ 多量排出事業者等による発生抑制、循環的利用の推進
ア 多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画の公表
廃棄物処理法に基づいて、産業廃棄物の多量排出事業者が作成、提出する発生抑制、リサイクル、適正処理等に関する計画の内容及び実施状況を公表します。
○ 多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画の公表（平成 24～28 年度）
イ 廃棄物自主管理事業の充実強化
廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）と協調し、廃棄物の発生抑制、リサイクル等に向けた取組項目（評価項目）の提示や分析、取組事例の収集を行い、その結果を事業者へフィードバックすることで、事業者が行う廃棄物の発生抑制、循環的利用に向けた取組を一層促進するとともに、取組内容の充実と対象事業者の拡大に向けた取組を進めます。
（ア） 取組項目の提示、取組内容の分析及び取組事例の収集並びに事業者へのフィードバック（平成 24～28 年度）
（イ） 対象事業者や取組項目（評価項目）の見直し・実施（平成 24～28 年度）
- ⑤ 廃棄物交換システムの推進
事業所で排出する廃棄物について、他の事業所での再使用、資源化といった循環的な利用を図るため、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）、商工会議所や商工会と連携し、県内全域を対象とした廃棄物の交換システムを運用するとともに、その活用促進を図ります。
○ 県内全域での廃棄物交換システムの運用・促進（平成 24～28 年度）
- ⑥ 環境マネジメントシステムの普及促進
ア ISO 14001*の取得の促進
中小企業を対象として、県と県内金融機関が協調して ISO 14001 の認証取得に要する必要な費用を融資したり、ISO 14001 に関する研修会を開催するなど、その取得を促進します。
（ア） 制度融資による認証取得等の促進に向けた支援（平成 24～28 年度）
（イ） 研修会の実施（平成 24～28 年度）
イ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進
中小事業者でも比較的容易に取り組むことができるエコアクション 21*など環境マネジメントシステムについて情報提供等を行います。
○ 中小企業向け環境マネジメントシステムの情報提供（平成 24～28 年度）

(2) 循環型社会ビジネスの振興

地域における循環型社会ビジネスを振興します。

【施策事業】

① 3R推進事業者への支援(I 1 (1)③の再掲)

② 適正処理推進事業者への支援

適正処理を推進するため、県の利子補給融資制度等による民間リサイクル施設等の整備支援のほか、優良事業者の表彰を行います。

(ア) 表彰制度などを活用した支援(平成24～28年度)

(イ) 県の利子補給、融資制度等による民間リサイクル施設等の整備支援(平成24～28年度)

(ウ) 各種許認可手続きの合理化等の検討、国への働きかけ(平成24～28年度)

(3) 建設廃棄物の循環的利用の推進

今後、大幅な増加が予想される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による発生抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法★」という。)等に基づくリサイクルの推進を図ります。

【施策事業】

① 建物の長寿命化への取組

ア 建物の長寿命化への取組

県有施設について、「神奈川県県有施設長寿命化指針」に基づき、老朽化した施設の再生や用途転用など既存建物の有効活用を図るとともに、適切な維持管理等により施設の長寿命化を図り、建築工事に伴う建設廃棄物の発生抑制に努めます。

また、県の長寿命化の取組等について、市町村や民間施設に対して普及啓発を行います。

(ア) 公共系建築物等の有効活用、適切な維持管理等(平成24～28年度)

(イ) 県の取組等の普及啓発(平成24～28年度)

イ かながわ住宅計画★における関連施策の推進

県営住宅ストック総合活用計画★の推進や分譲マンションの適正な維持管理への支援など、県営住宅や民間住宅における良質なストック形成と有効活用への取組を進めます。

(ア) 県営住宅ストック総合活用計画の推進(平成24～28年度)

(イ) 分譲マンションの適正な維持管理への支援(平成24～28年度)

② 建設リサイクルの推進

ア 建設リサイクル資材の利用の推進

県の公共工事でリサイクル資材の利用を推進するとともに、市町村や民間工事への普及に努めます。

(ア) 県の公共工事での建設リサイクル資材の利用の促進（平成 24～28 年度）

(イ) 市町村や民間工事への普及（平成 24～28 年度）

イ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊のリサイクルの推進

県の公共工事から発生するコンクリート塊等の再資源化を行うとともに、その成果を情報提供するなど市町村や民間工事のリサイクルの促進に努めます。

(ア) 県の公共工事から発生するコンクリート塊について、指定工場制度*の運用による 100%再資源化（平成 24～28 年度）

(イ) 市町村や民間工事への普及（平成 24～28 年度）

ウ 木材のリサイクルの推進

県の公共工事から発生する建設発生木材、伐採木等のリサイクルを進め、その成果を情報提供するなど市町村や民間工事のリサイクルの促進に努めます。

(ア) 県の公共工事から発生する建設発生木材等について、指定事業者制度*の運用（平成 24～28 年度）

(イ) 市町村や民間工事への普及（平成 24～28 年度）

エ 建設汚泥のリサイクルの推進

建設汚泥の再生利用等の促進を図るため、県の公共工事での取組を進め、市町村に再生利用等の方法を情報提供するとともに、多量排出事業者等の取組の促進に努めます。

(ア) 建設汚泥の減量化、再生利用の促進（平成 24～28 年度）

(イ) 市町村や民間工事への普及（平成 24～28 年度）

オ 再資源化施設等への立入検査の徹底

排出量の増加が見込まれている建設廃棄物のリサイクルを促進するため、再資源化施設や営業所等への立入検査を実施します。（平成 24～28 年度）

(4) 上下水道汚泥等の循環的利用の推進

下水道汚泥と、上水道における浄水過程で発生する汚泥について、減量化や循環的利用の取組を進めます。また、食品リサイクルに関する普及啓発等を行います。

【施策事業】

① 上水道汚泥のリサイクルの推進

上水道における浄水過程で発生する汚泥を脱水した後、セメント原料等としての活用を引き続き進めます。

(ア) 脱水による減量化（平成 24～28 年度）

(イ) セメント原料化等による再生利用（平成 24～28 年度）

② 下水道汚泥のリサイクルの推進

脱水、焼却による減量化を行い、リサイクル可能なものは焼却灰のセメント原料化などを進めます。

(ア) 脱水、焼却による減量化（平成 24～28 年度）

(イ) セメント原料化等による再生利用（平成 24～28 年度）

③ 食品廃棄物★の発生抑制、リサイクルの推進

ア 食品廃棄物のリサイクル等の普及啓発

食品関連事業者（製造、流通、外食等）及び県民に対して、食品廃棄物の発生抑制・リサイクル等の普及啓発を行います。（平成 24～28 年度）

イ 食品廃棄物のリサイクル施設の整備

事業者等による食品廃棄物のリサイクル施設の整備等に対して支援します。（平成 24～28 年度）

④ 家畜排せつ物のリサイクル等の推進

家畜排せつ物のたい肥化などリサイクルや適正管理を図るための施設等の整備に対する支援を進めます。

（ア） 家畜排せつ物管理施設等の整備（平成 24～28 年度）

（イ） 家畜排せつ物のたい肥化利用と適正管理の推進（平成 24～28 年度）

3 発生抑制等の基盤整備

（1）各種リサイクル法の円滑な施行

各種リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法★」という。）など）が、地域において円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。また、リサイクルを進める上で課題となる点について、市町村の要望等を踏まえながら、国等へ制度の整備や見直しについて働きかけます。

【施策事業】

① 各種リサイクル法の推進

ア リサイクル制度の普及啓発

容器包装、家電、建設、自動車などの各種リサイクル法が円滑に実施されるよう、県民、事業者等に対し、各制度の普及・啓発に努めます。（平成 24～28 年度）

イ 分野別の取組の推進

容器包装廃棄物については、分別収集促進計画に基づいて、市町村の分別収集が円滑に進むように支援します。

家電リサイクル法対象品目の排出の際の利便性の向上が図られるよう検討します。また、使用済自動車や建設リサイクル法対象品目などのリサイクルが適切に推進されるように、関係機関の連携を図るとともに、対象事業者に対する指導等を行います。

（ア）（容器包装リサイクル法）分別収集促進計画の改定（平成 24～28 年度）

（イ）（容器包装リサイクル法）先進事例の普及（平成 24～28 年度）

（ウ）（家電リサイクル法）利便性向上の検討・実施（平成 24～28 年度）

（エ）（自動車リサイクル法）登録・許可事務の施行、監視・指導等の実施（平成 24～28 年度）

（オ）（建設リサイクル法）対象工事のパトロールの実施（平成 24～28 年度）

② 各種リサイクル制度の改善の国等への働きかけ

排出者責任*・拡大生産者責任の一層の充実を図るため、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集費用を事業者が支援する仕組みの充実強化や、家電リサイクル法における再商品化料金の購入時支払方式の導入や対象品目の拡大など、各種リサイクル法の見直しについて国等に働きかけます。(平成 24~28 年度)

- ・ 容器包装の分別収集に伴う市町村の負担軽減
- ・ 家電リサイクル料金の前払い制度の導入
- ・ 建設リサイクルの再資源化等の行政に対する内容把握の制度化
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律*の対象品目の拡大

(2) 都道府県域を越えた広域的な取組の推進

最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄問題など深刻化する首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都道府県等と連携・協力し、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、不適正処理の防止などについて、広域的な取組を進めます。

【施策事業】

① 九都県市首脳会議による取組の推進

九都県市首脳会議(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)において廃棄物の発生抑制、資源化の調査研究やリサイクル等に関する普及啓発などを進めます。

- (ア) 廃棄物の発生抑制・資源化の調査研究(平成 24~28 年度)
- (イ) 廃棄物の発生抑制、資源化の推進(平成 24~28 年度)
- (ウ) 情報交換、意見交換(平成 24~28 年度)

② 首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会*による取組の推進

九都県市及び関係各省(内閣官房都市再生本部事務局、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)で構成する首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会が策定した中長期計画の進捗状況について、情報交換等を行います。

- (ア) 中長期計画「東京圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」のフォローアップ(平成 24~28 年度)
- (イ) 情報交換、意見交換(平成 24~28 年度)

(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

リサイクル技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

【施策事業】

① 環境関連技術の研究、開発の推進

食品廃棄物の飼料化などのリサイクル技術や廃棄物処理施設及び最終処分場の安全対策など適正処理技術の研究・開発に取り組むなど、民間への普及に努めます。

- (ア) 食品廃棄物の飼料化*技術の研究・普及促進(平成 24~28 年度)
- (イ) 循環型社会の形成に関する研究・普及促進(平成 24~28 年度)

4 低炭素社会に向けた発生抑制等の推進

○地球温暖化防止に向けた取組の推進

廃棄物の発生抑制やグリーン購入★を推進するとともに、廃棄物のエネルギー利用を促進し、低炭素社会に向けた地球温暖化の防止に貢献する取組を推進します。

【施策事業】

① グリーン購入の推進

ア 県及び市町村での取組の推進

県グリーン購入基本方針に基づいて、県自らがグリーン購入を推進するとともに、取組に必要な情報提供等を行うことなどにより、市町村の取組を促進します。

(ア) 県自らのグリーン購入の推進（平成 24～28 年度）

(イ) 市町村での取組の促進（平成 24～28 年度）

イ 家庭、事業所での取組の推進

NPO、市町村と連携してグリーン購入の普及を図るとともに、環境ラベルの普及など、環境に配慮した商品の購入促進を図ります。

○ 環境にやさしい商品の情報提供（平成 24～28 年度）

② レジ袋の削減に向けた取組の推進（I 1 (1)②の再掲）

③ ごみ処理広域化実施計画の推進等（I 1 (2)①の再掲）

ごみ処理広域化の推進に伴う施設整備については、ごみ発電等の熱回収やCO₂の排出量の削減に向けた改良などの取組に対する技術的な支援を行います。

○ 施設整備等における技術的支援（平成 24～28 年度）

④ 熱回収施設設置者の認定制度の適切な運用

平成 23 年 4 月の廃棄物処理法改正により創設された熱回収施設設置者の認定制度の適切な運用により、廃棄物のエネルギー利用を図ります。（平成 24～28 年度）

II 適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図るとともに、廃棄物処理法及び「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民、事業者、市町村や県警等と連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備、運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を進めます。

【施策事業】

- ① 一般廃棄物処理施設の整備・維持運営のための技術的支援
一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、廃棄物処理法に基づき、必要な技術的支援や指導を行います。
 - (ア) 施設整備の技術的支援、指導（平成 24～28 年度）
 - (イ) 維持運営の技術的支援、指導（平成 24～28 年度）
- ② し尿・浄化槽汚泥の適正処理の促進
下水道の普及や浄化槽の整備の状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進します。
 - し尿処理施設の適正処理の促進（平成 24～28 年度）
- ③ 感染性廃棄物★等の処理対策の推進
医療機関などから発生し、人が感染するおそれのある廃棄物の適正処理を推進するとともに在宅医療廃棄物の円滑な回収を促進します。
 - (ア) 法令等に基づいた排出事業者、処理業者への指導徹底（平成 24～28 年度）
 - (イ) 在宅医療廃棄物を適切に回収・処理するための対応の検討や国・関係機関への働きかけ（平成 24～28 年度）

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、優良な廃棄物処理業者を関係団体と協力して、育成・支援します。

【施策事業】

① 排出事業者への指導

ア 排出事業者への適正処理等の指導

産業廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生抑制から最終処分までの責任を果たすよう、処理基準、委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度[★]等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行います。

(ア) 排出事業者への適正処理等の指導（平成 24～28 年度）

(イ) 講習会等での指導、啓発（平成 24～28 年度）

イ 多量排出事業者への適正処理の指導

廃棄物処理法に定める多量排出事業者が作成、提出する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等に関する計画に基づいて、適正処理の指導を行います。

○ 多量排出事業者への適正処理の指導（平成 24～28 年度）

ウ 電子マニフェストの普及促進

不法投棄等の不適正処理の防止や廃棄物の処理事務の効率化を図るため、電子マニフェストの普及促進に努め、排出事業者や廃棄物処理業者に対する説明会の開催や関係機関との連携を図っていくことにより加入促進を図ります。

○ 電子マニフェストの普及促進（平成 24～28 年度）

② 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者等に対して、処理基準、委託基準、マニフェスト制度、平成 23 年 4 月の廃棄物処理法改正により創設された廃棄物処理施設に係る定期検査制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行います。

(ア) 適正処理の指導徹底（平成 24～28 年度）

(イ) 講習会等での指導、啓発（平成 24～28 年度）

③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

ア 優良な産業廃棄物処理業者の評価制度の適切な運用

平成 23 年 4 月の廃棄物処理法改正により創設された優良産業廃棄物処理業者評価制度の適切な運用により、優良な処理業者の育成を図ります。

(ア) 評価制度に基づく認定及び情報提供の実施（平成 24～28 年度）

(イ) 評価及び情報提供の実施（平成 24～28 年度）

(ウ) 効果的な運用方法等の検討・実施（平成 24～28 年度）

イ 産業廃棄物処理業者への講習、表彰の実施

優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、関係団体と連携し、法令や処理技術についての講習会や優良な産業廃棄物処理業者等に対する表彰を行います。

(ア) 講習会等の開催（平成 24～28 年度）

(イ) 表彰等の実施（平成 24～28 年度）

(3) 産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営

民間の産業廃棄物中間処理施設の整備と適切な維持運営を促進します。

【施策事業】

- ① 産業廃棄物中間処理施設の整備への支援
 - 県の利子補給、制度融資による民間リサイクル施設、焼却施設等の整備支援（平成 24～28 年度）
- ② 焼却施設等の適正な維持運営の指導（平成 24～28 年度）

(4) 産業廃棄物最終処分場の維持運営と確保

安全性のモデルとなる県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営に取り組むとともに、民間の産業廃棄物最終処分場の整備と適正な維持運営を促進します。

【施策事業】

- ① 「かながわ環境整備センター」の適正な運営

民間処理施設の設置促進と廃棄物の適正処理の側面から県内産業活動を下支えするため、安全性のモデルとなる県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営を図るとともに、産業廃棄物実態調査による処理の状況を踏まえ、利用促進に取り組みます。

 - (ア) 適正な運営と利用促進（平成 24～28 年度）
 - (イ) 民間への普及（平成 24～28 年度）
- ② 産業廃棄物最終処分場の整備と適正な維持運営の促進
 - (ア) 産業廃棄物最終処分場の整備と適正な維持運営の促進（平成 24～28 年度）
 - (イ) 県の利子補給、制度融資による民間産業廃棄物最終処分場における汚水処理施設の整備支援（平成 24～28 年度）

(5) 負の遺産の計画的な処理

ダイオキシン類★対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去や、処理が困難なため長期間にわたり保管が続いているPCB廃棄物の適正処理など、いわゆる「20世紀の負の遺産」の清算を進めます。

【施策事業】

- ① 休廃止した焼却施設の安全管理と解体・撤去の促進
 - ア 休廃止した焼却施設の安全管理の徹底

休廃止した未解体の焼却施設の管理に関し、指導、助言を行うなど、設置者による安全な管理の確保に努めるとともに休廃止した市町村や民間の焼却施設について計画的な解体・撤去を促進します。

 - (ア) 安全管理指導（平成 24～28 年度）
 - (イ) 解体撤去の推進（平成 24～28 年度）
 - イ 県有の焼却施設の解体・撤去の推進
 - 県立学校等の小型焼却炉等の計画的な解体・撤去（平成 24～28 年度）

② P C B 廃棄物の処理の推進

ア P C B 廃棄物の適正保管の徹底

P C B 特別措置法に基づいて、P C B 廃棄物の保管事業者に対し保管状況の届出、適正保管の徹底等を指導します。

- 事業者による届出、適正保管の徹底（平成 24～28 年度）

イ 県の P C B 廃棄物処理計画に基づく計画的な処理

「神奈川県ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理計画」に基づき、県内の廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）と連携し、計画的な処理を進めます。

- 円滑な処理の推進（平成 24～28 年度）

ウ 中小企業者等の負担軽減

中小企業者等の P C B 廃棄物処理費用負担を軽減するため、独立行政法人環境再生保全機構に対して P C B 廃棄物処理基金の一部を拠出します。

- P C B 廃棄物処理基金への拠出（平成 24～28 年度）

エ 県保有の P C B 廃棄物の計画的な処理

- 県が保有する P C B 廃棄物の計画的な処理（平成 24～28 年度）

③ 最終処分場の跡地等の安全対策

埋立が終了した最終処分場について、廃止までの間の適正管理の指導や廃止に向けた技術的支援、指導を行います。また、廃棄物処理法の改正に即して、廃棄物が地下にある土地（廃止した最終処分場等の跡地）について形質の変更をする際には、生活環境の保全上の支障が生じないように、事業計画者に対する適正な指導を行います。

- （ア） 適正管理や廃止に向けた技術的支援、指導（平成 24～28 年度）

- （イ） 最終処分場跡地の安全対策の推進（法令に基づく指導等）（平成 24～28 年度）

④ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

ア アスベスト廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して適正処理に関する周知を行うとともに、解体工事現場や処理業者に対する立入検査を実施するなど、アスベスト廃棄物の適正処理を推進します。

- アスベスト廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導（平成 24～28 年度）

イ アスベスト廃棄物処理施設の設置促進

国におけるアスベスト廃棄物の高度技術による無害化★処理認定制度の動向などを踏まえて、民間事業者に対して処理施設の整備促進を働きかけます。

- アスベスト廃棄物処理施設の設置促進（平成 24～28 年度）

2 不法投棄の未然防止対策の推進

(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり

不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄の撲滅に向けた県民、NPO、事業者等と連携・協力した取組や監視活動を行います。

【施策事業】

① 県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組

ア 海岸や河川における不法投棄一掃キャンペーンの実施（平成24～28年度）

イ 不法投棄撲滅キャンペーンの実施（平成24～28年度）

ウ 環境美化キャンペーンの実施（平成24～28年度）

（ア） 桂川・相模川流域協議会・酒匂川水系保全協議会が行う美化キャンペーン等への支援

（イ） 自然公園におけるクリーンキャンペーン、ごみの持ち帰り運動の実施

エ かながわ環境ポスター・標語コンクールの実施（I 1 (3)①の再掲）

オ 美化運動推進功労者表彰の実施（平成24～28年度）

カ 県内における美化活動に関する情報提供の充実（平成24～28年度）

② 海岸美化の推進

ア 公益財団法人かながわ海岸美化財団に対する支援（平成24～28年度）

イ 海岸美化充実・強化検討会議による検討・実施（平成24～28年度）

ウ なぎさのごみフォーラム共同宣言を受けた施策の検討・実施（平成24～28年度）

③ 不法投棄監視活動等の実施

ア 不法投棄の監視活動

県民、事業者、市町村や警察などと連携・協力した不法投棄監視活動（警察による取締・捜査を含む）を実施するとともに、民間警備会社による夜間・休日の監視パトロールや監視カメラによる監視活動を行います。（平成24～28年度）

イ 不法投棄防止施設等の整備

不法投棄の行われやすい県管理地において車両の乗入れ規制や不法投棄防止柵の設置等を進めます。（平成24～28年度）

(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進

廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や県民からの調査等の請求制度などの運用及び関係機関や近隣の都州市と連携した取組により、産業廃棄物の不適正処理防止を推進します。

【施策事業】

① 廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や調査等請求制度等の運用

法等に基づく産業廃棄物の保管場所の届出はもとより、パトロール等により産業廃棄物の保管を早期に把握し、必要な指導・監視活動を行います。

また、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求制度を通じ、不適正処理の防止に取り組みます。

- 県民、NPO、事業者等と連携・協力した監視体制（通報のネットワーク）づくり（平成24～28年度）

② 警察、県内政令市、近隣の都州市等と連携した取組の推進

警察、廃棄物処理法に基づく県内政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）との連携や、九都州市首脳会議★、産廃スクラム30★、山梨・静岡・神奈川三県サミットなどを通じて広域的な取組を進めます。

ア 産廃スクラム30による取組の推進

関東甲信越等の1都11県18廃棄物処理法に基づく政令市で構成する産業廃棄物不適正処理広域連絡協議会（産廃スクラム30）における連携のもと、不適正処理防止のための協働した取組や情報交換を進めます。

- (ア) 一斉路上調査など不適正処理防止のための協働した取組（平成24～28年度）
- (イ) 情報交換、意見交換（平成24～28年度）

イ 山梨・静岡・神奈川3県合同による不法投棄対策の推進

「山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡協議会」の構成員である山梨県や静岡県と連携して、富士箱根伊豆地域における合同パトロールを実施するとともに、不法投棄防止のための啓発活動や情報交換を進めます。

- (ア) 山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡協議会
- (イ) 3県合同パトロールの実施（平成24～28年度）
- (ウ) 啓発活動、情報交換（平成24～28年度）

ウ 九都州市首脳会議による広域的な取組の推進（I3(2)①の再掲）

(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。

【施策事業】

① 原状回復の効果的な取組の実施

NPO、関係団体等と連携・協力して不法投棄物を回収・リサイクルする取組を進めるとともに、不法投棄発見時における市町村や警察との連携・協力した取組を進めます。
(平成 24～28 年度)

② 県管理地等の不法投棄物の撤去

不法投棄者を特定し、原因者による不法投棄物の撤去を進めるとともに、不法投棄者等が不明な場合には、河川、道路等の各管理者は当該区域の市町村と連携・協力して原状回復を図るほか、特に環境上に支障がある場合などは、県においても撤去を進めます。

(ア) 県管理地(河川、道路、林道等)における不法投棄物の撤去の実施

(平成 24～28 年度)

(イ) ダム湖における流芥・浮遊ごみの除去の実施(平成 24～28 年度)

(ウ) 民有地等における不法投棄物の緊急撤去の実施(平成 24～28 年度)

③ 海岸美化の推進

ア 公益財団法人かながわ海岸美化財団に対する支援(Ⅱ 2 (1) ②の再掲)

イ 海岸美化充実・強化検討会議による検討・実施(Ⅱ 2 (1) ②の再掲)

Ⅲ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

東日本大震災の経験を踏まえ、地震や風水害などの災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の迅速な処理や適正処理に向け適切な対応を図ります。

○ 災害時に発生する廃棄物への対応

東日本大震災のように広域的に複数の市町村が大規模に被災した場合を想定し、市町村と連携し、適正な廃棄物処理を行います。

【施策事業】

県地域防災計画を踏まえ、広域的な災害廃棄物処理体制や仮保管場所の検討など、県も主体的に関与する災害廃棄物対策を検討するとともに、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針★」等を抜本的に見直します。

(ア) 広域的な災害廃棄物処理体制等の検討(平成 24 年度)、新しい災害廃棄物処理体制に基づく取組の推進(平成 25～28 年度)

(イ) 「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等の改定(平成 24 年度)、市町村等への普及(平成 25～28 年度)

VI 計画の推進

1 県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働

廃棄物問題は、日常生活や通常の事業活動に起因していることから、その解決には、各主体による自主的な行動が必要となっています。そのため、適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら廃棄物対策に取り組んでいきます。

(1) 県民の役割

県民は、廃棄物問題を自らの問題として理解して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努め、大量消費・大量廃棄型の生活様式から、持続可能な循環型の生活様式への転換、環境に配慮した製品や環境の視点を持った店舗を選ぶとともに、市町村等による分別収集など3Rの推進に向けた施策に協力することが必要です。

(2) 事業者の役割

① 排出事業者の役割

排出事業者は、生産工程や流通過程において、可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、廃棄物として排出するものについては、適正な処理を行うことが必要です。また、自ら生産する製品について、設計の工夫などにより、消費や廃棄の段階での廃棄物の削減に努めることが必要です。

② 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、循環型社会を支えるとともに、環境負荷の低減のため、廃棄物の適正な循環的利用や処理を行うことが必要です。

(3) 市町村の役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用の推進と、安全、安心な廃棄物処理を進めるとともに、循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組を促進する役割を担います。

(4) 県の役割

県は廃棄物について、広域的な観点から、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進と、県民、事業者、市町村の取組のコーディネーターとして、循環型社会づくりを進めるとともに、災害廃棄物処理施策を推進します。

なお、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）については、産業廃棄物に関する規制指導について、県と同様の役割を担っています。

2 計画の進行管理

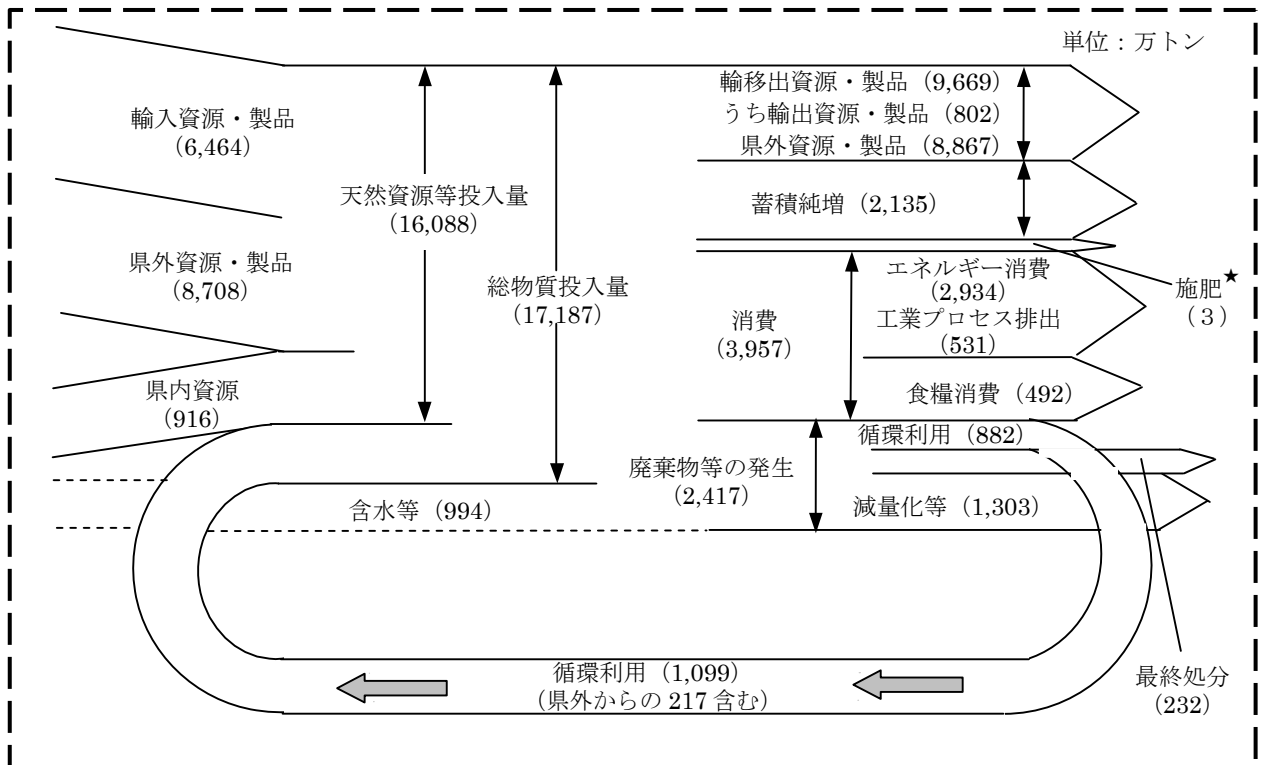
本計画に記載した施策、事業を着実に推進するため、毎年度、計画目標の値、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等の状況、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県のホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7178/>）等に掲載し、県民の皆様からのご意見をいただくなどの計画の進行管理を行います。

VII 物質フロー（参考：ものの流れ）

循環型社会の形成を推進するにあたっては、廃棄物だけでなく経済社会における「もの」の流れを把握することが重要であり、製品等に関する資源の投入量、生産・流通、製品等の蓄積や、製品等が消費・廃棄物となった後の動きを把握することが必要であることから作成しました。

1 物質フロー（ものの流れ）の現状

<平成 16 年度データ>



※ 多くのデータ算出の基礎となる全国貨物流動調査は、5年毎に改定させるため平成 16 年度が直近データとなる

- 物資フローの「入口」において、総物質投入量[★]17,187 万トンが県内に投入されています。その内訳として、輸入や県内外からの天然資源等投入量[★]16,088 万トン（94%）、廃棄物を循環利用し物質として投入された循環利用量 1,099 万トン（6%）となっています。

※循環利用量…天然資源等が再使用、再生利用された量（有償物を含む）

- 投入された物質は、経済活動等により物質フローの「出口」において製品化、消費、廃棄物などになります。その内訳として、資源や製品として輸移出された輸出入資源・製品量 9,669 万トン（56%）、建物などとして県内に備蓄される蓄積純増[★]2,135 万トン（12%）エネルギーや食料等としての消費 3,957 万トン（23%）、そして、廃棄物として 2,417 万トン（14%）が排出されています。

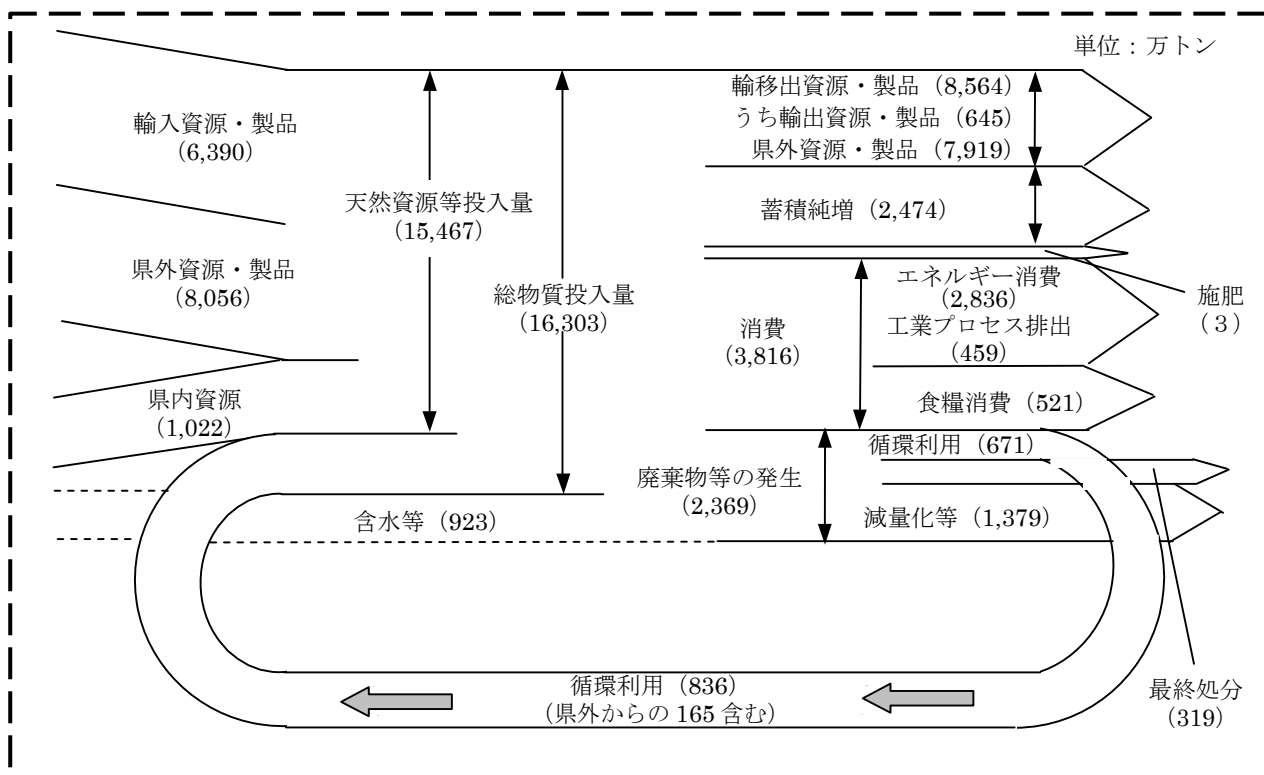
2 平成 16 年度と平成 11 年度及び全国値との比較

総物質投入量に占める循環利用の割合は 6.4% で平成 11 年度に比べると 1.3% 上昇していますが、平成 16 年度の全国値 12.7% の約半数となっています。

また、総物質投入量に占める輸移出資源・製品の割合は56.3%で平成11年度に比べると3.8%上昇し、平成16年度の全国値7.8%の約7倍となっています。

なお、総物質投入量に占める廃棄物等の発生の割合は14.1%で平成11年度に比べると0.4%減少していますが、平成16年度の全国値31.1%の約半数となっています。

<平成11年度データ>



物質フローに関する主な指標

	県				国	
	平成16年度		平成11年度		平成16年度	
	物質量 (万トン)	比率 ※	物質量 (万トン)	比率 ※	物質量 (万トン)	比率 ※
<入口側>						
総物質投入量	17,187	100%	16,303	100%	194,400	100%
天然資源等投入量	16,088	93.6%	15,467	94.9%	169,700	87.3%
循環利用(県外から分含む)	1,099	6.4%	836	5.1%	24,700	12.7%
<出口側>						
輸移出資源・製品	9,669	56.3%	8,564	52.5%	15,200	7.8%
蓄積純増	2,135	12.4%	2,474	15.2%	83,400	42.9%
施肥	3	0.0%	3	0.0%		0.0%
消費	3,957	23.0%	3,816	23.4%	57,900	29.8%
エネルギー消費及び 工業プロセス排出	3,465	20.2%	3,295	20.2%	45,600	23.5%
食料消費	492	2.9%	521	3.2%	12,300	6.3%
廃棄物等の発生	2,417	14.1%	2,369	14.5%	60,500	31.1%
自然還元		0.0%		0.0%	8,500	4.4%
循環利用(県内・国内)	882	5.1%	671	4.1%	24,700	12.7%
最終処分	232	1.3%	319	2.0%	3,500	1.8%
減量化等	1,303	7.6%	1,379	8.5%	23,800	12.2%

※総物質投入量を100%とした場合の比率

<参考資料>

1 関連計画等

(1) 関連計画

- ・第6期神奈川県分別収集促進計画の概要 53
- ・神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要 55
- ・神奈川県海岸漂着物対策地域計画の概要 56
- ・神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の概要 60
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画の概要 62
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針） 64

(2) 県内市町村の基本理念・数値目標

- ア 基本理念（キャッチフレーズ等） 74
- イ 数値目標 75

2 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

- ア ごみ処理のフローチャート 81
- イ ごみ処理の状況 82
- ウ 市町村別の排出量等の状況 84
- エ ごみの最終処分場の埋立状況 85
- オ 一般廃棄物の都道府県別原単位 86

(2) 産業廃棄物

- ア ごみ処理のフローチャート 87
- イ 発生及び処理状況（業種別） 88
- ウ 発生及び処理状況（種類別） 89

3 廃棄物の将来推計の方法

- (1) 一般廃棄物の将来推計 90
- (2) 産業廃棄物の将来推計 94

4 その他

- (1) 国の基本方針目標値との比較 98
- (2) 3Rについての意識調査 99

5 用語の解説 101

1 関連計画等

(1) 関連計画

第6期神奈川県分別収集促進計画の概要

1 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年度を始期とする5年間（平成23年度～平成27年度）とし、3年後（平成25年度）に見直しを行う。

2 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装リサイクル法第8条の規定に基づき市町村が定めた市町村分別収集計画により、市町村が分別収集を実施する次の容器包装廃棄物である。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 無色のガラス製容器 | (6) その他プラスチック製容器包装 |
| (2) 茶色のガラス製容器 | (7) スチール製容器 |
| (3) その他のガラス製容器 | (8) アルミ製容器 |
| (4) その他の紙製容器包装 | (9) 段ボール |
| (5) ペットボトル | (10) 飲料用紙製容器 |

3 各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

県内において排出される各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、減少傾向にある。

（単位：トン）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
排出見込量	512,967	509,445	505,788	503,053	501,548

4 各年度の市町村分別収集による収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）

(1) 特定分別基準適合物

一定の基準により分別収集・保管し、再商品化することが義務付けられている「ペットボトル」などの容器包装廃棄物の収集量は、全体として増加傾向にある。

これは「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を開始する市町村が増えることによるものである。

(2) 法第2条第6項に規定する省令で定めるもの

有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない「段ボール」などの容器包装廃棄物の収集量は、全体としてほぼ横ばいである。

なお、「スチール製容器」については、「ペットボトル」の利用量の増加に伴い、その利用量の減少が見込まれるため、収集量の減少が見込まれている。

（単位：トン）

容器包装廃棄物の種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
特定分別基準適合物	ガラス製容器	(1) 無色	28,938	28,889	28,854	28,837	28,870
		(2) 茶色	18,323	18,289	18,288	18,276	18,292
		(3) その他	13,363	13,414	13,474	13,550	13,637
	(4) その他紙製容器包装	5,285	5,301	5,318	5,336	5,343	
	(5) ペットボトル	28,734	28,933	29,145	29,370	29,626	
	(6) その他プラスチック製容器包装	99,660	103,071	115,540	116,808	118,329	
	うち白色トレイ	69	56	36	36	37	
	小 計 (A)	194,303	197,897	210,619	212,177	214,097	
有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物	(7) スチール製容器	18,559	18,196	17,850	17,547	17,285	
	(8) アルミ製容器	12,992	12,997	13,019	13,045	13,088	
	(9) 段ボール	45,648	45,096	44,625	44,225	43,864	
	(10) 飲料用紙製容器	1,497	1,497	1,498	1,501	1,509	
	小 計 (B)	78,696	77,786	76,992	76,318	75,746	
合 計 (A+B)	272,999	275,683	287,611	288,495	289,843		

5 容器包装廃棄物の分別収集の促進等に関する事項（法第9条第2項第4号）

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

- 県のホームページ「かながわりサイクル情報」など、県が持っている広報媒体を活用して、リサイクルに関する法令、事業者等による取組事例、日々の3Rに関する情報などを発信し、普及啓発を図る。
- マイバッグキャンペーン等の各種イベントにおいて、容器包装廃棄物の排出の抑制、3Rの推進に関するパネルの展示や、リーフレット類を配布するなどによって、普及啓発を図る。
- 事業者や消費者団体等各種団体、市町村と構成する「県レジ袋削減実行委員会」を通じて、レジ袋の削減を図るとともに、取組事例を情報提供することにより、発生抑制・資源化に関する啓発及び知識普及を図る。
- 九都県市事業を通じ、販売業者への簡易包装の促進に向けた協力を呼びかけるとともに、消費者への廃棄物の発生抑制への普及啓発を行います。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

- 再商品化に適した質の高い分別収集の実現を目指して、先進的な分別収集の取組を実施している市町村に関する情報提供を行う。
- 3Rの推進、普及啓発について、事業者及び消費者団体、市町村、県で協議を行うため、かながわ3R推進会議を開催する。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

- ごみ処理の広域化を通じて、各広域化ブロックの特性に応じた再資源化施設やストックヤード等の分別収集関連施設の整備、及び効率的な分別収集方法や収集体制を確立するため、助言、情報提供等を行います。
- 市町村と連携を図りながら、分別収集の実施状況を把握するとともに、県が定めた本計画の記載事項の実施状況の点検を行います。

6 各年度の対象品目別の分別収集を実施する市町村数について

- 「その他プラスチック製容器包装」及び「その他紙製容器包装」を除く容器包装廃棄物については、県内の33市町村の全てがすでに分別収集を実施している。
- 平成23年度当初に「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を実施していない市町村は、4市町村あるが、本計画の最終年度の平成27年度までに、31市町村が分別収集の実施（一部地区でのモデル実施を含む。）を計画している。
- 「その他紙製容器包装」の分別収集を計画していない市町村は、27市町村あるが、いずれの市町村も、その他紙製容器包装に含まれない紙製廃棄物（古紙等）との混合収集を実施し、資源化を図っているところである。

各年度の対象品目別の分別収集を実施する市町村数

容器包装廃棄物の種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ガラス製容器	(1)無色	33	33	33	33	33
	(2)茶色	33	33	33	33	33
	(3)その他	33	33	33	33	33
(4)その他紙製容器包装		6	6	6	6	6
(5)ペットボトル		33	33	33	33	33
(6)その他プラスチック製容器包装		29(31)	30(31)	31	31	31
(7)スチール製容器		33	33	33	33	33
(8)アルミ製容器		33	33	33	33	33
(9)段ボール		33	33	33	33	33
(10)飲料用紙製容器		33	33	33	33	33

() は、市町村内の一部地区でのモデル実施を含む。

7 計画の公表

本計画は県のホームページでご覧いただけます。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/p21355.html>
 出典：第6期神奈川県分別収集促進計画

神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要

1 計画の性格

県内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第7条に基づき策定した。

2 計画の概要

(1) 基本事項

ア 趣旨

この計画は、法第7条に基づく法定計画であり、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して定める、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

イ 計画期間 平成18年4月から平成28年3月まで

ウ 処分先

国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設の一つとして一都三県の区域を対象に、東京都内に整備された「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設」（以下、「東京PCB廃棄物処理施設」）において処分することを基本とする。

(2) PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

ア PCB廃棄物の保管量及び使用量

保管量；高圧トランス1,132台、高圧コンデンサ21,419台、安定器613,576台等

使用量；高圧トランス 359台、高圧コンデンサ 1,361台、安定器 36,630台等

イ PCB廃棄物の処分見込量

高圧トランス等は、原則として、平成19年4月から、「東京PCB廃棄物処理施設」の稼働期間である平成27年3月までに処分するものとする。

(3) PCB廃棄物の処理の推進方策

ア PCB廃棄物の処理体制

高圧トランス等は、日本環境安全事業株式会社の「東京PCB廃棄物処理施設」において処分する。東京電力株式会社の柱上トランス等は、同社の川崎リサイクルセンター及び横浜リサイクルセンターにおいて処分する。

イ PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割

保管・使用事業者、処理事業者、県及び廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）は、それぞれの役割を果たすことにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

ウ 関係者相互の連携

保管・使用事業者、処理事業者、県及び廃棄物処理法に基づく政令市は、相互に協力して計画的な搬入及び処分に努める。また、一都三県等で必要な事項について調整、連携してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。

3 計画の公表

本計画は県のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f875/>

出典：神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

神奈川県海岸漂着物対策地域計画の概要

I 地域計画策定の背景

○ 本県は、これまで海岸美化に先進的に取り組んできたところであるが、こうした実績を踏まえつつ、国、市町村、関係団体等との連携を強化した取組を推進していくため、海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を策定する。

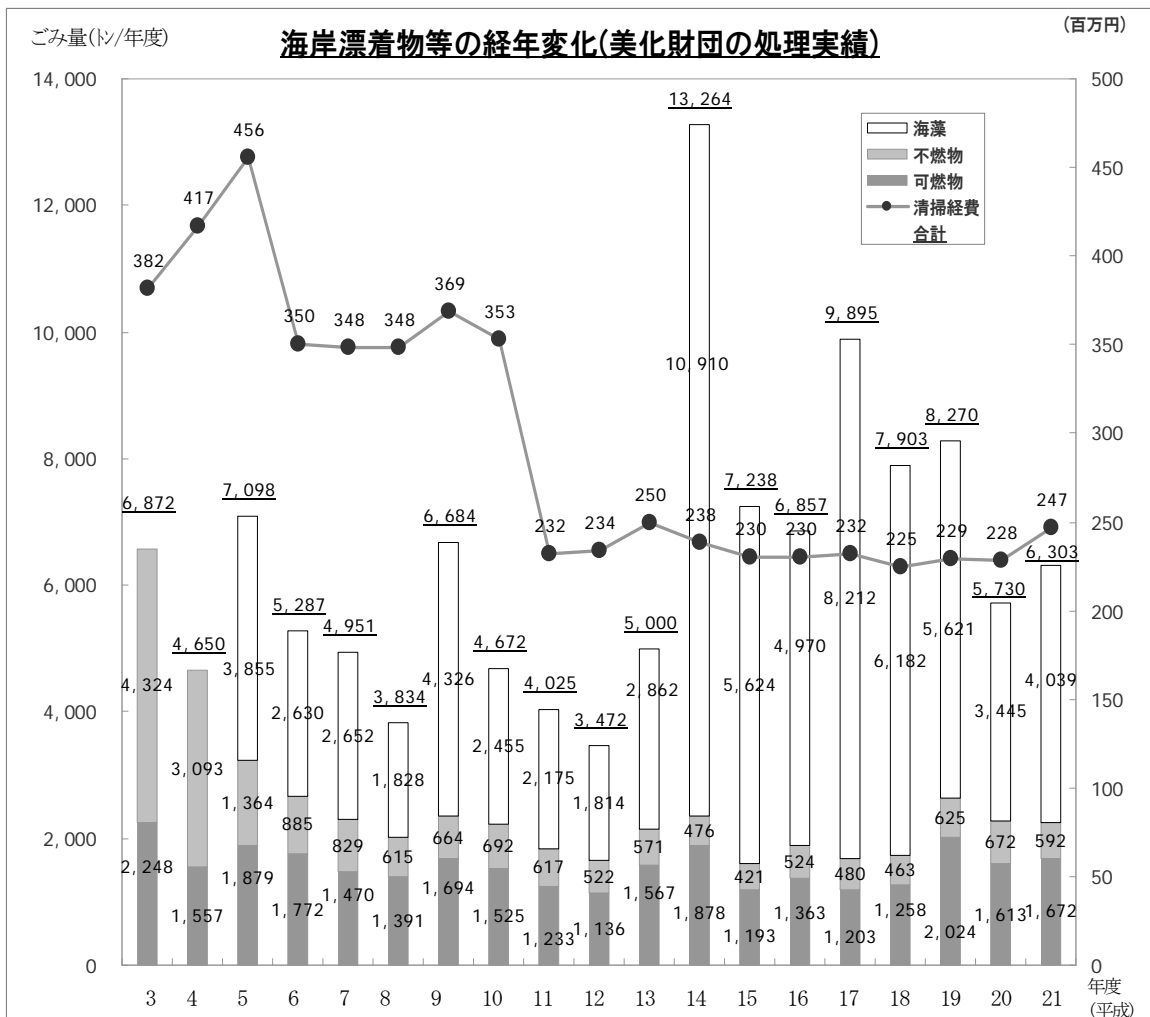
II 神奈川県の海岸の現状

1 海岸の概況及び利用状況

- 神奈川県の海岸の総延長は約428kmであり、東京湾沿岸と相模湾沿岸で構成される。
- 東京湾沿岸のうち、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、東京都界から三浦半島劔崎までとなっている。都市化や工業化の進展とともに、人工海岸が9割にも達する状況であり、ほとんど自然海岸は残されていない。
- 相模湾沿岸のうち神奈川県に接する沿岸は、三浦半島劔崎から静岡県境までとなっており、豊かな自然や美しい景観に恵まれ、景勝地なども多く、古くから避暑地、別荘地、観光・レクリエーション地として親しまれている。

2 海岸漂着物等の現状及び課題

- 横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約150kmの自然海岸については、県と横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町（以下「相模湾沿岸13市町」という。）で設立した財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）が、平成3年から海岸清掃を実施しており、平成21年度の海岸漂着物等の処理実績は約6,303トンとなっている。
- その組成の内訳をみると、約6割が海藻（4,039トン）で、約3割が木、プラスチック、紙くずなどの可燃ごみ（1,672トン）、約1割が缶やびんなどの不燃ごみ（592トン）となっている。
- 相模湾沿岸における海岸漂着物等の特徴としては、相模湾沿岸に流入する相模川、酒匂川等の流域の大きな河川が位置していることから、台風時や河川流域に大雨が降ると、河川経路で流木、木屑等が海岸へ大量に漂着することがある。
- また、主に都市部を流れる河川河口部では、都市部周辺から日常生活に伴って排出されるペットボトル、ビニール袋、たばこのフィルター等生活系ごみが非常に多く漂着している。



(注) 1トン未満を四捨五入しているため合計と内訳の計が一致しないものがある。

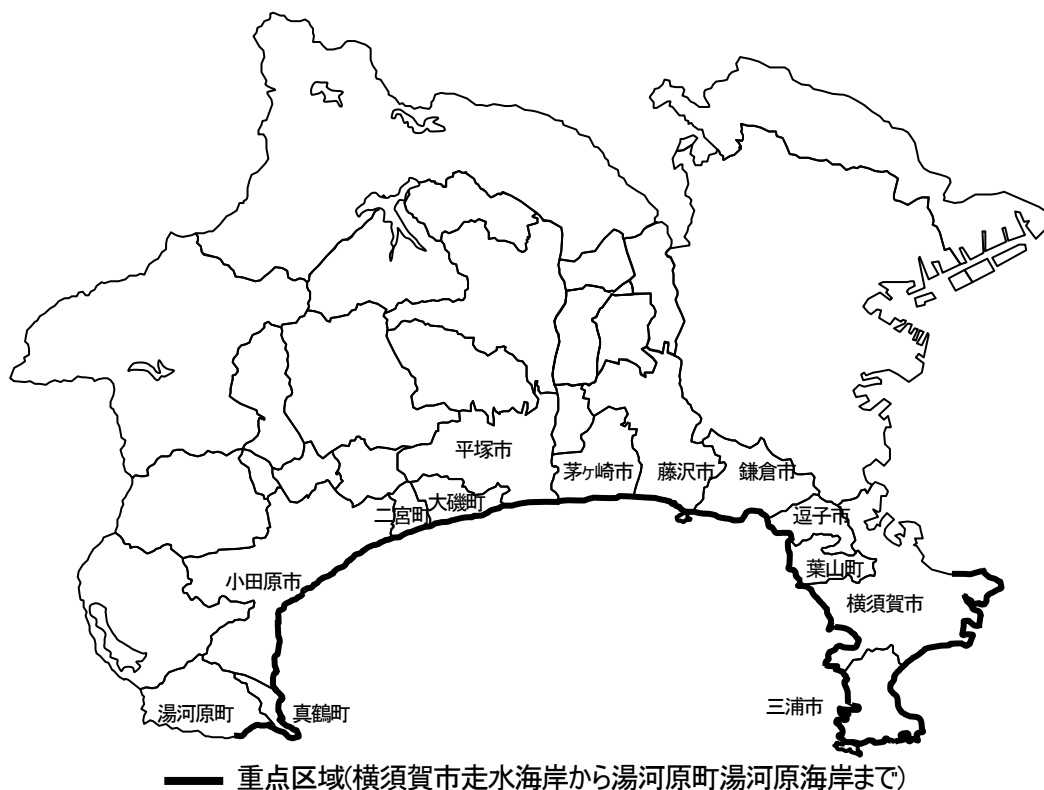
Ⅲ 神奈川県海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1 重点区域の選定にあたっての背景及び基本的考え方

- 平成2年4月に、「人と海の共生」をめざし、神奈川県、相模湾沿岸13市町、民間団体及び企業等が共同して、相模湾沿岸13市町を舞台とした海の総合イベント「相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990（以下「サーブ'90」という。）」を開催した。
- このイベントで試みた実験的な取組の成果として取りまとめられた「サーブ'90白書」では、「海岸美化財団の設立」が重点プロジェクトの1つとして位置付けられた。
- これを受けて、県と相模湾沿岸13市町は、企業・団体等の参画を得て、海岸清掃を計画的・効率的に行う海岸清掃実施主体の一元化、海岸美化の推進・発信の拠点として美化財団を設立するに至った。
- 美化財団は、設立以来約20年間、海岸清掃主体として、市町の行政区域の垣根を越え、連続する海岸について適切な清掃区域を設定し、巡回パトロールにより、それぞれの特性に応じた弾力的な清掃方法を導入し、総合的・一体的・効果的・効率的な清掃を実施している。
また、美化財団は、各種団体が行うビーチクリーンアップの後援、学校や企業等における環境教育、研修やボランティア活動への講師派遣等の支援を行っている。
- このように、美化財団により約20年間積み重ねられてきた総合的な海岸美化対策は、着実に地域に根ざした取組となっており、これまでの取組を継承・発展していくことが適当である。

2 重点区域の範囲

- 重点区域の範囲は、これまでの取組を継承し、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約150km）とする。



3 海岸漂着物対策に係る基本的な方針

- これまでどおり海岸清掃の一元化や総合的な海岸美化を推進するため、美化財団による海岸清掃を基本とする。
- また、海岸漂着物等の発生抑制や普及啓発・環境教育に関する方策については、県民、関係団体、市町村や県が連携して、3R（発生抑制、再使用、再生利用）や廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止の取組を推進するとともに、美化財団による海岸美化に関する啓発、美化団体の交流の促進、支援及び助成並びに海岸美化に関する調査・研究を展開する。
- さらには、将来の社会経済状況を見据えて海岸漂着物対策を着実に推進していくため、今後、海岸漂着物等の実態把握に努め、海藻等の処理方法、海岸漂着物等の発生抑制対策や費用負担のあり方等について展望・意見集約するシンポジウムの開催等を行うなど、諸課題の検討を進めるとともに、国に対しても、法の見直しに当たって、海岸漂着物等の処理費用の負担のあり方や財政措置等について要請していく。

4 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸漂着物等の処理は、次のとおりこれまでの取組を継承する。

(1) 美化財団の事業

横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸、河川河口部及び海岸砂防林の清掃

(2) 事業費の負担

海岸の通常清掃に要する経費 神奈川県と関係市町との均等負担
 台風等による海岸の緊急清掃に要する経費 神奈川県
 海岸砂防林及び河川河口部の清掃に要する経費 神奈川県

(3) ごみの処理・処分

財団が清掃した漂着物等の処理・処分は、ごみの発生した市町において行うものとする。
 ごみの処理・処分の手数料は、原則として無料とする。ただし、これによりがたい場合は、関係市町と美化財団とが協議して定める。

5 海岸漂着物等の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 発生の状況及び原因に関する調査

○ 県内の主要河川から漂流・漂着するごみの経路、漂着場所等を把握するとともに、県内の主要河川の流入ごみの収集・分析を行い、今後の海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制の方策等の検討を進める。

(2) 3Rの推進

○ 各種リサイクル法の適切な実施や県民、事業者、NPO等と協働した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進するため、「かながわ3R推進会議」等を通じて、県民、関係団体、市町村や県は連携して、容器包装の発生抑制や3Rに関する意識向上を図るための実践的な普及啓発事業を展開する。

(3) 廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止

○ 海岸漂着物等には、空き缶、たばこの吸殻、紙くず、廃プラスチック等ポイ捨て由来の生活系ごみ、自然由来の流木、樹木の枝葉、竹、草等の自然系ごみや建設・農業資材、漁網、ブイ、フロート、ロープ等の事業系ごみが含まれており、これらは市街地、森林、農地、河川、漁港・港湾施設等の土地から河川その他公共の水域を経由して海域に流出又は飛散していると考えられることから、あらゆる機会を捉え、市町や関係機関の協力の下、県民等の意識向上に努めるとともに、これらの土地におけるごみの散乱や不法投棄の防止、土地所有者等の土地の適正管理、漁港・港湾施設における作業時の漁具の管理・保管や荷役施設管理等の徹底を推進する。

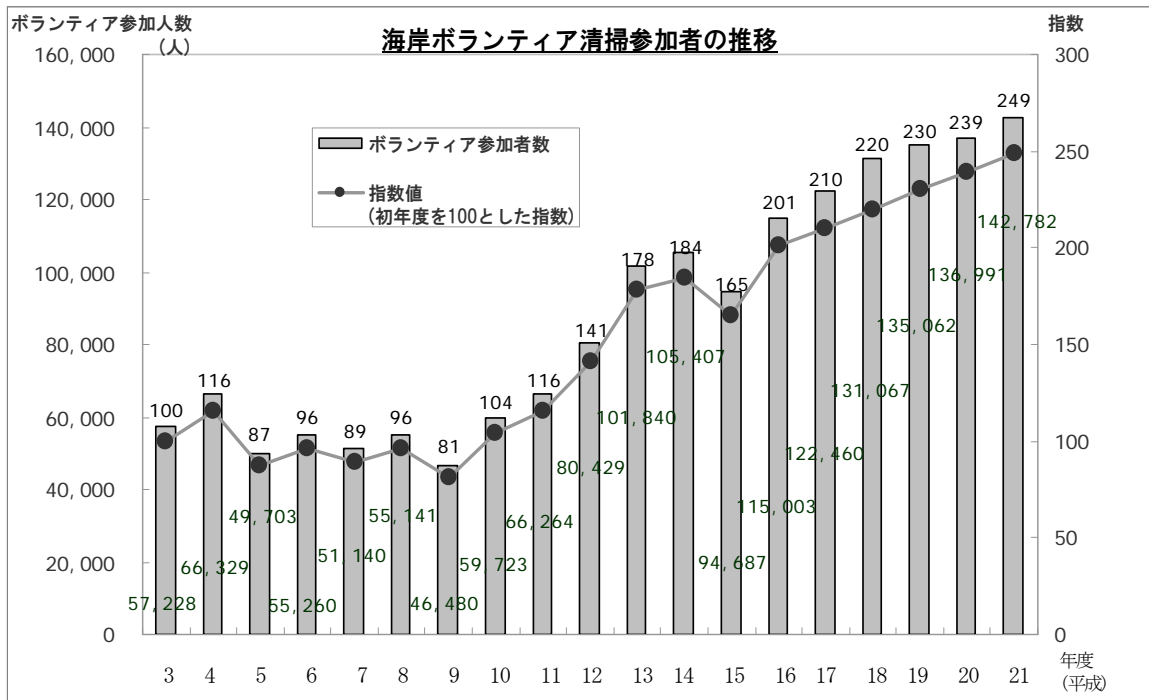
○ 美しい県づくりをめざし、昭和37年から県民運動としてスタートした「かながわクリーン運動」について、「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を通じて推進し、県民、関係団体、市町村や県がそれぞれの立場から参加して、美化啓発運動、美化清掃活動、美化キャンペーン等を展開する。

○ 県民、事業者、廃棄物処理事業者、行政機関が一体となって、廃棄物の不法投棄を許さない地域環境づくりをめざす「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の適正な運用を図る。

○ また、「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」が、平成22年5月15日に施行されたことに伴い、このルールの3つの目的「安全・きれい・快適」の1つである「たばこの吸殻の散乱のない、きれいなビーチ」をめざした普及啓発の取組を推進する。

6 普及啓発・環境教育に関する方策

○ 海岸漂着物等の発生抑制対策は、海岸清掃を通じた体験活動や海岸の環境保全等に関する学習や研修等により、多くの人々が触れる機会を持つことが大切であり、県民、関係団体、市町村や県がそれぞれの立場から参加する「かながわクリーン運動」を通じて推進するとともに、美化財団においても、「総合的な海岸美化の推進・発信の拠点」としてこれらの取組を積極的に展開・支援する。

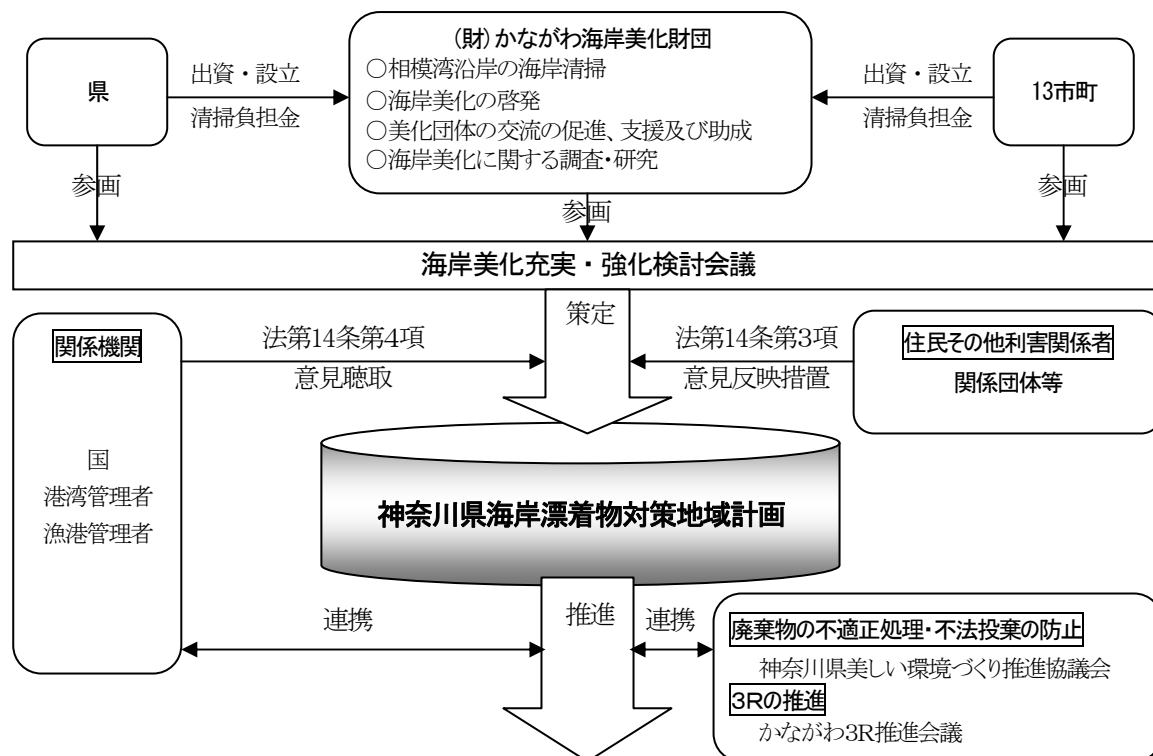


IV 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

1 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担・相互協力

- 海岸漂着物対策については、県、相模湾沿岸13市町及び美化財団で構成する「海岸美化充実・強化検討会議」を通じて推進する。
また、重点区域外の港湾施設・漁港施設等及び国管理の河川河口部又は都道府県の区域を越えた海岸漂着物対策については、必要に応じ、その管理者と連携を図る。
- 海岸漂着物等の発生抑制対策については、「かながわ3R推進会議」や「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」等を通じて、3Rの取組や廃棄物の適正処理、不法投棄の防止の取組等を推進する。

地域計画の策定・推進体制



2 民間団体等との連携

- 「総合的な海岸美化の推進・発信拠点」である美化財団を中心に、海岸美化ボランティア団体の育成や各種団体等が実施する海岸美化活動に対する各種支援等により密接な連携を図る。
 - ・ 海岸美化団体ネットワークの推進
 - ・ 海岸美化活動の支援
 - ・ ホームページによるボランティア海岸清掃情報の提供
 - ・ 美化団体交流会の開催
 - ・ 各種美化キャンペーン活動の支援

V 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

1 モニタリング等の実施

重点区域における海岸漂着物等の効率的な清掃計画や美化啓発活動の基礎資料とするため、海岸漂着物等の収集量や種類等を美化財団において調査分析する。

2 災害等の緊急時における対応

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物・不審物が含まれており、県、相模湾沿岸13市町及び美化財団は、所轄の警察署、消防署、海岸管理者等に緊急に通報、連絡、情報を共有化する体制の整備や必要に応じた周囲の安全性の確保への十分な配慮を行うよう努める。

3 他の計画等との整合等

地域計画の推進や見直しにあたっては、関連する「神奈川県廃棄物処理計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」、「相模湾沿岸海岸保全基本計画」等の計画との整合を図るため、関係機関と連携を図る。

4 地域計画の見直し

国の基本方針では、法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、国の基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるとしている。

このため、この地域計画に基づく海岸漂着物対策の進捗や国の基本方針の改定等に対応して、必要に応じ、計画内容の見直し等を行う。

出典：神奈川県海岸漂着物対策地域計画 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160393/>)

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の概要

1 目的(第1条)

この条例は、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的としています。
(平成19年4月1日施行)

2 県、事業者、廃棄物処理業者、県民の責務と連携(第3条～第6条)

廃棄物の不法投棄などの不適正処理をなくすためには、県のみならず、事業者、廃棄物処理業者、県民の方々による廃棄物の発生段階からの取組が不可欠であり、廃棄物問題に関し、県をはじめ、各主体の果たすべき役割と、その連携を明確に示しました。

- 県の責務
 - ・廃棄物の3Rや適正処理の推進、不適正処理防止のための総合的施策の実施に努める
 - ・上記の内容について、情報の提供、助言、普及啓発、NPO等への支援に努める
- 事業者の責務
 - ・廃棄物の3Rに努める
 - ・自ら責任を持って適正に処理
 - ・委託した場合、一連の処理が適正に行われるよう必要な措置
- 廃棄物処理業者の責務
 - ・受託した廃棄物の適正処理
- 県民の責務
 - ・廃棄物の3Rに努める(ごみの分別を徹底する、ものを大切に使うなど)

3 海岸等における美しい環境の保全(第7条)

何人も、海岸、河川、道路等において、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨てるなど、県土の美しい環境を損なってはならないこととしています。

4 土地所有者等の責務(第8条・第9条)

土地所有者(管理者、占有者)が所有地の管理を十分に行わなかったり、安易に賃貸した結果、廃棄物の不適正処理をされてしまう事例が発生しています。そこで、土地所有者等として努力すべき責務などを定めています。

(1) 一般的な土地所有者等の責務

- 所有地等において、廃棄物の不法投棄等をされないよう適正な管理に努めなければなりません。
- 所有地等において、廃棄物の不法投棄等が行われた場合には、適切な対応に努めなければなりません。
- 県や県と市町村が連携して行う不法投棄等の防止に関する措置に協力するよう努めなければなりません。

(2) 産業廃棄物の搬入が予想されるような業者に賃貸する場合(上記に加えて以下の責務があります。)(※ 横浜市・川崎市・相模原市の区域については適用されません。)

(例) 資材置き場として土地を貸していたところ、建設廃材などが山積みされてしまうような事例が発生しています。

- 賃借人等による産業廃棄物の不適正処理の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 賃借人等による産業廃棄物の不適正処理が行われたときは、賃借人等にやめるよう請求し、また、その産業廃棄物の飛散流出の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。また、知事に通報しなければなりません。

5 産業廃棄物の保管場所の届出（第10条）

産業廃棄物の排出事業者が、自ら産業廃棄物を保管する場合には、一旦、不適正処理が行われた場合、発見された段階では、産業廃棄物が山積みされてしまっている事例が少なくありません。

そこで、排出事業者が、産業廃棄物の生じた場所以外の場所においてその産業廃棄物を保管（100 m³以上）しようとする場合は、事前に知事に届け出なければならないこととしています。これにより、行政による事前の指導や計画的な監視を実施し、不適正な処理を防止しようとするものです。

（※ 横浜市・川崎市・相模原市の区域については適用されません。横須賀市の区域については、横須賀市長に届けることとなります。）

なお、建設工事に伴い生じた廃棄物を300m²以上保管する場合には廃棄物処理法に基づく届出が必要となっております。


6 産業廃棄物の不適正処理の公表（第12条）

産業廃棄物の不適正処理の抑止を図るとともに、県民や事業者はその情報を提供することを目的に、産業廃棄物の不適正処理が行われた場合、その情報を公表します。

（※ 横浜市・川崎市・相模原市の区域については適用されません。横須賀市区域については、横須賀市長が公表することとなります。）

<公表を行う場合>

- ・産業廃棄物の不適正処理に対し行政処分を行った場合
- ・廃棄物処理法やこの条例違反により告発した場合
- ・生活環境保全の見地から必要があると認めた場合

- 
- ・不適正処理を行った者の氏名・住所
 - ・不適正処理の内容 など

7 産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求（第13条）

産業廃棄物の不適正処理の対応には、何より早期発見・早期対応が重要です。そこで、県民の方々から、産業廃棄物の不適正処理に関する調査等の請求を受け付けることとし、県として、調査・検討することとしました。

（※ 横浜市・川崎市・相模原市の区域については適用されません。横須賀市の区域については、横須賀市長に請求することとなります。）

8 条例の公表

本条例は県のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3965>

出典：神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

第2次循環型社会形成推進基本計画の概要

(平成20年3月策定)

第1章 現状と課題

- 第1次計画に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果。
- 一方、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大。
- このため、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要。

第2章 循環型社会形成の中長期的なイメージ：2025年頃まで

- 低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した「持続可能な社会」が構築。
- 長期優良住宅の普及などにより、「ストック型社会」が形成。
- 地域特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環の形成による重層的な「地域循環圏」が構築される。具体的にはバイオマス系循環資源の利活用による食の地産地消の循環等。
- 「もったいない」の考え方に即したライフスタイルが定着し、修理してものを長く使うことや里山の恵みを活用することが広く行われる。
- このほか、関係主体の連携・協働による取組の加速化、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透、3Rと廃棄物処理システムの高度化、など。

第3章 指標及び数値目標（目標年次：2015年度）

- 循環型社会への進捗状況の把握を目的とした物質フロー指標である、①「資源生産性」②「循環利用率」③「最終処分量」の数値目標を強化。
- 低炭素社会への取組との連携に関する指標（廃棄物分野の排出削減対策の目標）や、「隠れたフロー・TMR」をモニタリング指標として新たに設定。
- また、取組目標においても、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量を20%削減するといった数値目標の設定、モニタリング指標として「マイバッグ持参率」・「ごみ処理有料化実施自治体率」などを新たに導入。

第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割

- 目標の達成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体など関係主体の連携と協働の下、それぞれの役割を果たすことが重要。
 - ・国民はマイ箸、マイバッグの利用などライフスタイルの変革、
 - ・NGO/NPO・大学等は連携・協働のつなぎ手や専門的知見の充実、的確な情報の発信、
 - ・事業者は3Rの徹底や廃棄物処理の高度化、産業間連携等、
 - ・地方公共団体は地域の循環型社会形成推進の中核として、関係主体の連携・協力の推進、といった役割をそれぞれ期待。

第5章 国の取組

- 基本的な方向として、自然の物質循環とその一部である社会経済システムの物質循環両方を視野に入れ、適正な循環を確保することとする。自然環境の保全、環境保全上健全な水循環の確保、適切な農林水産業の増進など。
- 国は、各主体とのパートナーシップを図りつつ、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等を推進。
- また、循環型社会ビジネスの推進や、3Rの技術とシステムの高度化、施策の進捗状況を評価・点検するための情報把握や人材育成を推進。
- さらに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開。

現状と課題

- 関係主体の取組により、各指標は概ね順調に推移しており、最終処分量の削減など第一次計画の目標は達成する見込み。ただし、家庭系ごみの減量化は進捗が遅れている。
- 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性

3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
- より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成

地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

各主体の取組

○連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

○国民

- ・マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

○事業者

- ・不法投棄の防止や3Rの徹底
- ・廃棄物処理の高度化、産業間連携

○NGO/NPO、大学等

- ・連携・協働のつなぎ手
- ・知見の充実や信頼情報の提供

○地方公共団体

- ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

○国

- ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

①低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）、②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成、⑧ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国际的な循環型社会の構築

指標及び数値目標（目標年次：平成27年度）

1 物質フロー指標

(1) 数値目標

- ①「入口」：資源生産性
→約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
- ②「循環」：循環利用率
→約14%~15%
(平成12年度から約4~5割向上)
- ③「出口」：最終処分量
→23百万トン
(平成12年度から約6割減少)

(2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定

(3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR※」などを、推移をモニターする指標として設定

※TMR：関与物質総量 (Total Material Requirement)

2 取組指標

(1) 数値目標

- ① 一般廃棄物の減量化
(ア) 1人1日当たりのごみ排出量
→ 約10%減 (平成12年度比)
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
→ 約20%減 (平成12年度比)
(ウ) 事業系ごみの排出量
→ 約20%減 (平成12年度比)
 - ② 産業廃棄物の最終処分量
→ 約60%減 (平成12年度比)
 - ③ 国民の3Rに関する意識・行動
→ 意識：約90%/行動：約50%
 - ④ 循環型社会ビジネスの推進
→ 循環型社会ビジネス市場規模 約2倍 (平成12年度比) 等
- (2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定

出典：循環型社会形成推進基本計画の概要（環境省）

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）

改正 平成17年5月環境省告示第43号

全部改正 平成22年12月環境省告示第130号

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「基本法」という。）及び第2次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があり、そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成19年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

（単位：百万トン／年）

一般廃棄物	排出量	51
	再生利用量	10.3
	中間処理による減量	34
	最終処分量	6.4
産業廃棄物	排出量	419
	再生利用量	219
	中間処理による減量	180
	最終処分量	20

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第二次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成二十七年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約20%から約25%に増加させるとともに、最終処分量を約22%削減する。

(2) 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量の増加を約1%に抑制し、再生利用量を約52%から約53%に増加させるとともに、最終処分量を約12%削減する。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとする。また、国民は、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、建築物等の解体工事に要する費用の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の発生抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

(4) 国の役割

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正な処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例制度（以下「無害化処理認定制度」という。）の円滑な運用を図る。

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保

のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

さらに、産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。また、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて、状況に即した適切かつ効果的な施策を更に進めていくものとする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成により、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。併せて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。

地球温暖化への懸念の中、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、コベネフィット型技術の研究開発や、廃棄物の再利用・再生利用の推進、廃棄物焼却処分時の熱回収の促進等の取組を更に進めていくものとする。

また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要がある。一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、焼却処理量、最終処分量、ダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮し、また、低炭素社会との統合の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を行うことが必要である。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社

会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法の中から、これらを組み合わせることも含めて、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集の効率化を図る。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあつては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。また、事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。

また、事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

(3) 廃棄物の不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理廃棄物とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならない。事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。

なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対

する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、行政処分を迅速かつ厳正に行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マネーの機能向上及び普及拡大、情報通信技術や衛星技術等を活用した不法投棄等の監視に関する新たな技術の開発促進等に取り組むものとする。

4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、このための制度を実施していく上で必要となる産業廃棄物処理業者の能力・実績に関する基準を設定するとともに、適正処理推進センターを活用して、基準に適合する処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように努めなければならない。

6 廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第五条の三第一項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

廃棄物の減量化の目標量を達成するため、焼却、脱水等に係る中間処理施設や、再生に係る施設の整備を推進する。

ロ 最終処分場

平成20年3月31日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余容量は1億2,202万立方メートルで、残余年数は15.7年である。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している場合があることにかんがみ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設については、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成27年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要な処理能力を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。

ロ 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成27年度において、要最終処分量の10年分程度を確保できるように整備することを目標とする。

現状では、民間事業者により整備された最終処分場の施設容量が七割程度、公共関与により整備された最終処分場の施設容量が三割程度となっており、民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要な容量を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。

2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、特に中間処理については、焼却処理（溶融処理を含む。）、ごみ燃料化处理、高速堆肥化处理、ごみ飼料化处理、メタン発酵処理等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域における最適な処理方法を、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、メタンを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。廃棄物系バイオマスの最終処分場への直接埋立てについては、温室効果の高いメタンの排出を抑制し、地球温暖化対策に資するためにも、できる限り早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切な再生利用等を推進する。また、一般廃棄物の焼却処理に当たっては、ごみ発電等の熱回収に積極的に取り組む。

また、一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水の処理については、効率的な污水处理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施するものとする。し尿処理施設の整備に際しては、メタン回収設備、リン回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約化による全連続炉化等によ

り効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

また、大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場、がれき等を保管するための災害廃棄物用ストックヤード等を整備しておくことが重要である。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、再生利用の推進による焼却量の減量化も踏まえ、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図る。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、2以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、低炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設の整備を優先するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、当面、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速な処理体制の確保が必要な高圧トランス等及び汚染物等（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に規定する高圧トランス等及び汚染物等をいう。）を処理の対象物の中心として、日本環境安全事業株式会社を活用した、拠点的広域処理施設の整備を進める。さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃

棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物発電、廃棄物熱供給、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施設整備を促進するものとする。

5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。

このため、廃棄物処理施設の設置許可に当たり、申請者並びに都道府県及び政令市は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。

また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報や、都道府県及び政令市による定期検査の結果に関する情報を積極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理にかかわる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等を利用して公表することが必要である。

また、都道府県又は市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分的情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。

五 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されてくることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組を一層進めることが必要である。また、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物の再生利用を可能にする技術はもとより、すでに実用化されている技術についても、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。また、資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル回収技術に関する研究や、低炭素社会との統合の観点も踏まえた廃棄物系バイオマス活用推進のための研究についても、更なる促進が必要である。さらに、地方公共団体の施策と連携しつつ、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う必要がある。

また、廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することにより、有効に熱エネルギーを活用することが必要である。さらに、再使用や再生利用、熱回収されて残る廃棄物の処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進する

ことが必要である。特に、有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発を推進するとともに、よりの確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、情報通信技術、衛星技術等を活用して、廃棄物の収集・運搬から処分に至るまでの状況を把握・管理し、不適正処理を防止するためのシステムや廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム、早期発見のための監視システム等の開発を進めていくことが必要である。

2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」やマイバッグ・マイボトルなどの持参の呼び掛け等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めるものとする。

3 その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に規定する国土利用計画、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に規定する国土形成計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。

(2) 県内市町村の基本理念・数値目標

ア 基本理念（キャッチフレーズ等）

市町村	計画策定時期 (平成)	基本理念（キャッチフレーズ等）
横浜市	23年1月	ヨコハマ3R夢プラン
川崎市	21年4月	かわさきチャレンジ・3R
相模原市	20年3月	ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら
横須賀市	23年3月	未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造
平塚市	24年3月	「環境市民」が築く環境共生・発信都市ひらつか
鎌倉市	18年10月	「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して
藤沢市	24年3月	環境への負荷を低減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち
小田原市	20年3月	循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します
茅ヶ崎市	20年3月	資源循環型まちづくりを推進し快適都市茅ヶ崎の実現へ
逗子市	22年3月	廃棄物による環境負荷の少ないまち 持続的発展が可能な循環型社会の確立
三浦市	23年3月	つづけよう！イチゴ一個のごみべらし
秦野市	24年3月	市民の意識改革で環境先進都市を目指す
厚木市	21年3月	循環型社会形成の推進（ミッション35）
大和市	21年8月	循環型都市 やまと
伊勢原市	24年3月	みんなで目指そう！リサイクル社会の実現
海老名市	20年3月	市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく循環型社会の海老名・座間・綾瀬地域を目指す
座間市	20年3月	市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指す
南足柄市	24年3月	循環型社会の構築
綾瀬市	20年3月	市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指す
葉山町	23年3月	ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします
寒川町	23年3月	なし
大磯町	24年3月	循環型社会の構築
二宮町	24年3月	住民、事業者、町の協働により実現するごみの減量化・資源化 ごみのない美しい町「にのみや」の創造
中井町	18年3月	スリムで持続可能なごみ処理の推進 「環境と経済が両立した循環型社会」の構築
大井町	18年3月	スリムで持続可能なごみ処理の推進 「環境と経済が両立した循環型社会」の構築
松田町	18年3月	スリムで持続可能なごみ処理の推進 「環境と経済が両立した循環型社会」の構築
山北町	23年3月	循環型社会の構築
開成町	23年3月	循環型社会の構築
箱根町	24年3月	循環型社会を構築
真鶴町	24年3月	循環型まちづくりの推進
湯河原町	24年3月	循環型まちづくりの推進
愛川町	16年8月	循環型社会を目指して
清川村	14年3月	資源循環型社会の構築 適正処理の実施 ごみ処理広域化の推進

(資源循環課調べ)

イ 数値目標

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）		
横浜市	排出量	目標 基準	25	37
	総排出量※ （ごみと資源の総量）	21	3%以上削減	10%以上削減
	ごみ処理に伴い発生する 温室効果ガス排出量		10%以上削減	50%以上削減
※最終処分量等を除く生活系ごみと事業系ごみ（資源物含む）の和				
川崎市	排出原単位	目標 基準	27	—
	総量	15	180 g 減	
	再生利用量		200,000 t	
	再生利用率		35%	
	ごみ焼却量の削減		13万 t 減	
相模原市	排出量	目標 基準	24	30
	生活系	18	139,000 t	132,000 t
	事業系		59,000 t	57,000 t
	排出原単位（生活系）		530 g 以下	500 g 以下
	再生利用量	58,000 t	61,000 t	
	再生利用率	25%以上	30%以上	
	横須賀市	排出量	目標 基準	33
総量		21	144,000 t	
再生利用量			60,000 t	
再生利用率			42%	
最終処分量			2,400 t	
平塚市	排出量	目標 基準	27	32
	総量	19	12%減	12%以上削減
	再生利用率		25%	34%
	最終処分量		80%減	80%以上削減
鎌倉市	排出量	目標 基準	27	—
	総量	15	約16%減	
	再生利用率	—	約60%	
	焼却量	15	約41%減	
	温室効果ガス排出量 （二酸化炭素換算）	20	約23%減	

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）		
藤沢市	排出原単位	目標 基準	28	33
	1人1日当たりのごみ発生量※1	22	889g以下 (約3%減)	880g以下 (約4%減)
	1人1日当たりの要処理量※2		646g以下 (約3%減)	627g以下 (約6%減)
	資源化率Ⅰ（灰溶融等資源化含まず）※3	—	30%以上	40%以上
	資源化率Ⅱ（灰溶融等資源化含む）※4		38%以上	45%以上
	最終処分量		0.2%以下	0.2%以下
	持ち込みごみ量（事業系）	22	26,600t以下 (約4%減)	25,600t以下 (約8%減)
※1：ごみ発生量＝ごみ排出量（要処理量＋資源回収量＋チップ施設直接持ち込み量）＋リサイクル展示場からの資源＋生ごみコンポスト ※2：要処理量＝可燃ごみ＋大型ごみ＋不燃ごみ（収集、持込） ※3：資源化率Ⅰ＝ごみ発生量中の資源物の割合（資源回収量＋チップ化施設持ち込み量＋リサイクル展示場の資源化量＋生ごみコンポスト資源化量＋処理過程からの資源化量＋その他家電リサイクル量）／ごみ発生量 ※4：資源化率Ⅱ＝ごみ発生量中の資源物の割合（灰溶融等資源化量＋資源回収量＋チップ化施設持ち込み量＋リサイクル展示場の資源化量＋生ごみコンポスト資源化量＋処理過程からの資源化量＋その他家電リサイクル量）／ごみ発生量				
小田原市	排出量	目標 基準	34	—
	総量	18	73,000t	
	再生利用率		33%	
茅ヶ崎市	排出量	目標 基準	26	29
	総量	—	77,939t	76,622t
	生活系		68,603t	67,753t
	事業系		9,336t	8,869t
	排出原単位（総量）		894g	874g
	再生利用量		23,966t	25,076t
	再生利用率		30.7%	32.7%
※目標年度は一部抜粋である。				
逗子市	排出量	目標 基準	26	31
	総量	20	11%減	22%減
	再生利用量	—	8,677t	9,110t
	再生利用率		44%	53%
	最終処分量		453t	296t
三浦市	排出量	目標 基準	29	—
	総量	21	18,974t	
	排出原単位（総量）		1,096g	
	再生利用量		7,163t	
	再生利用率		37.8%	
	最終処分量		1,845t	
集団回収量等	799g			

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）			
秦野市	排出量	目標 基準	33	—	
	総量	22	55,523 t		
	生活系		47,605 t		
	事業系		7,918 t		
	排出原単位		—		
	総量		874.7 g		
	生活系		750.0 g		
	再生利用量		26,036t		
	再生利用率		46.9%		
	※目標年度は一部抜粋である。				
厚木市	排出量	目標 基準	24	26	
	総量	14	77,294t	73,515t	
	生活系		62,890t	60,510t	
	事業系		14,404t	13,005t	
	排出原単位		—	—	
	総量		927.8 g	877.9 g	
	生活系		755.4 g	722.6 g	
	事業系		172.4 g	155.3 g	
	再生利用量		24,686t	25,985t	
	再生利用率		32%	35%	
	最終処分量	6,105t	5,474t		
	※目標年度は一部抜粋である。				
	大和市	排出原単位※	目標 基準	25	30
生活系		19	5.7%減	10%減	
再生利用率		—	27.4%	32.1%	
最終処分量		—	4,985t	2,988t	
※家庭系ごみの目標値は、資源回収を除いた量としている。					
伊勢原市	排出量	目標 基準	28	33	
	総量	22	31,424t	29,187t	
	生活系		26,966t	25,072t	
	事業系		4,458t	4,115t	
	排出原単位		—	—	
	総量		866 g	822 g	
	生活系		743 g	706 g	
	事業系		123 g	116 g	
	再生利用量		8,102t	8,886t	
	再生利用率		25.8%	30.4%	
最終処分量	23,322t	20,301t			
※目標年度は一部抜粋である。					

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）		
海老名市	排出原単位	目標 基準	33	—
	生活系	17	767 g	
	再生利用率		40%	
座間市	排出原単位	目標 基準	33	—
	生活系	—	767 g	
	再生利用率		40%	
	ごみ焼却処理量		19,700 t	
南足柄市	排出量	目標 基準	28	38
	総量	22	—	21%減
	生活系		7,722t	6,539t
	事業系		1,266t	1,060t
	排出原単位		—	—
	生活系		—	450 g
	事業系※		—	30%減
	再生利用量		4,140t	4,149t
	再生利用率		31.5%	35.3%
※排出原単位（排出量（事業系）／365日）を30%減。また、目標年度は一部抜粋である。				
綾瀬市	排出原単位	目標 基準	33	—
	生活系	17	767 g	
	再生利用率		40%	
葉山町		目標 基準	25	—
	再生利用率	18	45%	
	ごみの焼却量		5,340 t	
	最終処分量（埋め立て）		286t	
	生ごみ処理普及率		30%	
寒川町	排出量	目標 基準	29	—
	総量	22	14,719t	
	生活系		11,783t	
	事業系		2,936t	
	排出原単位		—	
	総量		839 g	
	生活系		454 g	
	事業系		167 g	
	再生利用量		3,970t	
	再生利用率		27.0%	
最終処分量	2,205t			

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）		
大磯町	排出原単位	目標 基準	27	32
	総量	21	5%減	—
	再生利用率		—	34%
二宮町	排出原単位	目標 基準	28	33
	総量	—	—	805 g
	再生利用率	—	—	50%
	最終処分量	22	1/3以下	1/3以下
※目標年度は一部抜粋である。				
中井町	排出量	目標 基準	28	32
	生活系	17	2,185t	2,183t
	排出原単位（総量）		595 g	595 g
	再生利用量		657 t	657 t
	再生利用率		30%	30%
※目標年度は一部抜粋である。				
大井町	排出量	目標 基準	28	32
	総量	16	13,282 t	13,282 t
	排出原単位（総量）		753 g	753 g
	再生利用量		4,515 t	4,515 t
	再生利用率		34%	34%
	最終処分量		8,767 t	8,767 t
※目標年度は一部抜粋である。				
松田町	排出原単位	目標 基準	32	—
	生活系	16	822 g	
	事業系※		1.46 t/日	
	再生利用量 （1人1日当たり）		296 g	
※排出量(事業系)／365日により算出				
山北町	排出量	目標 基準	24	27
	総量	19	—	5%減
	排出原単位	—	—	—
	生活系		735 g	717 g
	事業系※		1.58 t/日	1.81 t/日
再生利用率	—	—	25%	
※排出量(事業系)／365日により算出				
開成町	排出量	目標 基準	24	27
	総量	19	—	5%減
	排出原単位	21	—	—
	総量		100 g 減	
	生活系		75 g 減	
	事業系		25 g 減	
再生利用率	19	—	25%	

市町村名	区分	基準年度・目標年度（平成）		
箱根町	排出量	目標 基準	33	—
	総量	19	15,800 t	
	再生利用率		12%以上	
	最終処分量		1,880 t	
真鶴町	排出量	目標 基準	28	33
	総量	22	4.7%減	12.4%減
	生活系		2,761t	2,421t
	事業系		1,226t	1,243t
	排出原単位（生活系）	934 g	831 g	
	再生利用量	506t	467t	
	再生利用率	12.6%	12.7%	
	最終処分量	516t	474t	
※目標年度は一部抜粋である。				
湯河原町	排出量	目標 基準	28	33
	総量	22	4.7%減	12.4%減
	生活系		9,243t	8,104t
	事業系		4,103t	4,160t
	排出原単位（生活系）	939 g	822 g	
	再生利用量	1,694t	1,563t	
	再生利用率	12.6%	12.7%	
	最終処分量	1,726t	1,586t	
※目標年度は一部抜粋である。				
愛川町	排出量	目標 基準	24	—
	総量	9	13,803 t	
	生活系		13,040 t	
	事業系		763 t	
	排出原単位（生活系）	857 g		
	再生利用量	3,313 t		
	再生利用率	24%		
最終処分量	867 t			
清川村	排出量	目標 基準	25	30
	総量	10	861 t (14%減)	846 t (16%減)
	再生利用率		32%	34%
	最終処分量		排出量の2%	排出量の2%

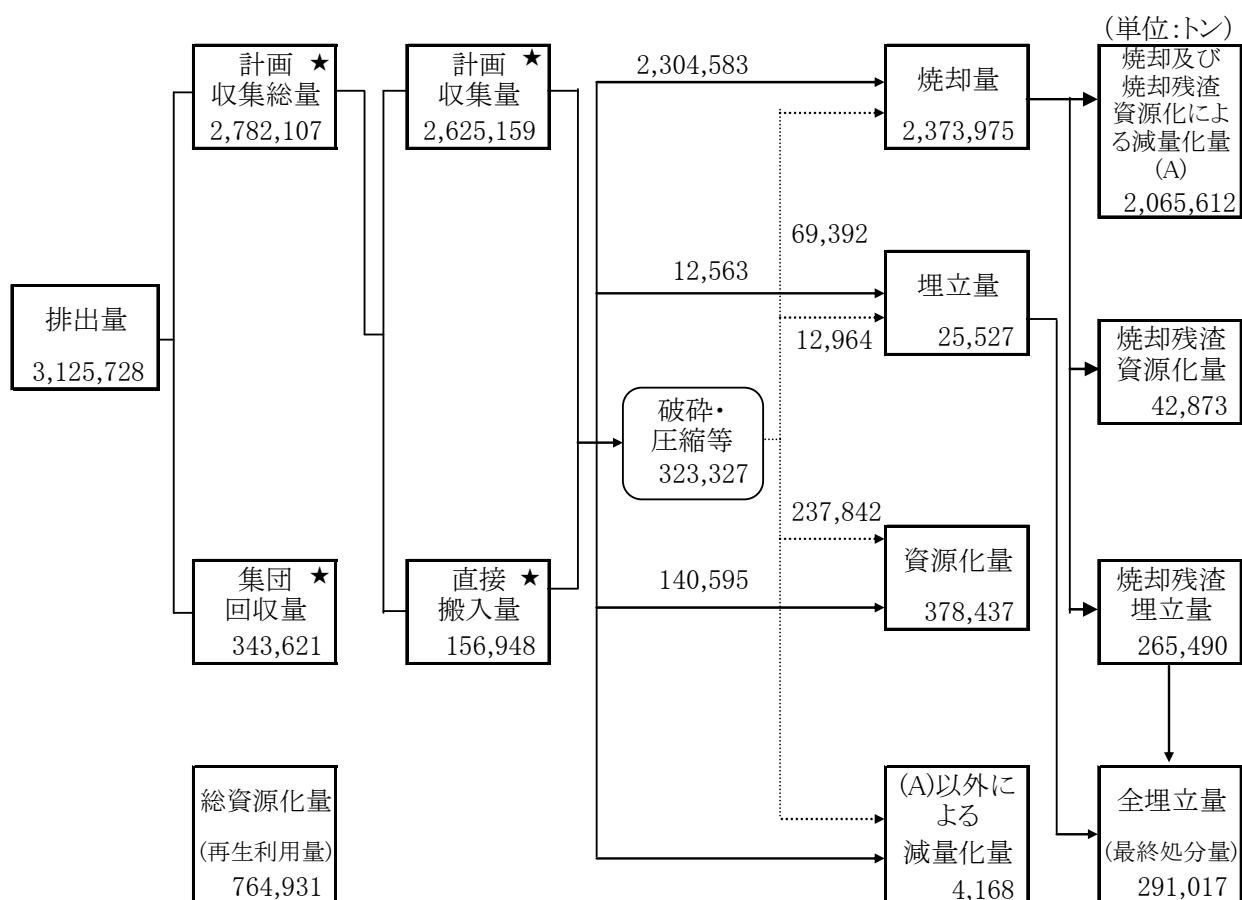
- ※ 排出原単位（総量）とは、全体の排出量にかかる一人一日あたりの排出量
- ※ 排出原単位（生活系）とは、生活系ごみにかかる一人一日あたりの排出量
- ※ 排出原単位（事業系）とは、事業系ごみにかかる一人一日あたりの排出量（一部除く）

（資源循環課調べ）

2 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

ア ごみ処理のフローチャート（平成21年度実績）



再生利用量＝集団回収量＋資源化量＋焼却残渣資源化量

イ ごみ処理の状況（平成21年度実績）

市町村名	収 集 の 内 訳					処 理 ・			
	①		②		③ 計 画 収 集 総 量 =①+②	④		⑤	
	計 画 収 集 量	率 (%)	直 接 搬 入 量	率 (%)		焼 却 量	焼却率 (%)	埋 立 量 (焼却残渣を除く)	埋立率 (%)
横浜市	1,015,598	94.6	58,383	5.4	1,073,981	922,004	85.8	7,724	0.7
川崎市	439,398	98.3	7,593	1.7	446,991	420,519	94.1	831	0.2
相模原市	192,682	90.5	20,205	9.5	212,887	198,664	93.3	491	0.2
横須賀市	118,283	92.3	9,859	7.7	128,142	104,743	81.7	6,101	4.8
平塚市	72,819	92.9	5,546	7.1	78,365	72,269	92.2	1,355	1.7
鎌倉市	60,613	86.9	9,148	13.1	69,761	40,835	58.5	-	0.0
藤沢市	99,032	92.3	8,208	7.7	107,240	97,438	90.9	126	0.1
小田原市	72,765	95.9	3,097	4.1	75,862	56,155	74.0	640	0.8
茅ヶ崎市	71,566	93.9	4,674	6.1	76,240	63,571	83.4	-	0.0
逗子市	16,837	86.9	2,548	13.1	19,385	16,867	87.0	345	1.8
三浦市	16,888	88.3	2,239	11.7	19,127	9,638	50.4	2,391	12.5
秦野市	50,331	98.1	998	1.9	51,329	39,964	77.9	1,054	2.1
厚木市	76,389	94.3	4,655	5.7	81,044	64,396	79.5	719	0.9
大和市	68,057	94.2	4,164	5.8	72,221	56,746	78.6	-	0.0
伊勢原市	29,019	96.2	1,133	3.8	30,152	27,237	90.3	514	1.7
海老名市	40,468	100.0	20	0.0	40,488	28,366	70.1	-	0.0
座間市	35,044	99.6	143	0.4	35,187	27,288	77.6	-	0.0
南足柄市	14,164	93.0	1,066	7.0	15,230	10,847	71.2	204	1.3
綾瀬市	24,673	99.7	85	0.3	24,758	18,768	75.8	-	0.0
市部小計	2,514,626	94.6	143,764	5.4	2,658,390	2,276,315	85.6	22,495	0.8
葉山町	9,464	79.2	2,481	20.8	11,945	8,487	71.1	527	4.4
寒川町	14,598	96.4	549	3.6	15,147	11,109	73.3	678	4.5
大磯町	11,442	93.0	863	7.0	12,305	9,025	73.3	498	4.0
二宮町	8,937	96.8	295	3.2	9,232	6,111	66.2	210	2.3
中井町	3,108	94.4	185	5.6	3,293	2,626	79.7	46	1.4
大井町	5,900	96.8	193	3.2	6,093	4,581	75.2	89	1.5
松田町	3,899	97.5	98	2.5	3,997	3,032	75.9	62	1.6
山北町	3,815	98.5	59	1.5	3,874	2,886	74.5	62	1.6
開成町	5,264	93.5	365	6.5	5,629	3,987	70.8	60	1.1
箱根町	15,353	82.5	3,246	17.5	18,599	17,523	94.2	-	0.0
真鶴町	3,321	87.2	486	12.8	3,807	3,238	85.1	102	2.7
湯河原町	11,688	80.5	2,831	19.5	14,519	12,453	85.8	359	2.5
愛川町	12,736	89.5	1,495	10.5	14,231	11,890	83.5	331	2.3
清川村	1,008	96.4	38	3.6	1,046	712	68.1	8	0.8
郡部小計	110,533	89.3	13,184	10.7	123,717	97,660	78.9	3,032	2.5
県合計	2,625,159	94.4	156,948	5.6	2,782,107	2,373,975	85.3	25,527	0.9

(注) ④「焼却量」は、粗大ごみ等の破碎後処理残渣の溶融は含むが、焼却残渣の溶融は含まない。
 ⑦「減量化量」は、焼却を除く中間処理(破碎・圧縮等)における減量化量等である。

(単位：トン/年)

処 分 の 内 訳				⑧ 計 画 収 集 量 総 =④～⑦	⑨ 集 回 収 量	⑩ 排 出 量 =⑧+⑨
⑥ 資 源 化 量	資源化率 (%)	⑦ 減 量 化 量	率 (%)			
144,253	13.4	-	0.0	1,073,981	180,771	1,254,752
23,377	5.2	2,264	0.5	446,991	47,474	494,465
13,732	6.5	-	0.0	212,887	35,316	248,203
16,519	12.9	779	0.6	128,142	30,604	158,746
4,741	6.0	-	0.0	78,365	13,580	91,945
28,926	41.5	-	0.0	69,761	-	69,761
9,676	9.0	-	0.0	107,240	23,439	130,679
19,067	25.1	-	0.0	75,862	-	75,862
12,669	16.6	-	0.0	76,240	-	76,240
2,173	11.2	-	0.0	19,385	2,882	22,267
6,025	31.5	1,073	5.6	19,127	766	19,893
10,311	20.1	-	0.0	51,329	1,024	52,353
15,929	19.7	-	0.0	81,044	238	81,282
15,475	21.4	-	0.0	72,221	-	72,221
2,401	8.0	-	0.0	30,152	4,204	34,356
12,122	29.9	-	0.0	40,488	-	40,488
7,899	22.4	-	0.0	35,187	1,302	36,489
4,179	27.4	-	0.0	15,230	-	15,230
5,990	24.2	-	0.0	24,758	2	24,760
355,464	13.4	4,116	0.2	2,658,390	341,602	2,999,992
2,931	24.5	-	0.0	11,945	236	12,181
3,360	22.2	-	0.0	15,147	-	15,147
2,782	22.6	-	0.0	12,305	125	12,430
2,911	31.5	-	0.0	9,232	-	9,232
621	18.9	-	0.0	3,293	44	3,337
1,423	23.4	-	0.0	6,093	100	6,193
903	22.6	-	0.0	3,997	149	4,146
926	23.9	-	0.0	3,874	97	3,971
1,582	28.1	-	0.0	5,629	46	5,675
1,076	5.8	-	0.0	18,599	287	18,886
467	12.3	-	0.0	3,807	65	3,872
1,707	11.8	-	0.0	14,519	39	14,558
2,010	14.1	-	0.0	14,231	831	15,062
274	26.2	52	5.0	1,046	-	1,046
22,973	18.6	52	0.0	123,717	2,019	125,736
378,437	13.6	4,168	0.1	2,782,107	343,621	3,125,728

ウ 市町村別の排出等の状況（平成21年度実績）

人口1人当たりごみ排出量

順位	市町村名	1人当たり ごみ排出量 (g/日)
1	座間市	776
2	清川村	809
3	綾瀬市	819
4	秦野市	843
5	二宮町	853
6	寒川町	869
7	海老名市	873
8	大和市	877
9	藤沢市	879
10	茅ヶ崎市	892
11	中井町	909
12	山北町	913
13	伊勢原市	932
14	横浜市	936
15	南足柄市	945
16	大井町	946
17	相模原市	955
18	開成町	958
19	川崎市	961
20	松田町	966
21	平塚市	968
22	厚木市	985
23	逗子市	986
24	愛川町	991
25	葉山町	1,030
26	横須賀市	1,036
27	大磯町	1,036
28	小田原市	1,048
29	鎌倉市	1,097
30	三浦市	1,120
31	真鶴町	1,286
32	湯河原町	1,486
33	箱根町	3,833
1人当たり排出量(県全体)※		951

再生利用率

順位	市町村名	再生利用率 (%)
1	鎌倉市	46.6
2	横須賀市	35.9
3	海老名市	35.2
4	三浦市	34.1
5	二宮町	32.7
6	藤沢市	31.5
7	座間市	30.9
8	綾瀬市	29.8
9	開成町	28.9
10	小田原市	28.8
11	南足柄市	27.5
12	松田町	27.2
13	横浜市	26.8
14	葉山町	26.6
15	大井町	26.4
16	清川村	26.2
17	山北町	25.9
18	大磯町	23.7
19	逗子市	22.7
20	大和市	22.6
21	寒川町	22.2
22	中井町	21.9
23	秦野市	21.9
24	平塚市	20.2
25	厚木市	19.9
26	相模原市	19.8
27	伊勢原市	19.5
28	愛川町	18.9
29	茅ヶ崎市	17.4
30	川崎市	14.3
31	真鶴町	13.7
32	湯河原町	12.0
33	箱根町	7.2
県全体※		24.5

※排出量÷人口÷年間日数
 (県全体：3,125,728ト÷9,008,331人÷365日)
 出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

※再生利用率÷排出量×100
 ※県全体は、全市町村の合計を基準に算出
 ※(県全体：764,931ト÷3,125,728ト×100)

エ ごみの最終処分場の埋立状況（平成21年度末の状況）

市町村・ 一部事務 組合名	施設名	全体容量 (m ³) (残余容量)	埋立実績 (m ³) (覆土量(外数))	埋立終了(予定) 年月 (平成)	市町村・ 一部事務 組合名	施設名	全体容量 (m ³) (残余容量)	埋立実績 (m ³) (覆土量(外数))	埋立終了(予定) 年月 (平成)	
横浜市	神明台処分地	6,809,700	97,863	23.3	大和市	上草柳処分場 No.6	61,385	3,505	26.6	
		(314,264)	(19,584)				(22,420)	(0)		
横浜市	南本牧廃棄物 最終処分場	4,270,000	31,951	26	伊勢原市	子易不燃物 処理場	85,000	0	未定	
		(725,178)	(0)				(9,896)	(0)		
川崎市	浮島廃棄物 埋立処分場 (2期地区)	2,673,500	55,145	61.3	海老名市	第一本郷 最終処分場	42,370	0	15.3	
		(1,858,850)	(0)				(25,027)	(0)		
相模原市	一般廃棄物 最終処分場	1,235,300	19,720	44.3	南足柄市	雨坪一般廃棄物 最終処分場	35,000	0	未定	
		(436,421)	(2,183)				(50)	(0)		
平塚市	遠藤原 一般廃棄物 最終処分場	456,000	9,609	28	南足柄市	一般廃棄物 最終処分場	40,000	1,003	40.11	
		(121,638)	(5,980)				(31,214)	(255)		
鎌倉市	一般廃棄物 最終処分場	40,833	0	未定	二宮町	一般廃棄物 最終処分場	15,800	0	19.9	
		(5,662)	(0)				(2,700)	(0)		
藤沢市	葛原第二 最終処分場	158,700	0	22.11	箱根町	第1一般廃棄物 最終処分場	156,877	0	27.3	
		(95,129)	(0)				(830)	(0)		
	女坂最終処分場	200,000	195	48.3		第2一般廃棄物 最終処分場	49,000	2,127	31.3	
		(114,078)	(15,449)				(36,277)	(222)		
小田原市	堀ヶ窪 埋立処分場	87,838	552	26.3	清川村	西ヶ谷戸 最終処分場	17,380	0	22.3	
		(14,500)	(0)				(5,066)	(0)		
茅ヶ崎市	堤一般廃棄物 最終処分場	155,170	(0)	16.4	秦野市 伊勢原市 環境衛生 組合	栗原一般廃棄物 最終処分場	175,000	4,522	36.3	
		(0)	(0)				(97,702)	(1,469)		
	堤十二天 一般廃棄物 最終処分場	186,000	4,442	31.3		湯河原町 真鶴町 衛生組合	最終処分場	66,000	2,030	25.3
		(145,960)	(1,123)					(8,074)	(101)	
逗子市	清掃センター じん芥処理場	55,892	2,285	24.7	足柄東部 清掃組合	岩倉処分場	47,700	692	33.3	
		(5,571)	(0)				(7,845)	(250)		
三浦市	西岩堂埋立地	232,150	179	25.3	合計	25施設 (うち埋立実績の あるものは16施設)	17,352,595	235,820	—	
		(6,814)	(333)				(4,091,166)	(46,949)		

出典：平成21年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

才 一般廃棄物の都道府県別原単位（平成21年度実績）

（単位：g/人・日）

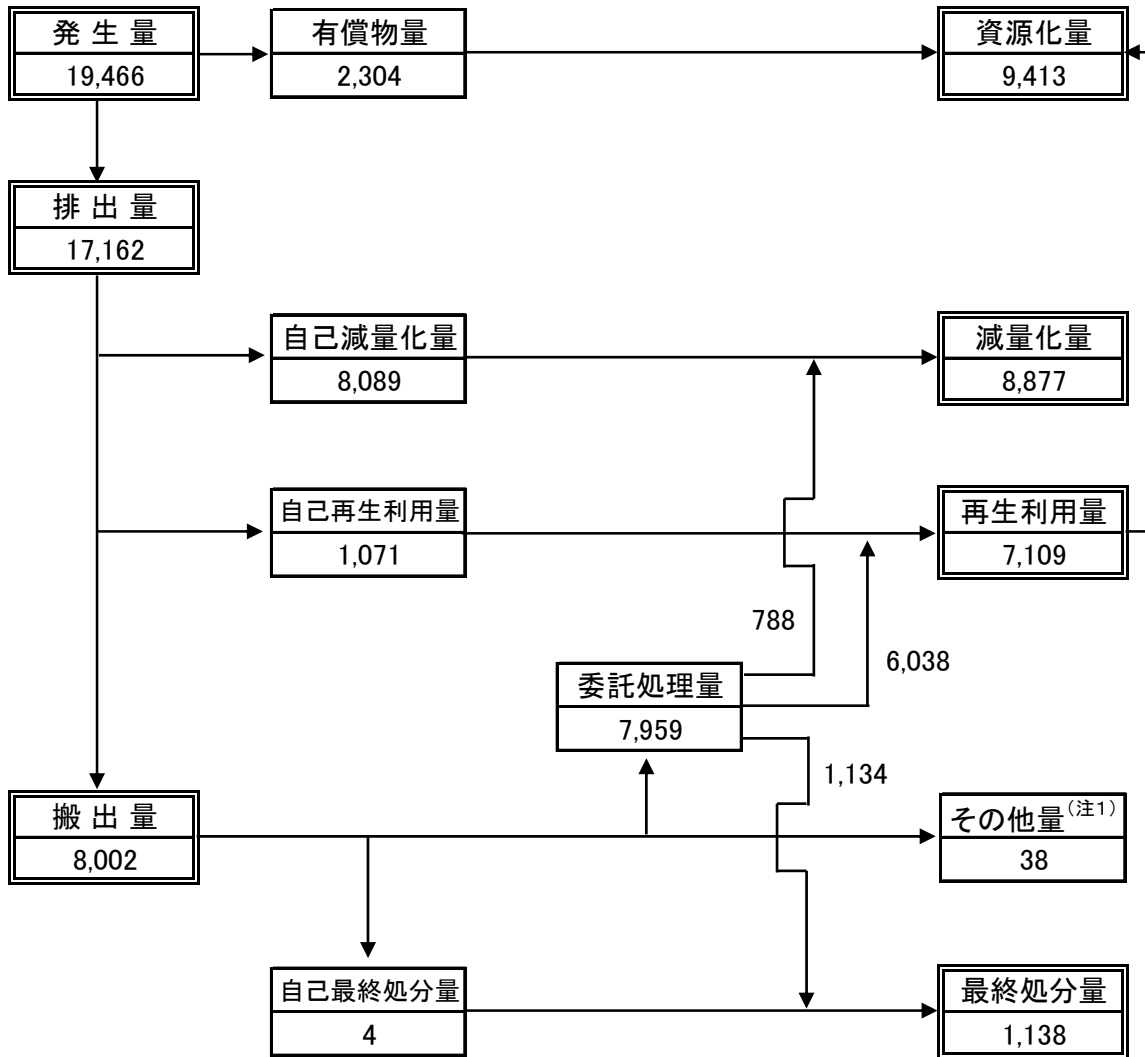
都道府県	平成12年度			平成15年度			平成18年度			平成21年度		
	合計	生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計	生活系	事業系
北海道	1,395	830	565	1,317	826	491	1,193	782	411	1,037	714	323
青森県	1,288	810	479	1,185	768	416	1,131	763	368	1,049	712	337
岩手県	954	623	331	1,006	662	344	1,013	696	316	922	642	280
宮城県	1,230	808	422	1,383	983	400	1,111	767	344	983	697	286
秋田県	1,093	731	362	1,104	744	360	1,123	756	367	983	690	294
山形県	962	659	303	999	705	294	974	710	264	909	662	247
福島県	1,068	735	332	1,096	762	334	1,093	765	329	1,005	729	277
茨城県	1,031	782	249	1,027	771	256	1,022	770	252	950	727	224
栃木県	1,028	685	343	1,077	771	306	1,069	787	283	960	713	246
群馬県	1,127	816	311	1,184	858	326	1,177	860	317	1,096	816	281
埼玉県	1,067	831	236	1,074	812	262	1,061	805	256	950	734	216
千葉県	1,149	846	303	1,132	818	314	1,113	804	309	999	736	262
東京都	1,271	755	516	1,236	915	320	1,174	867	307	1,029	781	248
神奈川県	1,268	909	359	1,213	869	344	1,061	800	261	951	730	221
新潟県	1,175	819	356	1,207	827	380	1,261	898	363	1,061	741	319
富山県	1,047	764	283	1,062	757	304	1,073	764	309	969	707	262
石川県	1,191	769	421	1,176	783	393	1,161	750	412	1,013	667	347
福井県	1,056	763	294	1,059	789	269	1,067	804	262	978	734	245
山梨県	1,051	779	272	1,076	787	289	1,089	800	289	1,013	745	268
長野県	965	675	290	1,005	698	307	966	683	284	881	638	243
岐阜県	1,023	763	260	1,046	761	285	1,060	771	288	991	731	261
静岡県	1,124	821	303	1,129	816	313	1,107	805	302	1,012	743	269
愛知県	1,145	860	284	1,137	824	313	1,114	830	284	1,010	770	239
三重県	1,192	830	362	1,185	825	360	1,123	816	307	1,000	740	261
滋賀県	1,038	752	286	1,033	740	292	1,004	720	284	918	682	236
京都府	1,326	716	610	1,179	672	508	1,129	643	486	977	573	404
大阪府	1,448	829	619	1,387	775	612	1,315	755	560	1,117	649	468
兵庫県	1,413	919	494	1,274	861	413	1,227	806	421	1,043	724	318
奈良県	1,074	778	296	1,067	760	307	1,034	739	295	946	666	279
和歌山県	1,149	827	322	1,170	868	303	1,143	817	326	1,025	743	282
鳥取県	1,090	765	324	1,065	765	300	1,068	766	302	953	633	320
島根県	907	643	265	966	679	287	995	683	312	895	648	246
岡山県	1,110	801	309	1,118	780	338	1,091	761	330	971	670	301
広島県	1,104	687	418	1,080	681	399	1,028	663	366	923	604	319
山口県	1,195	791	405	1,207	778	430	1,174	776	398	1,083	747	336
徳島県	1,036	729	307	1,040	758	282	1,044	763	281	958	741	217
香川県	1,069	744	325	1,069	756	312	1,010	715	295	914	661	254
愛媛県	1,188	837	351	1,118	796	322	1,009	755	254	927	705	222
高知県	1,065	791	274	1,068	782	286	1,029	751	278	948	707	242
福岡県	1,228	806	422	1,253	809	444	1,169	747	422	1,016	673	343
佐賀県	877	658	219	908	661	247	936	690	246	869	643	226
長崎県	1,149	792	358	1,083	746	337	1,033	704	329	949	662	288
熊本県	1,019	659	361	974	634	340	953	641	312	868	601	266
大分県	1,120	729	391	1,141	729	412	1,059	686	373	937	654	284
宮崎県	1,057	706	351	1,045	738	307	1,060	703	357	1,001	652	349
鹿児島県	1,081	726	355	986	685	301	956	674	283	914	656	257
沖縄県	1,038	706	332	976	640	336	912	604	308	832	545	287
全国	1,185	796	389	1,165	802	363	1,115	777	339	994	709	285
県／全国	107	114	92	104	108	95	95	103	77	96	103	78

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況について（環境省）、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

(2) 産業廃棄物

ア ごみ処理のフローチャート（平成21年度実績）

（単位：千トン/年）



（注1）自己未処理のうちでその他（保管等）となった量

（注2）千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計と一致しないものがある。

出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)

イ 発生及び処理状況（業種別：平成21年度実績）

（単位：千トン/年）

区分 業種	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+E +F)	自己再生利用量 (D)	自己減量化量 (E)	搬出量 (F) (G+H +I)	(搬出量の内訳)					再生利用量 (J) (D+G1)	減量化量等 (K) (E+G2 +I)	最終処分量 (L) (G3+H)	資源化量 (M) (B+J)	
							委託処理量			自己最終処分量 (H)	その他量 (I)					
							(G)	(委託処理量の内訳)								
								再生利用量 (G1)	減量化量 (G2)	最終処分量 (G3)						
合計	19,466	2,304	17,162	1,071	8,089	8,002	7,959	6,038	788	1,134	4	38	7,109	8,915	1,138	9,413
農業	205	0	205	33	18	154	127	103	24	0		27	136	69	0	136
林業	0		0			0	0			0					0	
漁業	0		0			0	0	0				0	0	0		0
鉱業	1,109		1,109	346	763	0	0	0					346	763		346
建設業	5,177	97	5,080	48	80	4,952	4,951	4,099	217	636		1	4,147	298	636	4,243
製造業	6,881	2,149	4,732	630	1,833	2,270	2,259	1,432	355	472	4	6	2,061	2,194	476	4,211
食料品	659	13	646	14	493	139	138	106	22	11		0	120	515	11	133
飲料・飼料	116	30	86	0	23	64	64	50	13	1			50	35	1	80
繊維	5	0	5		4	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	1
木材	2	0	2	0	0	1	1	1	0	1		0	1	0	1	1
家具	12	3	9		1	8	8	6	2	1			6	3	1	9
パルプ・紙	158	14	144	6	4	133	133	128	3	2			134	8	2	148
印刷	38	5	33		12	21	21	11	9	1			11	21	1	16
化学	631	19	613	3	366	244	240	150	72	17	3	1	153	439	20	172
石油・石炭	100	6	94	0	48	45	45	30	15	0			30	63	0	37
プラスチック	49	10	39	3	3	33	33	22	9	3		0	25	12	3	35
ゴム	31	3	28		14	14	14	8	5	1			8	19	1	11
皮革	0		0			0	0	0	0	0			0	0	0	0
窯業・土石	1,397	29	1,367	148	690	530	527	438	69	20	1	1	586	760	21	615
鉄鋼	2,618	1,822	796	454	74	269	269	167	39	63			620	112	63	2,442
非鉄金属	382	2	380	1	29	349	349	16	6	327		0	17	35	327	19
金属	147	32	115	0	23	91	88	56	24	8		4	56	51	8	88
はん用機器	39	11	28	0	3	25	25	19	4	2		0	19	7	2	30
生産用機器	37	12	24		0	24	24	16	6	3		0	16	6	3	28
業務用機器	25	4	21		1	20	20	12	7	2			12	8	2	16
電子部品	37	7	30	0	3	26	26	13	13	1			13	16	1	20
電気機器	25	5	19	0	0	19	19	13	5	1			13	5	1	18
情報通信機器	8	1	7		1	5	5	5	0	0			5	2	0	6
輸送機器	350	116	234	1	39	194	194	160	30	4			161	69	4	277
その他	14	2	12		1	11	11	6	2	2		0	6	3	2	9
電気・ガス・水道業	5,917	28	5,889	14	5,392	483	479	314	160	4		4	329	5,556	4	356
電気業	327	27	300	0	46	253	253	243	6	4			243	53	4	271
ガス業	0	0	0			0	0	0	0				0	0		0
熱供給業	0		0			0	0	0	0	0			0	0		0
上水道業	562	0	562	7	379	175	172	20	153	0		3	27	535	0	27
下水道業	5,027	0	5,027	7	4,966	54	53	51	1	1		1	59	4,968	1	59
情報通信業	0		0			0	0	0	0	0			0	0	0	0
運輸業	21	2	18	0	0	18	18	15	1	2		0	15	2	2	17
卸・小売業	75	19	56		0	56	56	44	5	6		0	44	5	6	64
医療・福祉	39	0	39		0	39	39	10	18	10		0	10	19	10	11
サービス業	43	9	34		3	31	30	21	6	3	0	0	21	10	3	30

（注1）千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計と一致しないものがある。

（注2）表中の0は1トン以上500トン未満、空欄は1トン未満である。

出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)

ウ 発生及び処理状況（種類別：平成 21 年度実績）

（単位：千トン/年）

区 分 種 類	発生量 (A)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+E+F)	自己再生利用量 (D)	自己減量化量 (E)	搬出量 (F) (G+H+I)	(搬出量の内訳)					再生利用量 (J) (D+G)	減量化量等 (K) (E+G2+I)	最終処分量 (L) (G3+H)	資源化量 (M) (B+J)	
							委託処理量			自己最終処分量 (H)	その他量 (I)					
							(委託処理量の内訳)									
							再生利用量 (G1)	減量化量 (G2)	最終処分量 (G3)							
合 計	19,466	2,304	17,162	1,071	8,089	8,002	7,959	6,038	788	698	4	38	7,109	8,915	1,138	9,413
燃え殻	36	2	34			34	34	0	3	30			30	3	0	32
汚泥	10,482	32	10,450	587	7,808	2,055	2,049	516	496	1,622	2	4	1,245	8,308	898	1,277
有機性汚泥	5,952	2	5,950	24	5,644	282	279	2	60	239	2	1	238	5,706	6	240
無機性汚泥	4,530	30	4,500	563	2,164	1,773	1,770	514	435	1,383		3	1,006	2,603	891	1,036
廃油	221	18	203	2	47	154	152	4	65	85	1	1	83	113	6	101
一般廃油	159	16	144	0	46	97	96	3	35	59	1	0	57	82	5	72
廃溶剤	19	2	17		0	16	16	0	12	5	0		5	12	0	7
固形油	2	0	2	0		2	1		0	2		0	2	0		2
油でい	7	0	6	0	0	6	6	0	1	5		0	5	2	0	5
油付着物類	34	0	34	0	1	33	32	1	16	15		0	15	18	1	15
廃酸	201	3	198	0	122	76	74	3	49	22		2	22	172	3	25
廃アルカリ	144	0	144	1	57	86	83	3	61	19	1	2	19	120	4	20
廃プラスチック類	307	16	291	4	4	283	282	62	41	183	0	0	177	45	69	193
廃プラスチック	294	13	281	4	4	272	272	62	41	173	0	0	167	45	69	180
廃タイヤ	13	2	11			11	11	0	0	11			11	0	0	13
紙くず	174	19	155	6	5	145	145	0	2	148		0	148	6	0	167
木くず	311	1	310	0	3	307	306	4	8	295		0	293	11	5	294
繊維くず	4		4		0	4	4	0	0	4			4	0	0	4
動植物性残さ	130	34	97		0	97	96	1	24	71		0	71	24	2	104
動物系固形不要物	7		7			7	7	0	0	7			7	0	0	7
ゴムくず	0	0	0			0	0	0	0	0			0	0	0	0
金属くず	740	398	343	57	0	286	286	4	0	339		0	336	0	7	734
ガラス陶磁器くず	395	0	395	12	17	366	365	16	0	359		2	355	19	21	356
鉢さい	1,915	1,750	165	143		22	22	0	0	165		0	149	0	16	1,899
がれき類	3,673	7	3,666	47	7	3,612	3,612	71		3,580		0	3,571	7	88	3,578
コンクリート片	1,697	7	1,690	2		1,689	1,689	20		1,669		0	1,668	0	22	1,675
廃アスファルト	1,317	0	1,317	33	0	1,284	1,284	1		1,316			1,316	0	1	1,316
その他	659		659	12	7	639	639	49		595			587	7	65	587
ばいじん	464	23	441	180	0	261	261	1		441			441	0	1	463
動物のふん尿	196		196	32	15	149	122		24	130		27	130	67		130
動物の死体	8		8	1	2	5	5		0	6			6	2		6
その他の産業廃棄物	58	2	56	0	0	55	55	13	15	27		0	22	15	18	25

（注1）千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計と一致しないものがある。

（注2）表中の0は1トン以上500トン未満、空欄は1トン未満である。

（注3）廃酸、廃アルカリ廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成 21 年度実績)

3 廃棄物の将来推計の方法

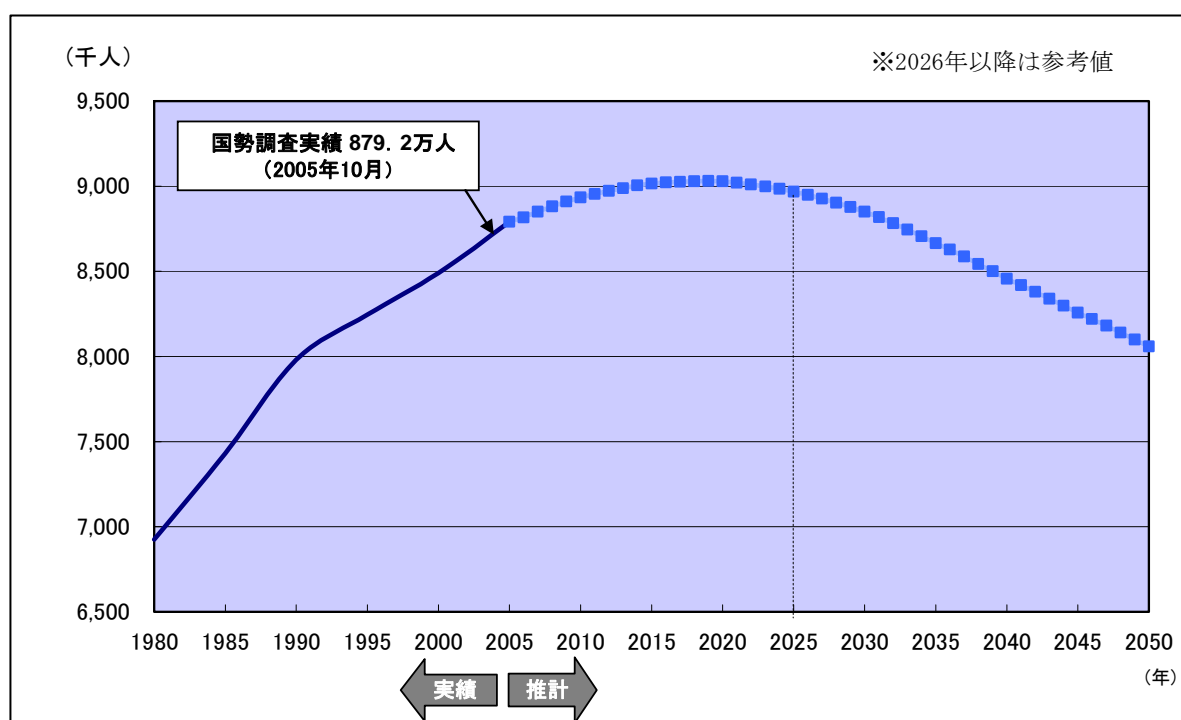
推計にあたっては、平成21年度を基準年とし、平成24年度以降の推計を行った。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の将来推計

ア 排出量の推計

排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

- 算出式 排出量推計 = 当該年度の年間指標（県人口）× 排出原単位 × 365日
 <年間指標> 神奈川県力構想による県人口の推計値（単位：人）



- ・出生率は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。
- ・この推計は、純移動（神奈川への転入人口から転出人口を引いたもの）の程度に応じて高位・中位・低位について3つのケースを設定したものうち、高位のケースを示した。

出典：神奈川県力構想・基本構想

図1 本県における県人口の将来推計

<排出原単位> 一人一日あたりの排出量（単位：g/人・日）

平成21年度における本県、横浜市、川崎市及び相模原市の排出量等は表1のとおりである。本県の排出量のうち、横浜市は40%、川崎市は16%、相模原市は8%を占めており、3市の排出量の合計は本県の排出量の約3分の2を占めている。

また、再生利用量、最終処分量についても同様に3市の合計は、本県の約6割～7割を占めている状況である。

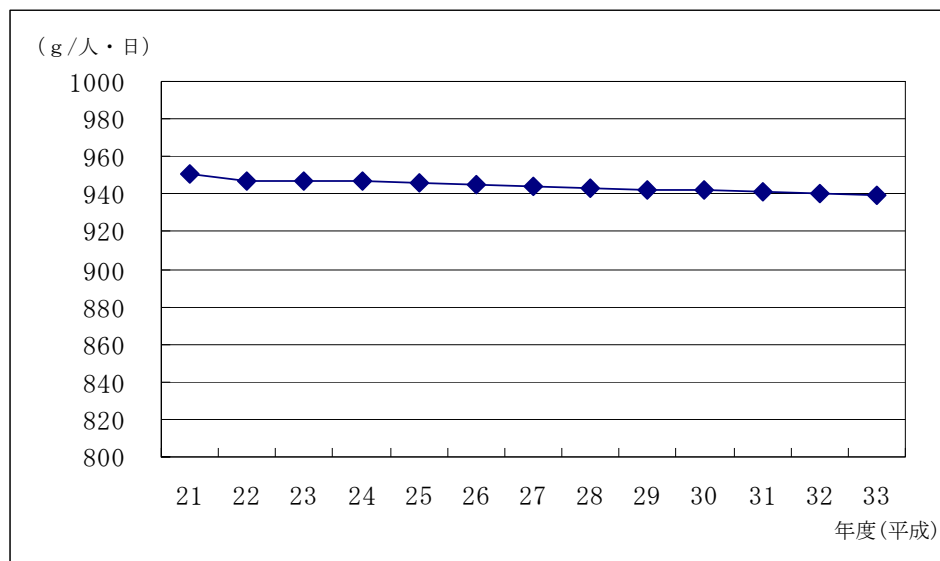
表1 神奈川県における一般廃棄物の排出量等の状況（平成21年度）

単位：トン

	排出量		再生利用量		最終処分量	
		割合		割合		割合
神奈川県	3,125,728	100%	764,931	100%	291,077	100%
横浜市	1,254,752	40%	335,801	44%	125,595	43%
川崎市	494,465	16%	70,851	9%	60,540	21%
相模原市	248,203	8%	49,048	6%	28,414	10%

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

本県の将来における一般廃棄物の排出原単位の増減率が、3市における一般廃棄物の排出原単位の増減率の平均となると仮定し、各市の一般廃棄物処理基本計画等を基に、本県の一般廃棄物の排出原単位を推計すると図2のとおりである。



出典：第4回横浜市廃棄物減量化・再資源化等推進審議会小委員会 資料、川崎市一般廃棄物処理基本計画、相模原市一般廃棄物処理基本計画より推計。

図2 排出原単位（一人一日あたりの排出量）の将来推計

よって、県人口（図1）及び排出原単位（図2）の推計結果を用いて算出式から、排出量を推計すると図3のとおりである。

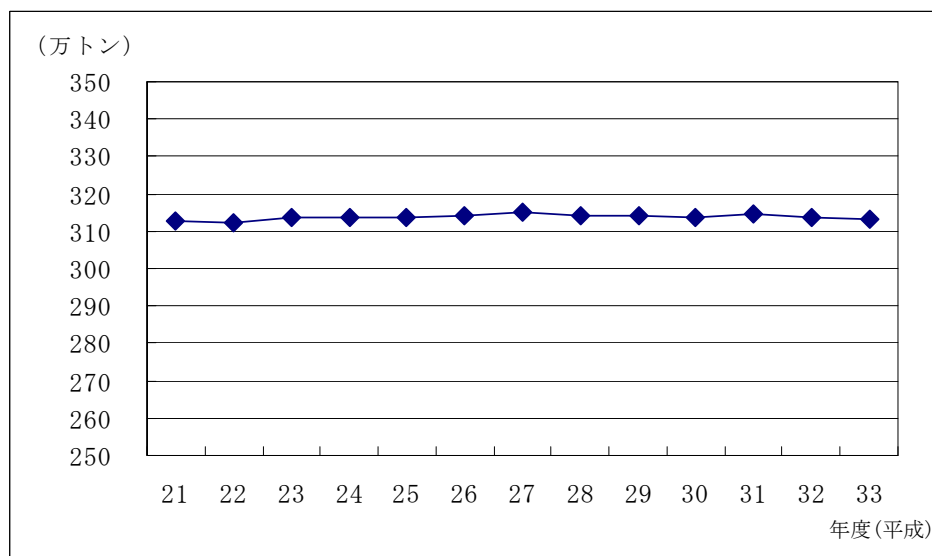


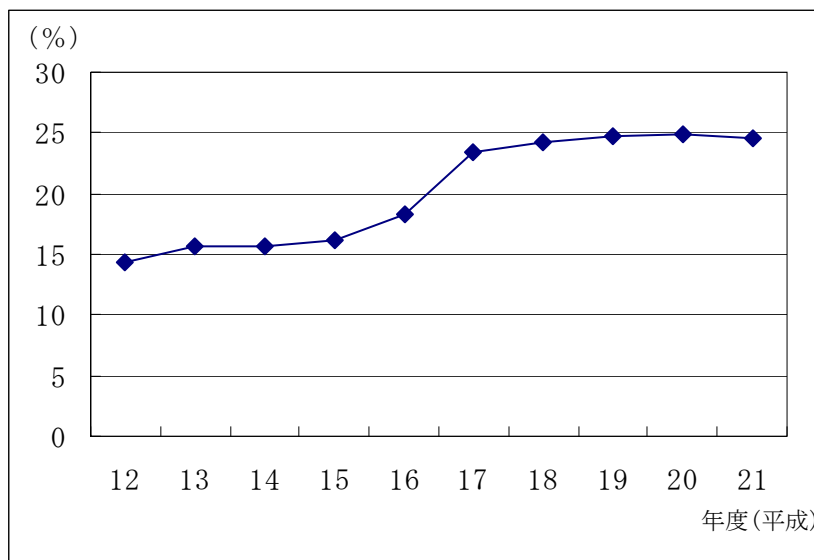
図3 一般廃棄物の排出量の将来推計

イ 再生利用量の推計

本県における一般廃棄物の再生利用率（リサイクル率）は、平成19年度まで増加傾向にあったが平成19年度から平成21年度にかけては、再生利用率が約25%で推移している（図4）。

そこで、再生利用の取組が現状と同様に行われた場合、平成24年度以降も一般廃棄物の再生利用率は大幅に変化しないと仮定し、平成24年度以降の再生利用率は平成21年度と同値として再生利用量を推計した。

○ 算出式 再生利用量推計 = 排出量推計 × 再生利用率（平成21年度実績）



出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

図4 本県における一般廃棄物の再生利用率（リサイクル率）の推移

ウ 減量化量及び最終処分量の推計

排出量に対する減量化量（焼却処理等により減量した量）の比率は、平成17年度以降大きな変化が見受けられないこと、特段の技術革新による減量化率の向上が考えられないことから、平成24年度以降も一定（平成21年度と同値）であると仮定した。また、最終処分量については、各年度の排出量から、再生利用量及び減量化量を減じることによって算出した。

○ 算出式 減量化量推計 = 排出量推計 × 減量化率（平成21年度実績）

表2 本県における一般廃棄物の減量化率の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
減量化率	66%	66%	66%	66%	66%

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

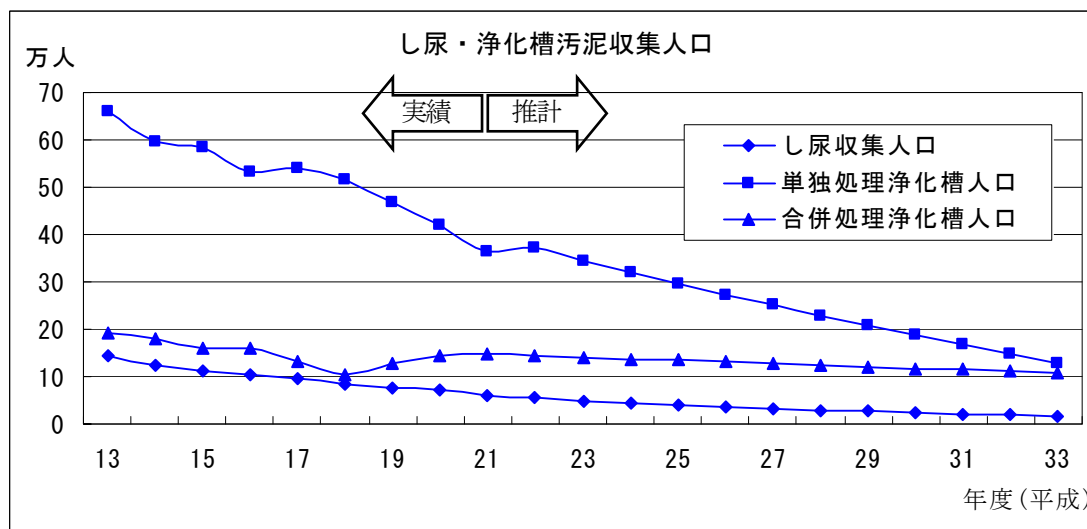
○ 算出式 最終処分量推計 = 排出量推計 - 再生利用量 - 減量化量

エ 一般廃棄物（し尿等）の将来推計

し尿等の排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

○ 算出式 排出量推計 = 当該年度の年間指標（し尿処理人口、単独処理浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口）× 排出原単位（平成21年度）

<年間指標> 神奈川県生活排水処理施設整備構想等の生活排水処理率等から、し尿処理人口、浄化槽処理人口を推計した。（単位：人）



出典：神奈川県生活排水処理施設整備構想、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、一般廃棄物処理実態調査（環境省）より推計。

図5 し尿・浄化槽汚泥収集人口の将来推計

<排出原単位>

単独処理浄化槽汚泥 0.54（単位：k l 人・年）

合併処理浄化槽汚泥 0.87（単位：k l 人・年）

し尿 1.07（単位：k l 人・年）

○ 合併処理浄化槽汚泥の排出原単位は単独処理浄化槽の原単位の1.6倍と仮定した。

（出典：し尿処理施設構造指針解説(社団法人全国都市清掃会議、1988年度版)より推計)

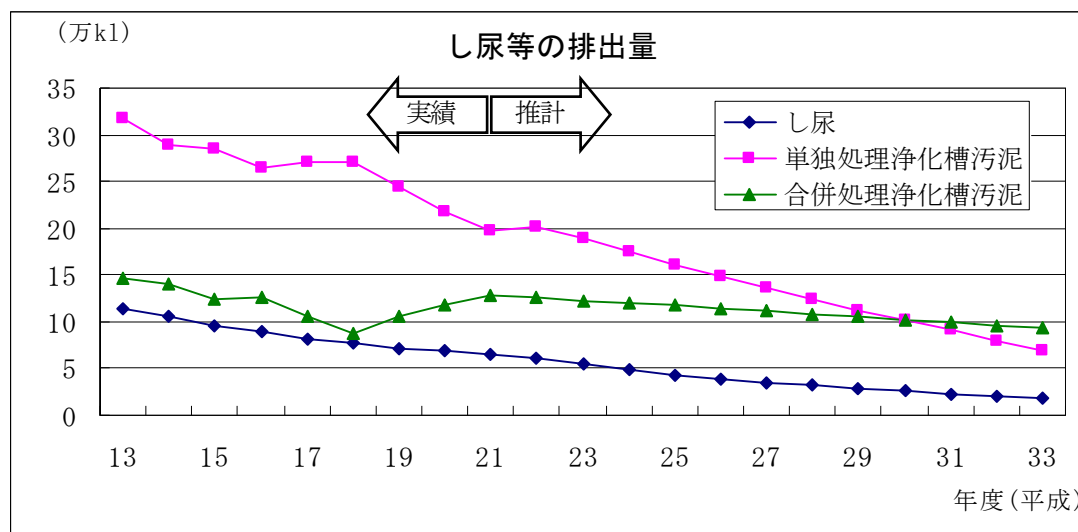


図6 し尿等の排出量の将来推計

(2) 産業廃棄物の将来推計

産業廃棄物の推計にあたっては、業種別に、排出量の変化に違いがあるため業種別に分けてそれぞれ推計した。また、種類別の推計については建設業を除き、業種ごとに平成21年度における産業廃棄物の排出量に占める種類ごとの比率が変わらないものとした。

再生利用量、減量化量及び最終処分量については、今後についても特段の技術革新がなく現状の処理技術が継続するとし、業種ごとに一定であると仮定して算出した。

ア 建設業

廃棄物の種類ごとに排出が想定される工事種別（土木、建築）を考慮し推計した。

廃棄物の種類…汚泥、がれき類（アスファルト、コンクリート、その他）、木くず、
その他（廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず等）

工 事 種 別…土木工事、建築工事

廃棄物の種類	工事種別	推計方法
汚泥 ^(注1)	土木工事	【土木工事】 ○ 平成21年度と同じ排出量で推移するものとする。 【建築工事】 ○ 建築物等ストックされてきたものが今後更新時期を迎えることから解体需要 ^(注2) により推計を実施した。 ① 建築物が設定した年数で除却されると仮定し、各年度の除却床面積の平成21年度に対する伸び率を算出した。 ^(注3) ② 平成21年度の排出量に①で算出した伸び率を乗じて当該年度の排出量を算出した。
	建築工事	
がれき類(アスファルト)	土木工事	
がれき類 (コンクリート) ^(注1)	土木工事	
	建築工事	
がれき類(その他)	建築工事	
木くず	建築工事	
その他	建築工事	

(注1) 土木工事、建築工事については、建設副産物実態調査（平成20年度、国土交通省）の比率（汚泥は、土木：建築＝1.84：1、がれき類(コンクリート)は、土木：建築＝0.93：1）で按分し、土木工事、建築工事ごとに推計した。

(注2) 新築工事は解体工事に伴うものとし、解体と同率で推移するものと仮定した。

(注3) 解体年数（最も解体される割合が高く、残存率が50%となる年数）は、神奈川県産業廃棄物総合実態調査の結果と一致する年数（32年）を設定した。

(注4) 除却床面積は建築物が、解体年数：32年、ピーク年廃棄確率：7%の条件で、正規分布に従うものとする。

イ 電気・ガス・熱供給・水道業

(ア) 電気業

排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

- 算出式 排出量推計 = 当該年度の年間指標（発電量）× 排出原単位（平成21年度）
 <年間指標> 過去からのトレンドで当該年度の発電量を推計（単位：kWh）
 （出典：県勢要覧を基に推計）
 <排出原単位> 5.82（単位：トン/百万kWh・年）
 （出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)）

(イ) 下水道業

排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

$$\text{○ 算出式 排出量推計} = \text{当該年度の年間指標 (下水道普及人口)} \\ \times \text{排出原単位 (平成21年度)}$$

<年間指標> 神奈川県生活排水処理施設整備構想の下水道による生活排水処理率の目標値等から下水道普及人口を推計 (単位: 人)

(出典: 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、神奈川県生活排水処理施設整備構想)

<排出原単位> 0.59 (単位: トン/人・日)

(出典: 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績))

(ウ) 上水道業

排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

$$\text{○ 算出式 排出量推計} = \text{当該年度の年間指標 (給水量)} \times \text{排出原単位 (平成21年度)}$$

<年間指標> 過去からのトレンドで当該年度の給水量を推計 (単位: 千 m^3)

(出典: 神奈川県水道事業の実態)

<排出原単位> 0.50 (単位: トン/千 $\text{m}^3 \cdot \text{年}$)

(出典: 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績))

(エ) ガス業、熱供給業

平成24年度以降の排出量は、平成21年度と同水準であると仮定した。(出典: 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績))

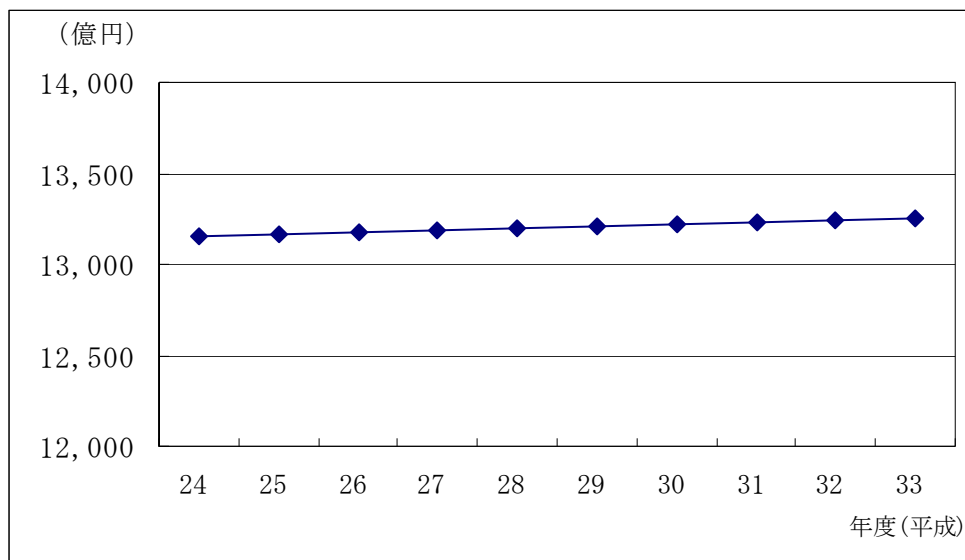
ウ 製造業

排出量は日本標準産業分類の中分類ごとに、以下の数式を用いて算出することとした。

$$\text{○ 算出式 排出量推計} = \text{当該年度の年間指標 (製造品出荷額等)} \times \text{当該年度の排出原単位}$$

<年間指標> 過去からのトレンドで当該年度の製造品出荷額を推計 (単位: 億円)

(例) 製造業—食料品製造業の場合



出典: 神奈川県工業統計調査結果より推計。

図7 製造品出荷額の将来推計 (製造業—食料品製造業)

＜排出原単位＞ 神奈川県産業廃棄物総合実態調査から原単位についてトレンド推計により、平成21年度からの伸び率を算出し、当該年度の原単位を推計した。（単位：t/億円・年）

（例）製造業－食料品製造業の場合

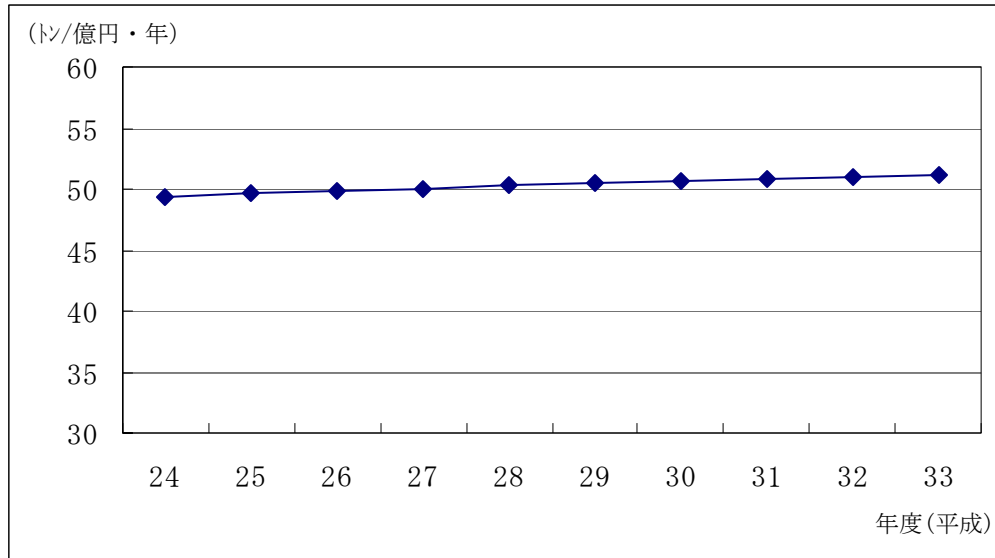


図8 排出原単位の将来推計（製造業－食料品）

エ その他の業種

次の日本標準産業分類の業種を対象に、各業種別に排出量を推計した（表3）。

表3 業種別の対象中小分類

大分類	中小分類
農業、林業	耕種農業、畜産農業
鉱業、採石業、砂利採取業	採石業、砂・砂利・玉石採取業、その他の鉱業
情報通信業	新聞業、出版業
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業
卸売業、小売業	再生資源卸売業、百貨店、総合スーパー、自動車小売業、燃料小売業
医療、福祉	医療業
サービス業	洗濯業、写真業、自動車整備業、自然科学研究所、と畜業

(ア) 農業、林業

平成24年度以降の排出量は、平成21年度と同水準であると仮定した。（出典：神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)）

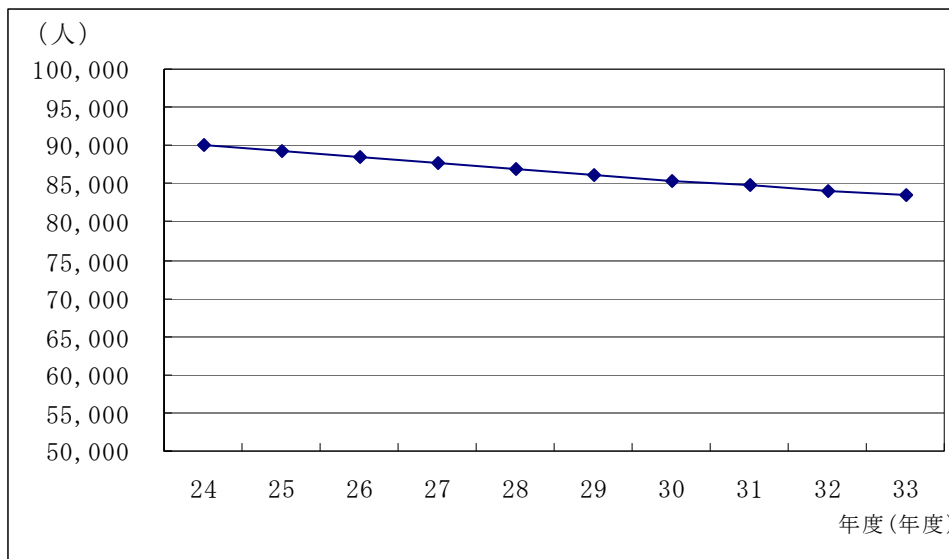
(イ) 鉱業、採石業、砂利採取業

神奈川県産業廃棄物総合実態調査と事業者へのアンケートを基に平成24年度以降の排出量を推計した。

(ウ) 情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、医療、福祉、サービス業
排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

○ 算出式 排出量推計 = 当該年度の年間指標 (従業者数) × 当該年度の排出原単位
<年間指標> 過去からのトレンドで当該年度の従業者数を推計 (単位: 人)

(例) 卸売業、小売業の場合

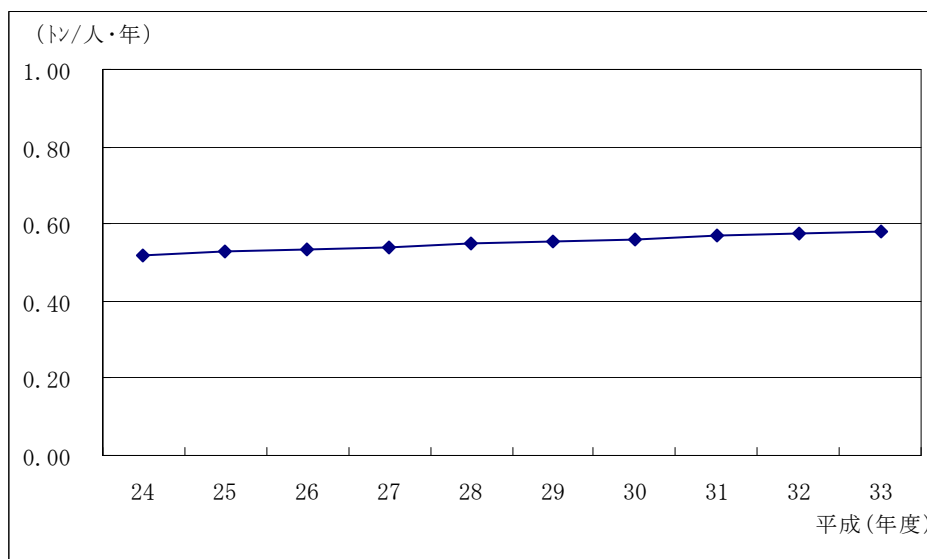


出典: 事業所・企業統計調査より推計。

図9 従業者数の将来推計 (卸売業、小売業)

<排出原単位> 神奈川県産業廃棄物総合実態調査から原単位についてトレンド推計により、平成21年度からの伸び率を算出し、当該年度の原単位を推計した。(単位: トン/人・年)

(例) 卸売業、小売業の場合



出典: 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)より推計。

図10 排出原単位の将来推計 (卸売業、小売業)

4 その他

(1)国の基本方針目標値との比較

ア 一般廃棄物

	区分 (※)	基準		将来推計（計画実施後）			
		平成21年度		平成28年度		平成33年度	
			指数		指数		指数
排出量 (万トン)	県	313	100	301	96	292	94
	国	4,625	100	4,823	104		
再生利用率 (%)	県	24.5	100	28	116	31	127
	国	20.5	100	25	122		
最終処分量 (万トン)	県	29	100	26	91	25	84
	国	507	100	495	98		

※ 県 → 「循環型社会づくり計画」の基準値及び将来推計値（計画実施後）
 国 → 国の実績値(平成21年度)及び「国の基本方針」の目標値(平成27年度)

イ 産業廃棄物

	区分 (※)	基準		将来推計（計画実施後）			
		平成21年度		平成28年度		平成33年度	
			指数		指数		指数
排出量 (万トン)	県	1,716	100	1,679	98	1,692	99
	国	38,975	100	42,362	109		
再生利用率 (%)	県	41.4	100	42	100	42	102
	国	53.0	100	53	100		
最終処分量 (万トン)	県	114	100	75	66	72	63
	国	1,359	100	1,773	130		

※ 県 → 「循環型社会づくり計画」の基準値及び将来推計値（計画実施後）
 国 → 国の実績値(平成21年度)及び「国の基本方針」の目標値(平成27年度)

<参考>

国の基本方針の目標値（平成27年度）

	排出量	再生利用率	最終処分量
一般廃棄物	平成19年度比 5%削減	25%	平成19年度比 22%削減
産業廃棄物	平成19年度比 1%増加に抑制	53%	平成19年度比 12%削減

(2) 3Rについての意識調査

1 調査の概要

(1) 調査目的

家庭や学校、オフィスなどで3Rを実践する県民の増加を目指し、県民をはじめ学校や企業に対して、3Rの取組を普及し、循環型社会の構築を推進するための参考とする。

(2) 調査設計

- ① 調査地域 神奈川県全域
- ② 調査対象者 県内在住の10歳以上の男女（外国籍県民を含む）
- ③ 調査方法 駅前等にて聞き取り調査
- ④ 調査期間 平成22年11月17日（水）～平成23年1月26日（水）

(3) 結果の集計にあたって

- ① 調査結果の回答比率(%)の数値は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。
- ② 文中の「n」「number of case」の略で、質問に対する回答者の総数を表す。

2 調査結果の概要

(1) 現代社会（大量生産、大量消費、大量廃棄）の性向

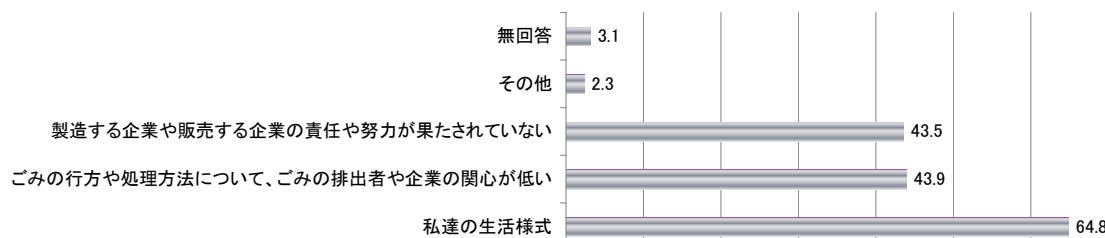
大量生産、大量消費、大量廃棄の現代社会をどのように感じるか尋ねたところ、「とても危機感を感じる」(55.9%)が最も多く、次いで「少し危機感を感じる」(38.2%)となった。〔図表1-1〕



(2) ごみ（廃棄物）の課題

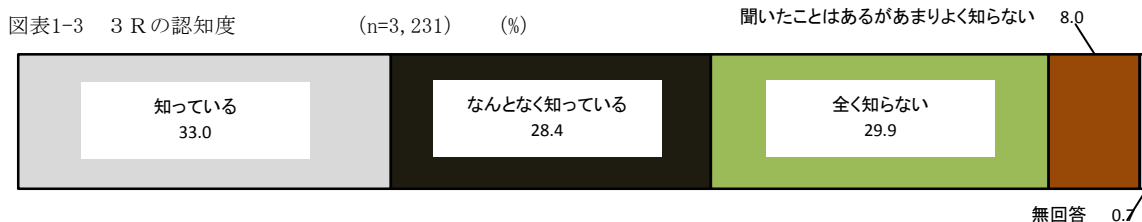
ごみ（廃棄物）の課題は何だと思うか尋ねたところ、「私達の生活様式」(64.8%)が最も多く、次いで「ごみの行方や処理方法について、ごみの排出者や企業の関心が低い」(43.9%)、「製造する企業や販売する企業の責任や努力が果たされていない」(43.5%)の順となった。〔図表1-2〕

図表1-2 ごみ（廃棄物）の課題（複数回答） (n=3,231) (%)



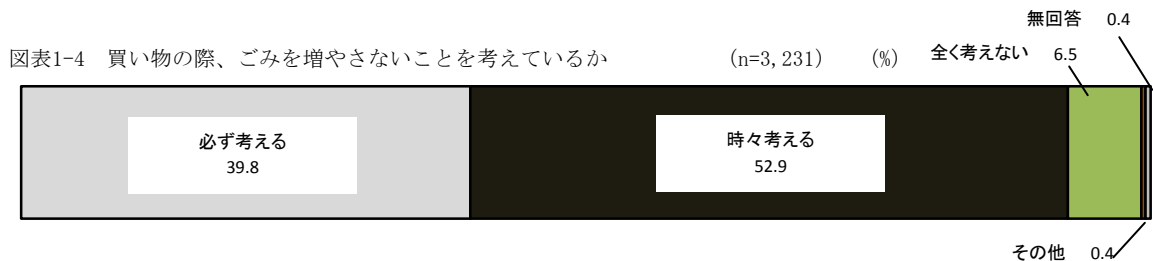
(3) 3Rの認知度

3Rをご存知ですかと尋ねたところ、「知っている」(33.0%)が最も多く、次いで「全く知らない」(29.9%)、「なんとなく知っている」(28.4%)の順となった。〔図表1-3〕



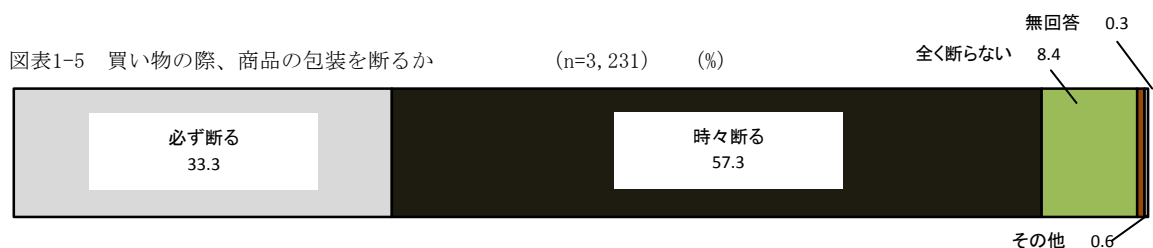
(4) 買い物の際、ごみを増やさないことを考えているか

日用品や食品などを買う時に、できる限り無駄なものは買わないなど、ごみを増やさないことを考えて買いますかと尋ねたところ、「時々考える」(52.9%)が最も多く、次いで「必ず考える」(39.8%)の順となった。〔図表1-4〕



(5) 買い物の際、商品の包装を断るか

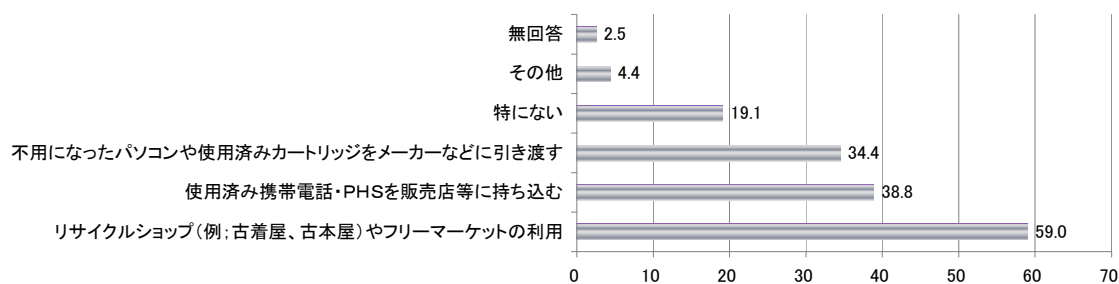
買い物をしたときに商品の包装(例;レジ袋、包装紙)を断ることがありますかと尋ねたところ、「必ず断る」(33.3%)と「時々断る」(57.3%)を合わせた《断る》は、90.6%を占めた。〔図表1-5〕



(6) 3Rの実践状況

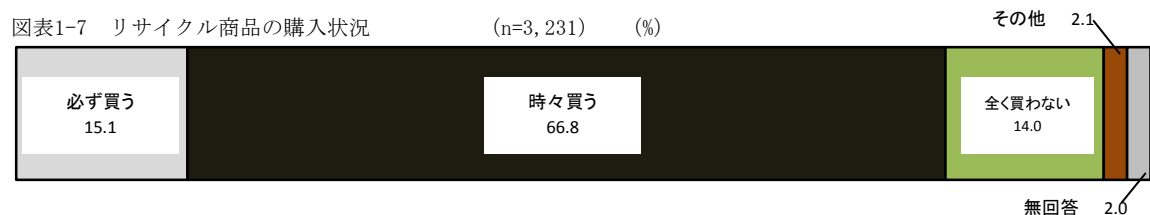
これまで実践したことがある行動は何ですかと尋ねたところ、「リサイクルショップ(例;古着屋、古本屋)やフリーマーケットの利用」(59.0%)が最も多く、次いで「使用済み携帯電話・PHSを販売店等に持ち込む」(38.8%)「不用になったパソコンや使用済みカートリッジをメーカーなどに引き渡す」(34.4%)の順となった。〔図表1-6〕

図表1-6 3Rの実践状況(複数回答) (n=3,231) (%)



(7) リサイクル商品の購入状況

エコマークなど環境ラベルの付いたリサイクル商品(例;ペットボトルを利用した衣服、再生紙を利用したトイレットペーパー)を意識して買いますかと尋ねたところ、「必ず買う」(15.1%)と「時々買う」(66.8%)を合わせた《買う》は81.9%を占めた。



5 用語の解説

【あ行】

ISO 14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）による環境マネジメントシステムの国際規格です。

組織内に環境マネジメントシステムを設け、環境対策を推進することを目的に環境方針や計画の策定、実施、結果の点検・見直しを行い、継続的な改善を図っていく仕組みです。事業活動から排出される廃棄物についても、環境マネジメントシステムの中に組み込んでいくことにより、計画的に減量化を進めることができます。

石綿（アスベスト）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称です。耐熱性、絶縁性等に優れ、大部分が建材で使用されており、アスベスト繊維を吸収すると、15～50年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を発症するおそれがあります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた紙くず、生ごみ等（産業廃棄物以外）の「事業系一般廃棄物」に分類されます。

一般廃棄物処理計画

「廃棄物処理法」第6条に基づき、一般廃棄物の発生量や処理量の見込みや排出の抑制のための方策に関する事項等を掲げた計画です。

エコアクション21

中小事業者等の幅広い事業者における環境への取組みを促進するため、平成8年に環境省が策定し、その普及を進めてきたガイドラインのことです。

具体的には、幅広い事業者に対して、「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガイドラインとなっています。また、認証・登録制度が導入されています。

NPO（Non Profit Organization：民間非営利団体）

社会に貢献する活動を行う民間非営利団体のことで、法人格の有無は問いません。なお、平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、こうした活動を行う団体が特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになりました。

汚泥

産業廃棄物の一つで、工場排水や下水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じた泥状のものなどのことです。

【か行】

海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸管理者や地方公共団体等の海岸漂着物の処理の責任や発生原因に係る定期的な調査など、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制に向けた取組等を定めた法律です。

拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけではなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うということです。

「循環型社会形成推進基本法」では、生産者が、その製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務や製品について、引き取り、引き渡し又は循環的な利用を行う責務を規定しています。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、家庭用として製造・販売され、不要となったテレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、製造業者にリサイクル、小売業者に引取り、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

かながわランドデザイン（県の総合計画）

「神奈川県自治基本条例」第20条に基づき、県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画として、総合計画の策定が義務付けられています。本県の「総合計画」という趣旨を分かりやすく表現するために名称を「かながわランドデザイン」としています。

神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針

災害廃棄物等の円滑かつ適正な処理の推進を図るため、都市型地震や水害が発生した場合に生ずる災害廃棄物等の処理に関する基本方針や、県内各市町村の災害廃棄物等処理計画の策定指針とモデル計画を定めた指針です。

神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組の実践に関する宣言

二酸化炭素と廃棄物の削減に取り組むとともに、環境にやさしい生活スタイルを実現していくため、事業者、消費者団体等各種団体、行政の参画と協働のもと、レジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言です。

かながわ住宅計画

住生活基本法に基づく法定計画である「神奈川県住生活基本計画」、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく法定計画である「神奈川県高齢者居住安定確保計画」、地域住宅特別措置法に基づく法定計画である「地域住宅計画 神奈川県地域」、県営住宅の整備と入居管理に関する基本方針を定めた計画である「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」の四つの計画で構成された住宅政策の基本方向などを定めた計画です。

かながわりサイクル認定製品

廃棄物等の循環資源を再生利用した製品（リサイクル製品）で、県が、一定の品質・安全性等の一定の基準に適合していると認め、認定するものを「かながわりサイクル認定製品」といいます。本県においては平成22年4月から廃棄物の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進を図るため「かながわりサイクル製品認定制度」を実施しています。

環境インターンシップ

学生が、企業等で環境保全に関わる業務を体験することで、実践的能力のある人材を育成することです。

本県では、環境保全及び環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成するため、県内に学部を設置している大学の大学生及び大学院生を対象に、神奈川県環境インターンシップ事業を行っています。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定めています。

感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴って発生した廃棄物のうち、人に感染症を生じさせるおそれのある病原性微生物が含まれ、付着し、又はそのおそれがある廃棄物のことです。

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。

九都県市首脳会議

首都圏が直面する広域的な課題に対応するため、首都圏にある1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)及び政令市(横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市)の知事、市長による協議組織として昭和54年に発足しました。現在、首脳会議の下に、首都圏問題、地方分権問題、廃棄物問題、環境問題、地震・防災対策について委員会等を設置し、共通課題への検討や共同事業の実施等を行っています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮した上で、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することです。

計画収集量

一般廃棄物について、市町村が自ら収集を行った量、市町村が業者に委託して収集を行った量及び市町村の許可を受けた業者が収集を行った量の和のことです。

計画収集総量

一般廃棄物について、市町村が自ら及び委託により、または許可を受けた業者が収集した計画収集量と、事業者及び住民が自ら処理施設に搬入した直接搬入量の和のことです。

経済的手法

環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的な誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにすることです。例としては、税・課徴金、デポジット制度、排出権取引、補助金などがあります。

県営住宅ストック総合活用計画

概ね20年程度の長期的な視点から県営住宅ストックの有効活用の考え方を示すとともに、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間として、今後の県営住宅供給の基本方針と推進すべき施策を定めた計画です。

建設汚泥

建設工事で行う掘削工事に伴って発生する含水率が高く粒子が微細な泥状の廃棄物のことです。

建設混合廃棄物

建設工事が出た廃棄物(建設廃棄物)のうち、ガラスくずやがれき類、コンクリートくずなどが混合したものです。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物(建設工事が出る廃棄物)の分別・リサイクルなどを定めた法律で、一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者は、対象となる建設資材(土木建築工事に使われる資材)の分別・リサイクルを義務付けています。

県内総生産

県内の産業などが1年間の生産活動によって生み出した付加価値を金額で表したものです。

減量化

排出された廃棄物を脱水、焼却等の中間処理を行うことにより減量化することです。

こどもエコクラブ

(財)日本環境協会が実施している、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのことです。本県では、クラブへの支援としてホームページ等を通じた普及啓発を実施するとともに、地方事務局として各種申請を受け付けています。

【さ行】

再使用

いったん使用された容器や製品等を再使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナルびんなどのように、製品を提供するための容器等を繰り返し使用したり、使用済の機器等をそのまま、もしくは修理等を行ったうえで再び利用することなどです。

最終処分

資源化または再生利用されない廃棄物について、埋立や海洋投入により最終的な処分を行うことです。

再生利用(リサイクル)

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。例えば、ガラスを破砕するなどしてガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料とするなどがあり、マテリアル・リサイクルとも言われています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、合計20種類の廃棄物です。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記載した帳票の写しを返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。

紙を使用したマニフェストのほか、マニフェストを電子化し、通信ネットワークを使用して廃棄物の流れを確認する「電子マニフェスト」もあります。

産廃スクラム30(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会)

広域にわたる産業廃棄物の不適正処理を未然に防止し、良好な環境を確保するとともに、不適正処理発生後の迅速な対応を図るため、平成12年11月に設置されました。

協議会は、関東甲信越及び福島、静岡エリアの自治体(本県を含む1都、11県、18廃棄物処理法に基づく政令市)から構成されており、不適正処理についての情報交換や産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等の活動を行っています。

残余容量

最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち既に埋立られた容量を除く、残された埋立可能な容量のことです。

散乱ごみ

道路・河川・公園などに投げ捨てられたり、放置されている空き缶、空きびん、紙くず、

たばこの吸い殻などのことです。

指定工場制度

県が発注する公共工事によって生じるコンクリート塊等のリサイクルを行う工場を指定工場として登録する制度のことです。

指定事業者制度

県が発注する公共工事によって生じる建設発生木材等のリサイクルを行う事業者を指定事業者として登録する制度のことです。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、オフィスなど事業所からの紙くずや飲食店からの生ごみ等の一般廃棄物のことです。

事業系ごみ

事業活動から排出された廃棄物のことです。本計画においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を合わせたものと定義しています。

資源化

廃棄物として排出されたもののうち有用なものを、素材や部品として再使用したり、一定の加工をして再生利用することです。

資源の有効な利用の促進に関する法律

製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別収集のための識別表示及び製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項を定めた法律です。

自然共生社会

健全な生態系とそれを可能とする健全な水環境及び大気環境の実現により、人間と自然の共生する社会のことです。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、関連事業者及び自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

集団回収量

自治会、PTA等で古紙、缶、びん等の資源ごみを日時を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会

平成13年6月に国の都市再生本部において、都市再生プロジェクトとして「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」が決定され、これを受け、東京圏では八都県市及び関係各省から構成される「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置されました。この協議会では、平成14年4月に中長期計画「東京圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」を策定し、現在、そのフォローアップ等を行っています。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、製品等が廃棄物等となることが抑制され、廃棄物となった場合でも、適正に循環的利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるかぎり低減される社会として定義しています。

循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律です。

循環的利用

天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減するため、廃棄物等のうち有用なものを「再使用」、「再生利用」及び「熱回収」により、利用することです。

浄化槽

下水道等の未整備地域で、トイレの排水や台所などの生活雑排水を処理する設備のことです。以前は、トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽とトイレの排水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が認められていましたが、現在は、単独処理浄化槽の新設は認められていません。なお、浄化槽法の改正により、既存の単独処理浄化槽については、みなし浄化槽とすることが定義されています。

浄化槽汚泥

浄化槽で水洗トイレの排水や生活雑排水を処理した際に発生する泥状のものです。

焼却残さ

廃棄物を焼却した後に残るもので、大部分は灰ですが、混入している不燃物や可燃物の燃え残りも一部含まれます。

食品廃棄物

食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭などから排出される、調理くず、食べ残し、期限の切れた食品などのことです。

飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分等を調整して、家畜用の飼料を製造することです。

新アジェンダ 21 かながわ

日本初のローカルアジェンダとして平成5年に採択された「アジェンダ 21 かながわ」の成果と課題を踏まえ、より実践的で実効性あるアジェンダ（課題解決に向けた行動計画）として、平成15年10月に県民、企業、行政等による「かながわ地球環境保全推進会議」が策定したものです。推進の仕組みとして「マイアジェンダ制度」を構築し、持続可能な社会かながわづくりを目指しています。

3 R

発生抑制 reduce、再使用 reuse、再生利用 recycle の三つのRを取ったものです。

生活系ごみ

生活する過程で発生する廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌などがあります。

施肥

農地に散布した肥料の量のことです。

剪定枝

一般家庭や公園にある木の枝を払った後の、木の枝などのことです。

総物質投入量

国内で採取される資源の量、国内に輸入される資源及び製品の量及び再生利用のうち自然

還元以外のものの量の和です。

【た行】

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3物質群(単一の物質でないため、「物質群」といいます。)と定められています。

ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類の「異性体」があります。また、異性体の種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の異性体が混在しているため、全体の毒性の強さを表すために、それぞれの異性体を最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の量に換算して合算しています。この換算値には「TEQ」を付記して表します。

ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされていますが、催奇形性や環境ホルモン作用があるかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められています。

脱水

水分を含んでいる汚泥などから機械的に水分を除去することをいいます。例えば、建設汚泥等は通常80～98%の水分を含んでいるので、このままの状態では処理がしにくいいため、脱水して、含水率を55～75%にしています。

多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。「廃棄物処理法」では、年間に1,000トン以上の産業廃棄物及び50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を策定するとともに、その実施状況について都道府県知事または廃棄物処理法に基づく政令市長に提出することが義務づけられています。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することです。

蓄積純増

建築物など、すぐには棄てられず経済活動の中に蓄積するものについて、ある年に新たに蓄積したものから、同年に廃棄・解体されて廃棄物等になったものを除いたものの量のことです。

チップ化

廃木材や剪定枝などの木材系廃棄物を破砕機等で細かく砕き、再生利用や減量化のために小片状にすることです。

中間処理

廃棄物の減量・減容化や、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。減量・減容の方法としては、脱水、焼却、破砕、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、中和、溶融などがあります。

直接搬入量

事業系一般廃棄物を事業者が自ら、または、一時的に多量に搬出された生活系ごみを住民が自ら処理施設に搬入した量のことです。

低炭素社会

石炭や石油などの燃料から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会のことです。

天然資源等投入量

国内で採取される資源の量と国内に輸入される資源及び製品の量の和です。

【な行】

熱回収

可燃性廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、発電や温水利用などを行うことです。リサイクルの一つで、サーマル・リサイクル又はサーマル・リカバリーといわれています。

【は行】

廃棄物処理業者

許可を受け、廃棄物の収集又は運搬、処分を業として行う者のことです。一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者に分類されます。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。なお、第5条の5において、都道府県は、当該都道府県における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めなければならないと規定しています。

排出者責任

廃棄物などを排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。

排出抑制

日々の生活や産業活動の中で不要となったもののうち、再使用や有償売却が行われず、家庭や事業所等から外部に出すこと（排出）について、製品を長く使用したり、再使用を進めることなどにより、抑制することです。

ばいじん

焼却により発生し、焼却施設の集じん施設やボイラ等で捕集された粒子状物質のことです。

発生抑制

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどにより、日々の生活や産業活動に伴いごみになること（発生）を事前に抑制することで、廃棄物問題を考える上で最も基本となる考え方です。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会における施策として、第一に「発生抑制」、第二に「再使用」、第三に「再生利用」、第四に「熱回収」、そして最後に「適正処分」という優先順位を定めています。

PCB（Polychlorinated Biphenyls：ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCB や PCB を含む油又は PCB が塗布されたもの、封入されたものなどが廃棄物となったものです。特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、処理するまでの厳重な保管が義務づけられています。

物質フロー

日常生活や産業活動、あるいは都市基盤整備に必要な資源は、国内で産出されたり、外国から輸入されています。これらの資源を消費する過程で様々な製品や都市施設やエネルギーに変わっていきますが、この一連の物質の流れを示したものが物質フローです。

不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に廃棄することをいいます。「廃棄物処理法」では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

分別収集

家庭などから排出されるごみを、処理方法に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、缶、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

【ま行】

無害化

有害な廃棄物を中間処理することで、無害な廃棄物にすることをいいます。廃棄物に含まれている有害物質の種類、性質によって様々な無害化の方法があります。

無機性汚泥

汚泥のうち、無機成分を多く含む汚泥のことです。代表的なものとしては、建設汚泥、赤泥、浄水場の沈殿等によって生ずる汚泥があります。

燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、石炭がらや廃活性炭などを指した廃棄物の名称です。

【や行】

有機性汚泥

汚泥のうち、有機成分を多く含む汚泥のことです。代表的なものとしては、下水道処理によって発生する汚泥、動植物性原料を使用する製造業の排水処理施設から生ずる汚泥があります。

容器包装

容器包装リサイクル法では、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるものとしています。

主なものとして、鋼製（スチール製）容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器、段ボール製容器及び飲料用紙製容器のほか、ペットボトル及びプラスチック製容器などです。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

資源の有効活用や廃棄物の適正処理を推進するため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律です。

【ら行】

リサイクル施設

びん、缶、ペットボトル、古紙などを分別し、資源化の原料とするための施設です。

レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出が困難な鉱種等を指しています。

神奈川県循環型社会づくり計画（平成24年3月改定）

編集・発行 神奈川県環境農政局環境保全部資源循環課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話 （ 0 4 5 ） 2 1 0 - 4 1 4 7

F A X （ 0 4 5 ） 2 1 0 - 8 8 4 7



神奈川県

環境農政局 環境保全部 資源循環課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)